Kodak Gray Scale

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

inches 1 2 3 4 5 6 7 8

cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

540 20

0 複写

540-20

12005015019 79

I+3W 12

明治工業史

蒙喜

昭和三年四月 内務省圖書

序

今や明治工業史成る。由來本邦の歴史は各方面に亘りて幾多公刊せられたりと雖も、工業に關するものに至つては、極めて寥々たるの憾なしとせず。然るに十閲年の刻苦を重ね、茲に本書の完成を見る。世人之によつて我が工業の發達變遷の徑路を熟知するを得るは蓋し本會の痛快とするところなり。

惟ふに一國工業の盛衰は國家の消長を示すものにして、本書は正に我が明治史中重大なる地位に置かるべきを信じて疑はず。されば其の公刊は啻に斯道を裨益するに止まらず、國家に資するところ亦尠なからずと謂ふを得べし。豈慶賀せざるべけんや。

一言以つて序とす。

昭和二年四月

工學會

540-20

緒言

凡そ國運の隆替は其の國工業の消長盛衰と相關聯するところ極めて大なること、今更絮說を俟たずして明かなる事實とす。而して我が國が僅々過去半世紀の短日月の間に、突如として海外の大國と肩を伍するの地位に至りし所以を討究し、更に我が國の現狀を領會し、併せて其の將來を考察せんとするものは、少くとも我が國の工業をして、今日の如き盛況を見るに至らしめたる明治年間に於ける各種工業の沿革に就いて知るところなかるべからず。然るに世上未だ此の目的に副ふべき良書の公刊を見ざりしは、吾人の深く遺憾とするところなりとす。

惟ふに此の業たるや、甚だ難事に屬すと雖も、今にして之を大成せずんば將來遂に其の發達變遷の跡を窺ふに由なく、其の資料も年所を經るに隨ひ、逸散堙滅して復た再び容易に之を得ること能はざるに至るべし。故に之等資料を蒐集し、之に據つ

て明治年間に於ける各工業を分類し、其の發達進歩の實狀を詳述し、以つて之等工業が如何に政治經濟軍事交通其の他國家のあらゆる方面に影響するところ多かりしか、又如何に隆々たる今日の盛運を誘致するに與つて力ありしかを示すは、最も機宜を得たるのみならず、又實に時代の要求なりといふも過言にあらざるべし。

蓋し余は夙に茲に留意するところあり、明治工業の我が國家の隆昌を齎らしたるところ頗る大なるを觀、然も其の資料たるや啻に國内に止まらず、廣く海外にも之を求めざるべからざるを察し、明治三十三年渡英の際、恩師ダイヤー先生に謀り、歸朝の後は明治年間並に其の以前に於ける、我が國工業に盡力せられたる人々に就き其の資料を集め、明治四十二年には德川前將軍に乞うて題字の揮毫を得其の編纂を進めたり。

時恰も大正五年、工學會に於いて明治工業史編纂の議起るに

會し、余は十有六年の間、獨力蒐集したる資料を提供し、更に完備せる一大事業の成功を期し、會の委囑を受けて明治工業史編纂委員長の任に就きたるなり、而して明治の工業に參與したるもの、又其の編纂に適當なるもの百三十餘名を選んで委員を囑託し、分科を設け、幹事を置き、囑託員を作りて事業を進行せしめたり。

抑、工學會は明治十二年の創立に係り、實に我が國工業に關する學會の濫觴とす。當時會員僅に二十三名なりしが、明治二十三年五月第一回大會を開催せし時に當つては、會員凡そ一千二百名を算し、辱くも恩賜金を拜受するの光榮に浴し、明治十四年に會誌第一卷を上梓してより、大正元年末第三百五十七卷を發行するの盛大を來たし、工學百般に亘れる論說調査を詳述し、國家に貢献したるところ蓋し尠少ならず、而して時勢の進歩工業の隆盛と共に、分科の細に入りて研鑽するの必要を生じ、

土木、機械、電氣、造船、建築等各種學會の創立を見るに至れりと雖も、各學會間の大綱聯絡を要するを以つて、工學會は大正十一年に其の組織を變更して個人會員を有せざるものとなり、社團法人日本鑛業會、同日本鐵鋼協會、同土木學會、同造船協會、同建築學會、同電氣學會及び火兵學會、煖房冷藏協會、工業化學會、電信電話學會、機械學會、照明學會なる十二學會の法人若は代表者を以つて組織することゝなれり。工學會は前記の如く、明治工業史編纂に便宜の地位にあるを以つて、余の素志は工學會の努力によつて貫徹せられ、本史の世上に出現するに至りしは、豈獨り余の欣とするところに止まるものならんや。

明治工業史は、主として明治年間に於ける我が國工業の發達を抒述するものなれども、其の起因するところ或は上古に遡るべきあり、又は其の事業にして大正年間に亙るものあるを以つて、明治年間を詳述せんと欲せば自ら筆を其の前後に及ぼさゞ

るべからず。飜つて一國工業の關係するところを觀るに、其の範圍頗る廣く、或は事件の外國に關聯するものあり、時に軍機の祕密に屬するものあり、更に資料の得難きもの、又は其の詳述を避けざる可からざるものあり。之に如ふるに其の編纂に就きても各方面に亙りて多數專門家の努力を待たざるべからざるは勿論、幾多の歲月と多額の費用とを要するなり。されば本事業の遲延今日に至りて、漸く其の完成に近づきたるは、止むを得ざるところとす。

既に述べしが如く、工業は其の範圍甚だ廣きが故に、本書は之を土木、機械、電氣、造船、建築、鐵道、化學工業、鑛業、鐵鋼、火兵、地學、及びそれらの綱領を序述する數篇に分てり。而して各篇は其の次第を異にするを以つて、全く之を畫一することは能はざるも、勉めて其の統一を期したり。

顧れば此の編纂委員中には、明治の工業に關係し、相當年齒

を重ねたる人々を交へたれば、物故せられたる委員も少なからず從つて事業の遲滯を來せしこともありしが、漸く大部分の編纂を終了し、其の一部を上梓せんがために、淨書を印刷所へ送附することを得しは、大正十二年の盛夏なりき。然るに、偶々關東の大震火災に際會し、印刷所に在りし造船篇の原稿は之を烏有に歸せしめたり。其の原稿の工學會に於いて保管せし化學工業、鐵道、電信電話、航路標識、火兵、鐵鋼、地學等は辛うじて其の十中八九を搬出し得たりと雖も內務省、大藏省、遞信省內に保管せられし土木、建築、及び電氣に關するものは惜い哉、官廳と共に燒失するの不幸に遭遇せり。

此の如く、多數の歲次の間には、多大の困難に出會せしも、舊工學會の會員並に江湖の後援と多數委員等の獻身的努力とによつて、此の大編纂事業の目的を貫徹せんとするを得たるは、吾人の深く感謝するところなり。而して更に此の終局を助けて

之が上梓を速かならしめたるは、實に財團法人啓明會の好意によるところ大なるを特筆せざるべからず。

昭和二年四月

明治工業史編纂委員長田邊朔郎

編纂委員名（▲分科幹事）

青山秀三郎（鑛業）
朝倉希一（機械）
伊東忠太（建築）
池田圓男（土木）
稻田三之助（電氣）
榎本惣太郎（建築）
大河內正敏（火兵）
岡田陽一（鑛業）
加藤靜夫（電氣）
北村令司（電氣）
葛野壯一郎（建築）
草間偉（土木）
香村小錄（鐵鋼）
小山磐（機械）
櫻井省三▲（造船）

安達禎（機械）
有坂銘藏（火兵）
市瀨恭次郎（土木）
石橋絢彥▲（土木）
內田四郎（建築）
小原重次（火兵）
大熊喜邦（建築）
太田利一（化工）
桂辨三▲（鑛業）
吉川岩喜（鑛業）
鯨井恒太郎（電氣）
栗山四郎（電氣）
近藤茂（電氣）
佐伯勝太郎（機械）
斯波忠三郎（機械）

淺野應輔（電氣）
井上禧之助▲（地學）
岩瀨德藏（鑛業）
石川留吉（鑛業）
內山新之助（土木）
大石久橘（電氣）
大澤三之助（建築）
加茂正雄（機械）
鍵和田良平（機械）
倉田龜吉（鑛業）
日下部義太郎（鑛業）
小西正二（機械）
近藤仙太郎（土木）
佐野秀之助（鑛業）
澁澤元治▲（電氣）

島重治（土木）
進經太（機械）
鈴村秀三（電氣）
關野貞（建築）
田村鎭（建築）
高城規一郎（鑛業）
高田直屹（機械）
俵國一（鐵鋼）
利根川守三郎（電氣）
中山秀三郎（土木）
永井當清（機械）
西尾銈次郎（鑛業）
伴宜（土木）
福田次吉（土木）
福留喜之助（鑛業）
前原助市（電氣）
的場中（鑛業）

清水釘吉（建築）
杉浦宗三郎（土木）
關盛治（機械）
關口八重吉▲（機械）
田邊朔郎（委員長）
高松豐吉（化工）
高田善彥（電氣）
塚本靖（建築）
豐田榮司（火兵）
南部麟次郎（火兵）
西大助（土木）
西田博太郎▲（化工）
廣井勇（土木）
福地信世（地學）
福田豐（電氣）
松澤傳太郎（鑛業）
宮崎虎一（鑛業）

柴垣鼎太郎（建築）
鈴木鎭雄（建築）
關藤國助（機械）
田島猶吉（鑛業）
高松數馬（火兵）
高津清（電氣）
高洲清二（機械）
堤正義（造船）
中村達太郎▲（建築）
永積純次郎（鑛業）
西松唯一（火兵）
根岸政一（機械）
廣田理太郎▲（機械）
舟橋了助（鑛業）
本多岩次郎（機械）
松井清足（建築）
密田良太郎（電氣）

目黑末之亟（鑛業）
山口吉郎（鑛業）
山口準之助（幹事）
吉田正秀（電氣）
米倉清族（鑛業）

持田巽（機械）
山內不二雄（機械）
湯淺藤市郎（機械）
吉田永助（機械）
渡邊俊雄（鑛業）

矢野道也（機械）
山縣保二郎（火兵）
吉田太郎▲（火兵）
米澤政治郎（土木）

物故者

玉木辨太郎（幹事）
近藤虎五郎（土木科委員）
吉田朋吉（機械科委員）
保科貞（電氣科委員）
新家孝正（建築科委員）
近藤會次郎（化學工業科委員）
大森房吉（地學科委員）

青木大三郎（幹事）
中島銳治（土木科委員）
石川留三郎（電氣科委員）
岸敬二郎（電氣科委員）
清水三貞（化學工業科委員）
渡邊渡（鑛業科委員）

金森鍬太郎（土木科委員）
井口在屋（機械科委員）
浦田周次郎（電氣科委員）
寺野精一（造船科委員）
河喜多能達（化學工業科委員）
野呂景義▲（鐵鋼科委員）

凡例

一、外國地名人名物名は片假名を以つて書し本文と區分せしも、其の相互の間には區別を用ひざることゝせり。

一、（　）は多く註釋に屬するところに用ひ、「　」は引用書、及び區別に使用せり。

一、術語、譯語は各專門に於いて普通に使用するものを用ひ、假名及び濁點の如きも之に準ずることゝせり。

一、度量衡は畫一すること能はざるが故に其の當時使用されたるものを記載せり。

一、本史編纂に際し蒐集し得たる原稿は各篇專門を殊にするを以つて精粗一なること能はず、依つて史實を誤らざるを主として、幾分を改削し、其の統一を期するの已むを得ざるに至れり。

明治工業史

建築篇

例言

本篇は八編三十九章より成るものにして、明治年間に於ける建築の發達、其の傳來等を詳述するものなり。

第一編に於いては、維新前後及び工部省時代より、明治の後期に至るまでの建築沿革の一般。第二編は建築行政。第三編は建築教育。第四編は建築構造及び施工。第五編は建築設備及び經濟。第六第七の兩編は宮殿建築を述べ、東京宮城内より各地の離宮、御所、御用邸に至るまでを詳記し。第八編に於いては官廳舍、公共建物、教育關係の建物、博覽會、商業關係の建物、劇場、病院、神社佛閣、事務所、邸宅等を詳述せり。

本篇原稿編纂の成りしは、全く委員にして建築科の幹事たる中村達太郎氏の努力によるものなり。而して宮殿建築に關する部分は委員大澤三之助、同鈴木鎮雄の兩氏及び囑託武村忠氏の盡力により、容易に得可らざる貴重なる圖書を有する、編纂を完うするを得たり。其の宮殿建築寫眞全部は、古市工學會理事長より願出の結果、内匠寮より特に工學會に下附ありしものにして、本書に大なる光彩を添へたるは深く感謝するところなり。維新前後の建物に關しては委員故新家孝正氏より。又明治初期の建築繪畫は、堀越三郎氏及び囑託木村眞吉氏より供給を受け。工部省時代の建築資料は委員大熊喜邦及び囑託横山信兩氏の盡力によつて蒐集し得たるものなり。臨時建築局當時の有益なる資料

は渡邊讓、河合浩藏、吉井茂則三氏の提出にかゝれり。而して一般建築は委員大熊喜邦、關野貞の兩氏及び囑託横山信氏の努力に待てり。農商務建築は委員榎本惣太郎氏。陸軍建築は囑託須藤眞金氏。宗教建築は委員伊東忠太氏。請負事業に關しては委員清水釘吉氏及び竹中、大倉、石井三組、土木會社等の資料供給に待てり。編纂の事項に關しては塚本靖、大熊喜邦の兩氏曩に幹事たりしとき其の盡力によりしものなり。

本篇も亦、其の編纂中に關東大震火災に際會し、蒐集せしところの圖書の一部を燒失せり、而して夫等圖書を有せし關係諸官廳も亦祝融の祟を受けたるを以て、回復し能はざるものあるは遺憾の至りなりと雖も、今や完璧に近きものを得たるは委員諸氏の努力によるものなり。建物の名稱は時代に依りて異なるもの少なからず、編者は專ら明治時代の名稱を採用せしを以て出版當時なる昭和年代より見れば奇異に感せらるゝものなしとせず、將又記事中現今又は現在とあるは明治大正の交を指すものなり。讀者之を諒せられんことを乞ふ。

本篇を明治工業史中の他篇と對照し其の權衡を得しむるため、又本篇中に於ける統一をなすために幾分の取捨をなし、或は篇章の組替をなしたるところあるは、本篇の筆者に對し深く陳謝するところのものなり。

昭和二年四月

明治工業史編纂委員長

田邊朔郎

目次

第一編　建築沿革一般

第一章　維新前後の建築及び關係事件……一

第一節　西洋建築法傳來の徑路……一

第一　概說……一

第二　傳來徑路……二

第二節　維新前後の主なる建築物……八

第一　概說……八

第二　建物の實例……一一

第三節　皇城……一三

第一　吹上御苑瀧見茶屋……一三

第二　赤坂離宮……一三

第四節　廢藩置縣前後の建築物の整理……一四

第一　宮華族邸修繕……一四

第二　府廳舍の創立費及び修繕……一七

第三　縣廳建坪規則……三八
第四　官營家屋調査の件……四〇
第五　官舍拂下規則及び第舍貸渡規則……四三
第五節　市區改正の準備……四九
第一　市區改正の着眼……四九
第二　明治五年二月大火の影響……五〇
第三　京橋以南改築の管掌官廳……五八
第四　改革事業の困難……六〇
第六節　内務省建築の經緯……六〇
第七節　建言其の他の公文書……六三
第一　皇城炎上後の建言……六三
第二　一廉五百圓以内に關する起案……六九
第三　横濱公園造營に關する文書……七〇
第四　陸軍省陣營建築に關する文書……七二
第八節　維新前後の建築年表……七二
第二章　工部省時代の建築及び關係事件……七七
第一節　工部省關係の建築事項……七七
第一　營繕局成立前の出來事……七七
第二　工部省營繕局……八一
第三　宮殿及び諸官廳建築の初案……八二
第四　宮殿建築の再發令及び建築方法に關する論議……八四
第二節　皇居御造營事務局……九二
第一　同局の成立及び局員組織……九二
第二　同局工事實行上の組織……九五
第三節　宮殿建築構造の概要……九七
第一　奥向宮殿……九七
第二　表向宮殿……九七
第三　宮内省廳舍……九九
第四　橋梁……一〇〇
第五　雜件……一〇三
第四節　工部省關係の諸建築……一〇八
第一　便宜上一時他官廳にて實行せし建築……一〇八
第二　税關上家……一一〇

第三　他より工部省の手に移りし工事……二二六
第五節　工部省營繕局直轄工事及び其の時代の建築……一三六
第一　概　說……一三六
第二　外國人設計の建築物……一三七
第三　營繕局員設計の建築物……一五七
第四　營繕局以外の工事……一七四
第六節　工部省終期の工事……一七五
第一　工部卿の通知……一七六
第二　終期の建築……一七七
第三章　明治後期の建築……一八四
第一節　獨逸風流行時代……一八四
第一　獨逸風傳來の由來……一八四
第二　技師職工の獨國留學……一八六
第三　獨逸建築師の失脚……一九〇
第四　臨時建築局職員……一九四
第五　獨逸風建築……一九六

第二節　邦人建築家時代……二〇四
第一　明治年間に物故せし建築家の遺業……二〇五
第二　大正元年乃至同十年の間に於て病歿したる建築家の明治年間の遺業……二一一
第三節　東宮御所御造營…(赤坂離宮)……二一六
第一　官　制……二一六
第二　關係職員……二一七
第三　東宮御所……二二一
第四節　結　局……二二一

第二編　建築行政

第一章　建築執行官公署……二二三
第一節　官　廳……二二三
第二節　地方廳舍……二二四
第二章　建築に關する法規類……二二五
第一節　概　說……二二五

第一　格　式……二二五
第二　奢侈防止……二二六
第三　火災防止……二二七
第二節　明治年代の建築法規類……二二七
第一　建築條例準備……二二七
第二　府縣の取締規則類……二三三
第三　古社寺保存法……二三九
第四　工　場　法……二四七
第五　土地建物保管規則……二四八
第三章　建築事務所……二四九
第一節　請負を爲さざりしもの……二四九
第二節　請負の伴ひしもの……二五一
第四章　建築請負……二五二
第一節　建築請負業の發達……二五二
第二節　請負に關する法規類……二五六

第一　工部省營繕局の入札定則……二五六
第二　工事定請負規則……二五七
第三　會計法及び會計規則……二六〇
第四　各省の工事請負契約書……二六〇
第五　建築學會の建築請負契約書作成委員會……二六一
第三節　建築請負業者……二六一
第一　維新前より大正年代迄連綿として建築業に從事せる店舗……二六一
第二　明治年代に活躍し同年代に廢絶せしもの……二七〇
第三　明治年代に萠芽し大正年代にも繼續せるもの……二七〇

第三編　建築教育

第一章　建築學官公私學校……二七九
第一節　大學の建築學科……二七九
第二節　公立工業學校の建築學科……二八八
第三節　公立學校の建築學科……二八九
第四節　私立學校の建築學科……二九〇

第二章　木工科の諸學校……二九五
第一節　徒弟學校……二九五
第二節　補習學校……二九六
第三節　公立學校の木工科類……二九七
第三章　建築の學會……二九九
第四章　美術學校……三〇一
第一節　工部省の美術學校……三〇一
第二節　明治美術學校……三〇一
第三節　官立美術學校……三〇一
第五章　文書類……三〇二
第四編　建築構造及び施工
第一章　建築構造及び材料の發達進歩……三一三

第一節　總説……三一三
第二節　維新當時の構造及び材料……三一五
第三節　明治前期の構造及び材料……三一六
第四節　萬國發明品博覽會への出品……三一九
第五節　明治後期の構造及び材料……三二六
第二章　建築施工……三四三
第一節　工部省に於ける建築起業順序……三四三
第二節　明治七年の入札規則……三四四
第三節　明治八年の作業時間……三五二
第五編　建築設備及び經濟
第一章　室内裝飾及び家具……三五五
第一節　宮城表宮殿の裝飾……三五五
第一　概説……三五五
第二　正殿……三五七

第三　豐明殿……三五八
第四　千種之間、牡丹之間、竹之間……三五九
第五　西溜之間……三六〇
第六　葡萄之間……三六〇
第七　御車寄……三六一
第二節　奥宮殿の裝飾……三六二
第一　御座所附近……三六二
第二　皇后宮御座所附近……三六二
第三　女官候所附近……三六二
第四　聖上御湯殿附近……三六三
第五　御内儀謁見所附近……三六三
第六　元皇太后御休所附近……三六三
第三節　赤坂離宮の室内裝飾……三六四
第一　大御車寄……三六四
第二　大階段……三六五
第三　階段之間……三六六
第四　中廣間……三六六
第五　前廣間……三六六
第六　朝日之間……三六七
第七　彩鸞之間……三六八
第八　東宮御座所……三六八
第九　綠之間……三六九
第十　狩之間……三七〇
第十一　紅之間……三七一
第十二　西御座所……三七一
第十三　瑠璃之間……三七二
第十四　孔雀之間……三七二
第十五　綾之間……三七三
第十六　花鳥之間……三七四
第十七　整膳之間……三七五
第十八　小宴之間……三七五
第十九　喫煙室……三七六
第二十　羽衣之間……三七七
第二十一　休憩之間……三七八

第二十二　球戯室……二七八
第二十三　書　房……二七九
第二十四　階下の廣間……二七九
第二十五　東御座所……二八〇
第二十六　東一之間……二八一
第二十七　東二之間……二八一
第二十八　東三之間……二八二
第二十九　朝　飯　室……二八三
第三十　東御寢室……二八三
第三十一　東御化粧室……二八三
第三十二　御　厠……二八四
第三十三　御服之間……二八四
第三十四　御　湯　殿……二八五
第三十五　西御座所……二八五
第三十六　西一之間……二八六
第三十七　西二之間……二八六
第三十八　西三之間……二八七

第三十九　御　内　房……二八七
第四十　西御寢室……二八八
第四十一　西御化粧室……二八八
第四十二　御　厠……二八九
第四十三　御服之間……二八九
第四十四　御　湯　殿……二八九

第二章　衞生設備及び機械設備……二九〇

第一節　衞生設備……二九〇
第一　照明設備……二九〇
第二　煖房設備……二九一
第三　給水設備……二九五
第四　汚物處分……二九六
第二節　機械設備……二九七
第一　電信電話及び避雷針設備……二九七
第二　昇降機設備……二九八
第三　防火設備……二九八

第三章　建築經濟……四〇〇
第一節　材料の形態及び價額……四〇〇
第一　概　說……四〇〇
第二　建築材料の價額……四〇〇
第二節　賃　銀……四〇六
第三節　仕樣及び豫算……四〇八
第一　仕樣書……四〇八
第二　豫　算……四一三

第六編　宮殿建築（其の一）

第一章　總　說……四一五
第二章　宮　城……四二三
第一節　概　說……四二三
第二節　表宮殿……四二四
第一　御車寄……四二五
第二　受付之間……四二五
第三　左廂及び右廂……四二五
第四　東一之間及び二之間、西一之間及び二之間……四二六
第五　正　殿……四二六
第六　化粧一之間二之間……四二七
第七　葡萄一之間二之間……四二八
第八　東溜之間……四二八
第九　西溜之間……四二九
第十　東三之間……四二九
第十一　千種之間、牡丹之間、竹之間……四三〇
第十二　豐　明　殿……四三一
第十三　東　車　寄……四三二
第十四　東車寄受付之間、北溜及び南溜之間……四三二
第十五　各所廊下……四三三
第十六　鳳凰之間、桐之間、西之間……四三三
第十七　表御座所……四三四
第三節　奥宮殿……四三五

第一　奥御座所……三三五
第二　皇后宮御座所……四三七
第三　皇太后宮御休所……四三八
第四節　以上諸殿に附屬する各室……四三八
第五節　各事務室……四三九
第六節　敷地内の概況……四三九
第一　第一區……四四〇
第二　第二區……四四〇
第三　第三區……四四三
第四　第四區……四四六
第五　第五區……四四七
第六　第六區……四四八
第七節　附屬建物若干の建築年代等に關する文書……四四九
第三章　赤坂離宮……四五五
第一節　概要……四五五
第二節　位置……四五八

第三節　基礎……四五九
第四節　鐵骨……四六〇
第五節　内外壁の構造……四六四
第六節　床の構造……四六四
第七節　屋根構造……四六五
第八節　外部の裝飾……四六七
第九節　室の配置……四七〇
第十節　正門……四七二
第十一節　前庭……四七三
第十二節　建物類別……四七四
第十三節　敷地内の概況……四七六
第一　總説……四七六
第二　赤坂離宮敷地……四七七
第十四節　舊東宮御所に關する文書類……四八〇
第四章　霞關離宮……四八九
第一節　沿革……四八九

第二節　有栖川宮御邸としての建築……四九〇
第三節　離宮としての規模……四九一
第四節　敷地内の概況……四九三
第五章　函根離宮……四九五
第一節　概　説……四九五
第二節　離宮の規模……四九七
第三節　建坪及び新築費……四九八
第四節　本館建築……五〇一
第一　西洋館……五〇一
第二　日本館……五〇四
第六章　武庫離宮……五〇九
第一節　概　説……五〇九
第二節　建物概況……五一一
第三節　敷地内の概況……五一三
第七章　芝離宮……五一六

第一節　沿　革……五一六
第二節　新築西洋館……五一九
第三節　土地建物現況……五二二
第一　西洋館……五二三
第二　日本館……五二八

第七編　宮殿建築（其の二）

第一章　明治以前にも宮殿たりしもの……五三三
第一節　修學院離宮……五三三
第一　隣雲亭……五三四
第二　窮邃軒……五三四
第三　御客殿及樂只軒……五三五
第四　藏六庵及び壽月觀……五三六
第二節　修學院の稱呼起原……五三七
第二章　明治以前には宮殿たらざりしもの……五三八

第一節　桂離宮……五三八
第一　概　説……五三八
第二　御　殿……五三八
第三　敷地内の概況……五四二
第二節　二條離宮……五四五
第一　概　説……五四五
第二　本丸宮殿……五四五
第三　二ノ丸宮殿……五四七
第四　明治十九年の規模……五四八
第五　前將軍德川慶喜の據りし二條城……五五〇
第三節　名古屋離宮……五五一
第一　概　説……五五一
第二　離宮となれる前後の公文書……五五一
第三　現時の規模……五五四
第四　建物の狀況……五五四
第四節　濱　離　宮……五五五
第一　概　説……五五五

第二　現時の規模……五五六
第三　敷地内の概況……五五六
第三章　御　所……五六一
第一節　東宮御所(高輪)明治時代に新築せしもの……五六一
第一　概　説……五六一
第二　建築係官……五六一
第三　高輪御殿當時の規模……五六二
第四　現時の規模……五六四
第二節　青山御所(明治時代に御所となりたるもの)……五六五
第一　概　説……五六五
第二　青山離宮時代……五六八
第三　青山御所時代……五六九
第四　現時の規模……五七〇
第三節　京都御所(明治以前にも御所たりしもの)……五七一
第一　概　説……五七一
第二　明治時代に於ける建物變動……五七二

第三　明治以後重要事項……五七三
第四　防火設備……五七四
第四節　大宮御所（明治以前にも御所たりしもの）……五七七
第一　概　説……五七七
第二　現　狀……四七八
第五節　仙洞御所（明治以前にも御所たりしもの）……四七八
第一　概　説……五七八
第二　現　狀……五七九

第四章　御　殿……五八〇

第一節　皇子御殿……五八〇
第一　概　況……五八〇
第二　建物の沿革……五八〇
第三　公文書……五八二
第四　現　況……五八五
第二節　麻布御殿……五八五
第一　概　説……五八五

第二　現　況……五八六

第五章　御用邸……（明治時代に新築せしもの）……五八七

第一節　日光田母澤御用邸……五八七
第一　概　説……五八七
第二　現　況……五六七
第二節　宮ノ下御用邸……五八八
第一　概　説……五八八
第二　土地と新築……五八八
第三　現　況……五九一
第三節　靜岡御用邸……五九二
第一　概　説……五九二
第二　現　況……五九四
第四節　熱海御用邸……五九四
第一　概　説……五九四
第二　土地と新築……五九四
第三　溫　泉……五九七

第二四　現　況……六〇三
第五節　小田原御用邸……六〇四
第一　概　說……六〇四
第二　敷地内の利用……六〇六
第三　地勢及建物……六〇六
第六節　沼津御用邸……六一一
第一　概　說……六一一
第二　現　況……六一三
第七節　鎌倉御用邸……六一三
第一　概　說……六一三
第二　現　況……六一四
第八節　葉山御用邸……六一四
第一　概　說……六一四
第二　現　況……六一七
第六章　御用邸……（在來の建物を買上げしもの）……六一八
第一節　鹽原御用邸……六一八

第二節　日光御用邸……六一八
第三節　高輪南町御用邸……六一九

第八編　諸建築

第一章　中央官廳集中計畫……六二一
第二章　官廳建築……六二六
第一節　宮内省廳舍……六二六
第二節　諸官省廳舍……六二七
第一　假議院建築……六二九
第二　司法省廳舍……六三三
第三　裁判所……六三四
第四　海軍省廳舍……六三五
第五　農商務省廳舍……六三六
第六　文部省廳舍……六三七
第七　外務省廳舍……六三八

第八　遞信省廳舍……六三九
第九　大阪裁判所……六三九
第十　廣島の帝國議會假議事堂……六四〇
第十一　警視廳……六四一
第十二　大連民政署……六四一
第十三　專賣局廳舍……六四二
第十四　臺灣總督府廳舍……六四二
第十五　神戸地方裁判所……六四二
第十六　第三師團司令部……六四三
第十七　横濱稅關事務所……六四四
第十八　內務大藏兩廳舍及び會計檢査院……六四四
第十九　關東都督府高等及び地方法院……六四五
第二十　巢鴨監獄……六四五
第二十一　北京公使館……六四六
第二十二　漢口大日本帝國總領事公館……六四七
第二十三　吉林帝國領事館……六四七

第三章　府縣廳舍及び郵便局公會堂公共建物の類……六四八

第一節　府縣廳……六四八
第一　東京府廳……六四八
第二　京都府廳……六四九
第三　兵庫縣廳……六四九
第四　長崎縣廳……七五〇
第五　靜岡縣廳……六五〇
第六　奈良縣廳……六五一
第七　千葉縣廳……六五二
第二節　郵便局、公會堂、市役所、郡役所……六五三
第一　東京中央郵便局、京橋電話分局……六五二
第二　横濱郵便電信局……六五二
第三　日本橋電信局……六五三
第四　神戸郵便局……六五三
第五　大阪郵便局……六五三
第六　大阪市公會堂……七五四

第七　大阪市役所廳舍……六五四
第八　横濱市役所……六五五
第九　神奈川縣府中郡役所……六五五
第十　大阪府會議事堂……六五六
第三節　運輸關係の建築物……六五六
第一　舊新橋停車場……六五六
第二　東京驛の建築……六五八
第三　博多停車場……六六〇
第四章　教育關係の建物……六六一
第一節　學校……六六一
第一　工部大學校……六六一
第二　法文學部校舍……六六二
第三　築地の海軍兵學校生徒館……六七五
第四　奈良縣尋常師範學校……六六五
第五　工科大學本館……六六六
第六　英吉利法律學校及び東京英語學校……六六八

第七　學習院……六七〇
第八　華族女學校……六七一
第九　女子大學校……六七二
第十　學校建築功勞者の事業……六七二
第十一　水產講習所……六七三
第十二　茨城縣立商業學校……七七三
第二節　圖書館……六七三
第一　帝國圖書館、附、東京圖書館……六七四
第二　大阪圖書館……六七五
第三　帝國大學圖書館……六七五
第四　日比谷圖書館……六七五
第五　南葵文庫……六七六
第六　靖國神社圖書館……六七六
第七　京都圖書館……六七七
第八　慶應大學圖書館……六七七
第九　早稻田大學圖書館……六七七
第三節　博物館……六七八

第一　上野博物館……六七九
第二　遊就館……六八一
第三　京都博物館……六八二
第四　奈良博物館……六八三
第五　海軍參考館……六八三
第六　農商務省標本陳列館……六八四
第七　特許品陳列所……六八四
第八　商品陳列所……六八五
第九　徽古館……六八五
第四節　體育關係……六八五
第一　京都武德殿……六八六
第二　帝國大學艇庫……六八六
第三　東京高等商業學校艇庫……六八六
第四　柔道場……六八七
第五節　外國博覽會……六八八
第一　墺國維納の萬國博覽會……六八八
第二　米國費府の博覽會……六八九
第三　英國倫敦の發明品博覽會……六八九
第四　市俄古市の萬國博覽會……六九〇
第五　佛國巴里の大博覽會……六九一
第六　米國聖路易の萬國博覽會……六九二
第七　英國倫敦の日英博覽會……六九二
第八　米國沙市博覽會……六九三
第六節　內國博覽會……六九三
第一　第一回內國勸業博覽會……六九三
第二　第二回內國勸業博覽會……六九四
第三　第一回水產博覽會……六九四
第四　第三回內國勸業博覽會……六九五
第五　第四回內國勸業博覽會……六九五
第六　第二回水產博覽會……六九五
第七　第五回內國勸業博覽會……六九六
第八　名古屋開府三百年記念館……六九八
第五章　商業關係の建築……六九九

第一節　銀　行……六九九
第一　明治初葉の銀行……六九九
第二　日本銀行……六九九
第三　第一銀行……七〇〇
第四　三井銀行……七〇一
第五　日本銀行大阪支店……七〇一
第六　第一銀行大阪支店……七〇一
第七　横濱正金銀行……七〇三
第八　三井銀行京都支店……七〇三
第九　第一銀行京都支店……七〇四
第十　三菱銀行神戸支店……七〇四
第十一　日本銀行名古屋支店……七〇四
第十二　日本銀行京都支店……七〇五
第十三　第一銀行横濱支店……七〇五
第十四　三菱合資會社大阪支店……七〇五
第十五　十五銀行日本橋支店……七〇六
第十六　住友銀行川口支店……七〇六

第十七　日本銀行小橋支店……七〇六
第十八　横濱正金銀行天津支店……七〇七
第二節　事務所及び商店類……七〇七
第一　通運會社事務所……七〇七
第二　郵船會社事務所……七〇八
第三　日本製鐵會社事務所……七〇八
第四　王子製紙會社事務所……七〇九
第五　東京倉庫會社兵庫出張所……七〇九
第六　三菱會社の丸之内建築……七〇九
第七　三菱合資會社第十二號館及び第十三號館……七一二
第八　帝國海上運送火災保險株式會社……七一三
第九　三井物産會社横濱支店……七一三
第十　丸善株式會社……七一三
第十一　三井の貸事務所……七一四
第十二　松田亭……七一五
第十三　白木屋……七一五
第十四　伊東屋文具店……七一六

第十五　三越呉服店……七一六
第十六　帝國ホテル……七一七

第六章　劇場、集會所、病院の類……七一八

第一節　娯樂關係……七一八
第一　春木座……七一八
第二　帝國劇場……七一八
第三　歌舞伎座……七一九
第四　國技館……七二〇
第五　池上の東京競馬會馬見所……七二〇
第六　日本パノラマ館……七二〇
第二節　集會所類……七二一
第一　東京商業會議所……七二二
第二　東京株式取引所……七二二
第三　大阪株式取引所……七二三
第四　三井家有樂町集會所……七二三
第五　横濱銀行集會所……七二三

第六　佐世保海軍下士卒集會所……七二四
第七　呉鎮守府の櫻松館……七二五
第八　日露戰役記念の傷病兵集會所……七二五
第九　大日本衞生會……七二五
第十　佛教青年傳道會……七二六
第三節　病院類……八二六
第一　日本赤十字社病院……七二六
第二　其の他の病院……七二七

第七章　宗教建築……七二九

第一節　概說……七一九
第二節　神社……七三〇
第一　伊勢の兩宮……七三〇
第二　別格官幣社靖國神社……七三一
第三　官幣大社吉野神社……七三二
第四　官幣大社熱田神社……七三二
第五　官幣大社平安神宮……七三三

第六　官幣大社臺灣神社……七三三
第七　官幣大社宮崎宮……七三三
第八　官幣大社樺太神社……七三四
第九　官幣大社札幌神社……七三四
第十　官幣大社生國神社……七三四
第十一　國幣中社函館八幡宮……七三四
第十二　豐川稻荷……七三五
第十三　其の他の神社……七三五
第三節　佛寺建築……七三六
第一　改良の趨勢……七三六
第二　京都の東本願寺……七三六
第三　曹洞宗總本山總持寺……七三七
第四　東福寺……七三八
第五　南禪寺……七三八
第六　佛光寺……七三八
第七　智恩院……七三八
第八　芝增上寺……七三八

第九　函館の東本願寺……七三九
第十　其の他の寺院……七三九
第四節　古社寺保存……七四〇
第五節　基督教建築……七四一
第一　本鄕組合教會堂……七四一
第二　銀座教會堂……七四二
第三　ニコライ大教會堂……七四二
第八章　邸宅……七四三
第一節　邸宅……七四三
第二節　官邸……七四四
第一　神奈川縣知事官舍……七四四
第二　海軍大臣官舍……七四四
第三節　私邸……七四四
第一　鍋島邸……七四五
第二　小笠原邸……七四五
第三　一條邸……七四五

第四　岩崎邸……七四六
第五　三井邸……七四六
第六　渡邊邸……七四六
第七　淺野邸……七四七
第八　前田邸……七四七
第九　其の他の邸宅……七四七

第九章　雜建築及び雜件……七四八

第一節　雜建築……七四八
第一　淀橋淨水場喞筒汽罐室……七四八
第二　專賣局淀橋工場……七四八
第三　芝田町の煙草工場……七四九
第四　秀英社事務所及び工場……七四九
第五　六窓庵……七四九
第六　東京帝國大學正門及び門衞所……七四九
第七　護國塔……七五〇
第二節　雜件……七五〇

第一　都市橋梁……五五〇
第二　公園……七五一
第三　懸賞競技……七五一

（畢）

挿圖目錄

第一圖　工部大學校博物館……一八
第二圖　工部大學校全景……一九
第三圖　(其の一)三井爲換座……二五
　　(其の二)三井爲換座……二五
第四圖　駿河町の三井組……二六
第五圖　築地ホテル館……二八
第六圖　東京開成學校へ　主上臨幸……二九
第七圖　東京開成學校後面……三〇
第八圖　東京開成學校製煉局……三〇
第九圖　萬代橋の圖……五〇
第十圖　銀座通の圖……五九
第十一圖　宮内省廳舍……九九
第十二圖　舊二重橋を明らかに現はしたる圖……一〇〇
第十三圖　舊大手橋及び二重橋……一〇一
第十四圖　宮城正門前石橋……一〇二

第十五圖　萬代橋租稅寮出張所……一一四
第十六圖　工部大學校正面遠景の圖……一三八
第十七圖　工部大學校講堂……一三九
第十八圖　工部大學校階段……一三九
第十九圖　工學大學校講堂外部の圖……一三九
第二十圖　上野博物館……一四五
第二十一圖　一ッ橋講義室……一六〇
第二十二圖　大學の時計臺……一六二
第二十三圖　大學の時計臺下玄關……一六二
第二十四圖　神戸郵便局……一七一
第二十五圖　一ッ橋東京大學理學部博物館……二一八
第二十六圖　一ッ橋東京開成學校製作學敎室……二一八
第二十七圖　新橋停車場……二一九
第二十八圖　東京開成學校側面……二二一
第二十九圖　東京開成學校病舍……二二一
第三十圖　宮城正殿內部……二五八—二五九
第三十一圖　宮城豐明殿內部……二五八—二五九

第三十二圖　宮城千種之間內部……二六〇—二六一
第三十三圖　宮城西溜之間內部……二六〇—二六一
第三十四圖　宮城御車寄內部……二六〇—二六一
第三十五圖　赤坂離宮御殿正面階段室……二六六—二六七
第三十六圖　赤坂離宮御殿廣間……二六六—二六七
第三十七圖　赤坂離宮御殿朝日之間……二六六—二六七
第三十八圖　赤坂離宮御殿彩鸞之間……二六八—二六九
第三十九圖　赤坂離宮御殿花鳥之間……二七四—二七五
第四十圖　京都東本願寺防火栓……二九八—二九九
第四十一圖　宮城御車寄外部……四二六—四二七
第四十二圖　宮城正殿外部……四二六—四二七
第四十三圖　宮城東溜之間外部……四二八—四二九
第四十四圖　宮城東溜之間內部……四二八—四二九
第四十五圖　宮城西溜之間外部……四三〇—四三一
第四十六圖　宮城千種之間外部……四三〇—四三一
第四十七圖　宮城豐明殿外部……四三二—四三三
第四十八圖　振天府外觀……四四四—四四五

第四十九圖　建安府外觀……四四四—四四五
第五十圖　賢所正門……四四四—四四五
第五十一圖　駐春閣……四四四—四四五
第五十二圖　赤坂離宮御殿正面……四五六—四五七
第五十三圖　赤坂離宮御殿背面……四五六—四五七
第五十四圖　赤坂離宮御殿御車寄……四五六—四五七
第五十五圖　赤坂離宮正門……四七一—四七三
第五十六圖　霞關離宮正門……四九〇—四九一
第五十七圖　霞關離宮御殿外觀……四九〇—四九一
第五十八圖　函根離宮正門……四九八—四九九
第五十九圖　函根離宮御殿洋館外部……五〇二—五〇三
第六十圖　函根離宮御殿洋館背面……五〇二—五〇三
第六十一圖　函根離宮御殿洋館內部……五〇二—五〇三
第六十二圖　函根離宮御殿日本館外部……五〇四—五〇五
第六十三圖　函根離宮御殿日本館內部……五〇四—五〇五
第六十四圖　武庫離宮正門……五一二—五一三
第六十五圖　武庫離宮御殿御車寄……五一二—五一三

第六十六圖　武庫離宮御殿外部……五一二—五一三
第六十七圖　武庫離宮御殿內部……五一二—五一三
第六十八圖　修學院離宮隣雲亭……五三六—五三七
第六十九圖　修學院離宮御客殿……五三六—五三七
第七十圖　修學院離宮藏六庵及び壽月觀……五三六—五三七
第七十一圖　桂離宮御殿外部……五三八—五三九
第七十二圖　桂離宮松琴亭……五四四—五四五
第七十三圖　二條離宮御殿御車寄……五四六—五四七
第七十四圖　二條離宮御殿外部……五四六—五四七
第七十五圖　二條離宮御殿內部……五四六—五四七
第七十六圖　名古屋離宮御殿御車寄……五五四—五五五
第七十七圖　名古屋離宮御殿外部……五五四—五五五
第七十八圖　名古屋離宮御殿內部……五五四—五五五
第七十九圖　(其の一)濱離宮中島御茶屋附近全景……五五六—五五七
(其の二)濱離宮中島御茶屋附近全景……五五六—五五七
第八十圖　東宮御所(高輪)正門……五六一—五六三
第八十一圖　東宮御所(高輪)御殿御車寄……五六一—五六三

第八十二圖　東宮御所(高輪御殿外部……五六二—五六三
第八十三圖　東宮御所(高輪御殿內部……五六二—五六三
第八十四圖　青山御所正門……五七〇—五七一
第八十五圖　青山御所御殿御車寄……五七〇—五七一
第八十六圖　京都御所建禮門……五七二—五七三
第八十七圖　京都御所承明門……五七二—五七三
第八十八圖　京都御所紫宸殿外部……五七二—五七三
第八十九圖　京都御所紫宸殿內部……五七二—五七三
第九十圖　京都御所清凉殿外部……五七二—五七三
第九十一圖　京都御所清凉殿內部……五七二—五七三
第九十二圖　京都御所小御所外部……五七二—五七三
第九十三圖　京都御所御學問所外部……五七二—五七三
第九十四圖　京都御所常御殿外部……五七二—五七三
(其の一)京都御所防火用大日山貯水池……五七六—五七七
第九十五圖　(其の二)京都御所蹴上喞筒室……五七六—五七七
第九十六圖　京都御所紫宸殿防火栓……五七六—五七七
第九十七圖　京都大宮御所御殿全景……五七八—五七九

第九十八圖　京都仙洞御所……五七八—五七九
第九十九圖　皇子御殿正門……五八〇—五八一
第百圖　皇子御殿御車寄……五八〇—五八一
第百一圖　麻布御殿正門……五八六—五八七
第百二圖　麻布御殿御車寄……五八六—五八七
第百三圖　麻布御殿外部……五八六—五八七
第百四圖　日光田母澤御用邸正門……五八六—五八七
第百五圖　日光田母澤御用邸御殿御車寄……五八六—五八七
第百六圖　日光田母澤御用邸御殿外部……五八六—五八七
第百七圖　日光田母澤御用邸御殿內部……五八六—五八七
第百八圖　宮ノ下御用邸御殿外部……五九〇—五九一
第百九圖　宮ノ下御用邸御殿內部……五九〇—五九一
第百十圖　靜岡御用邸正門……五九二—五九三
第百十一圖　靜岡御用邸御殿御車寄……五九二—五九三
第百十二圖　靜岡御用邸御殿外部……五九二—五九三
第百十三圖　靜岡御用邸御殿內部……五九二—五九三
第百十四圖　熱海御用邸正門……五九四—五九五

第百十五圖　熱海御用邸御殿御車寄……五九四—五九五
第百十六圖　熱海御用邸御殿外部……五九四—五九五
第百十七圖　熱海御用邸御殿內部……五九四—五九五
第百十八圖　小田原御用邸御殿御車寄……六〇六—六〇七
第百十九圖　小田原御用邸御殿外部……六〇六—六〇七
第百二十圖　小田原御用邸御殿內部……六〇六—六〇七
第百二十一圖　沼津御用邸正門……六一二—六一三
第百二十二圖　沼津御用邸御殿御車寄……六一二—六一三
第百二十三圖　沼津御用邸御殿日本館外部……六一二—六一三
第百二十四圖　沼津御用邸御殿日本館內部……六一二—六一三
第百二十五圖　沼津御用邸御殿洋館外部……六一二—六一三
第百二十六圖　沼津御用邸御殿洋館內部……六一二—六一三
第百二十七圖　鎌倉御用邸御殿御車寄……六一四—六一五
第百二十八圖　鎌倉御用邸御殿外部……六一四—六一五
第百二十九圖　鎌倉御用邸御殿內部……六一四—六一五
第百三十圖　葉山御用邸正門……六一六—六一七
第百三十一圖　葉山御用邸御殿御車寄……六一六—六一七

第百三十二圖　葉山御用邸御殿外部……六一六—六一七
第百三十三圖　葉山御用邸御殿內部……六一六—六一七
第百三十四圖　鹽原御用邸御殿外部……六一八—六一九
第百三十五圖　鹽原御用邸御殿內部……六一八—六一九
第百三十六圖　日光御用邸正門……六一八—六一九
第百三十七圖　日光御用邸御殿御車寄……六一八—六一九
第百三十八圖　日光御用邸御殿外部……六一八—六一九
第百三十九圖　日光御用邸御殿內部……六一八—六一九
第百四十圖　高輪南町御用邸御殿洋館……六二〇—六二一
第百四十一圖　高輪南町御用邸御殿日本館……六二〇—六二一

畢

第一編　建築沿革一般

第一章　維新前後の建築及び關係事件

第一節　西洋建築法傳來の徑路

第一　概說

明治末年より遡り約半世紀前、外國と互市を開きたる以來、本邦百般の事物漸く革新の氣運に向ひ、官私の別無く擧つて泰西の文明を取入れ、盛に國力の培養と民衆の福利增進とを企圖したるを以て、數年ならずして因循姑息の舊套を脫し、國民擧つて漸く文明開化の風潮に浴することを得るに至れり。

是に於いて、制度文物の變革に伴ひ、建築法に於いても亦相當の推移を免れざるや必せり。然れども建築物は固定物にして物品の如く容易に變更し得るものに非ず。是故に明治初年に於いては暫く舊時の遺構を應用し、唯焦眉の急なるものより改造若しくは新築に着手し、斯くて漸を追つて泰西の建築法を輸入するに至れるなり。乃ち官衙其の他學校等に於いては、從來の座式を改めて腰掛式と爲せるが如き、最も早く行はれたる改新なりとす。隨つて建築物自身も亦從來の如き低き天井たることを得ず。斯くて即座に

之を高むることの必要生じたりき。然れども一般住宅に於いては、本邦因襲の久しき、容易に洋風に浸染するの氣運に向はず、明治年代終焉の時に於いても尙ほ從來の建築法却て盛に用ひられ、洋風住宅の如きは僅に一部に止まれるのみ。

之に反し、官廳公署其の他公共建物に於いては期せずして何れも西洋風に則り、急速改造の途に就きたることは勢の免れざる所なりき。

第二　傳來徑路

(一)　佛國風

始め我が國人は何れも煉瓦の如何なるものなるかを知らず、況や其の築造をや。然らば即ち如何にして泰西の築造法が我が國に傳來せしか、其の概況を述ぶることは建築史家の一義務なりと信ずるなり。

抑、幕末に於いて舊幕府は製鐵所の必要を認め、横須賀及び横濱に之を設け佛國技術家をして專ら之を畫策せしめたり。隨つて明治元年新政府の手に歸するに至ても、佛國技師等は尙ほ依然として其の工事に從事したりき。是に於いて我が國人なる職工輩も亦工場に出入して工場建築等の模樣を目擊し、又は直接工事に携はり、斯くて築造法の呼吸を會得せしもの甚だ多かりしならん。我が國の古き洋風建築に於いて佛國人の手に成りしもの少からざるは故なきに非ざるなり。

明治四年十月造船權頭となり同年十一月十二日横須賀在勤仰付られ、其の造船所長となりたる平岡通義は其の後同五年十月造船所を工部省より海軍省に轉屬せしめられたる時迄、造船頭として鞅掌されたる人なるが、其の談に曰く、廟議は從來の船渠の外に尙ほ一を增築することに決し、明治四年十一月二十一日起工式を擧行せり。其の基礎石は太政大臣三條實美之を据ゑ、遺漏なく其の式を了せり。爾來通義は同所の改革を圖り、先づ、雇外國人の專横を抑制し、其の權力を減殺することの急務なることを看破せり。蓋し當時專ら外國人の計畫に任せたるが故に、大は造船工場の建築より小は材料購入の雜務に至る迄、一切之を外國人に委ねたり。故に舊幕府の時、佛國より雇聘せる技師等三十二名の者は維新後も依然として諸般の業務に關渉し、往々長官の命に忤ひ、專横の處置尠なからざりき。通義が長官と爲るに及び、斷然意を決して先づ技術上に支障なき諸般の業務は、彼より奪ひて我が手に收めたり云々と。平岡通義は後、工部省營繕頭と爲り、終始建築に鞅掌したりき。

されば前記多數の技術家中には建築家若しくは土木家の在りたるや疑なし。これ維新前後に於いて佛國風家屋築造術の我が國に傳はりし一徑路なりとす。

(二)　英國風

明治元年閏四月、政府は造幣局設立の取調を爲す。此の時恰も香港の造幣局は創立後期年ならずして廢局となりしかば、參與會計官判事三岡八郎(後由利公正)命を奉じて外國事務局判事五代才助(友厚)寺島陶藏(宗則)に託し、香港にある造幣機械を代金六萬兩にて購入せんことを英商ガラバと約定せしめ、横濱裁判所御用掛上野敬輔(景範)を同地に派遣して機械及び建築材料を大阪に移さしめしが、十月下旬に至りて到着せり。

其の時英商ガラバの推薦に依り英人ウォートルスを建築の設計及び監督に任じたり。是に於いて英國の技術家ウォートルスは明治元年八月造幣局の建築に着手せしが、中途工場火を失し、惜い哉全く烏有に歸したり。依て再築を經て明治四年二月造幣寮の建築は竣工したり。

斯くて明治初年に來朝せし英人ウォートルスは、最初造幣寮に從事せしが、其の後も尙ほ大藏省御雇として銀座尾張町の改築工事に盡瘁し、我が國建築技術界に貢献せしこと多大なりき。又東京に於いて最初の煉瓦造なりし永樂町の分析所(後俗に龍之口勸工場と唱ふ)も亦同人の設計施工せしものなりきといふ。

是に於いて我が國の職工等は容易く實地に就いて英國風の建築術を習得し得たるなり。卽ち知るべし、英國風建築術の我が國に將來せしは全くウォートルスの功に歸し得

ることを。依つて之を英國風傳來の第一徑路なりとす。

(三)　米國風

是より先横濱の開港せらるゝや、民間に於ける外國人住宅建築等の爲めに外國建築技手は早く既に入國して、民間工事に從事せしものありたるが如し。是に於いて邦人の既に建築に素養ありし者は、之を好機として之に關係を結び、以て建築術の大要を會得し、能く其の收穫を咀嚼し、以て遂に新機軸を出して好き建築を設計したる者尠なからず。例へば工部省時代に於いて諸官廳建築を設計せし技手林忠恕の如きは、慶應初年横濱に至り、英人ドール及び米人ビールジンスに就いて建築法を習得したりと言ふ。其の結果林忠恕の設計せし木造官衙建築極めて多かりき。

兎に角明治初年前後に於いては、米國風の木造建築に感染せしこと頗る多かりしが如し。其の頃の仕樣書卽ち工部省設立前後のものを見るに自然其の感を起さざるを得ざるなり。例へば下見張の仕樣に於いて「外廻り米利堅下見杉六分板云々」とあり。又「アメリカ下見云々」ともある。而して「イギリス下見」又は「西洋下見」なる言葉を用ふるに至れるは、明治十年前後より後なるが如し。是に於いて米國風の木造建築は我國に傳來せし魁なりしこと疑なきが如し。

明治年代に於いて建築請負業の第一人者として認められたる清水喜助も亦維新前既

に横濱に至り、外國人に就いて建築法を習得し能く之を咀嚼し、換骨脱胎以て之を實地に應用せしこと少からず。彼の第一國立銀行の前身なる三井爲替會所の建築及び三井銀行の前身なる三井組の建築の如きは、喜助が獨創を以て計畫せしものにして、當時新機軸を出したる好模範の建築なりしなり。

以上にて佛英米各國風建築法の我が國に傳來せし徑路を了解することを得べし。

(四) 伊國風

然るに之に加ふるに又一新時期の到來せるあり。即ち明治九年工部省に於いて美術學校を創設し(明治十五年廢校繪畫及び彫刻の二學科を設置せられたり。是に於いて其教師として伊太利人を雇入れたるを以て、自然藝術家なる同教師は建築圖案にも手を延ばすに至れるなり。例へば九段坂上の遊就館及び參謀本部を設計せしは、同校の豫科教師カツペルジーなる伊太利人なりき。然れども伊太利建築家の影響は微少にして而も永續せざりき。

(五) 工部大學校造家學科

次に工部大學校に於いて造家學科(即ち明治末期の建築學科)を設けられたる結果、明治九年我が國政府の招聘に應じて英國人ジエー、コンドル來朝し、同校の教師と爲り、其の傍工部省御雇となり、且宮內省にも勤仕せしかば、諸官衙等の建築を設計したること少なからず。是に於いて英國風の建築法勃興するに至れり。如之コンドルの教を受けて工部大學校を卒業せしもの明治十二年以來續いて世に出て、建築實施に當れるもの輩出したり。又諸設備に就いても漸次學理的應用に依り益建築法の進歩發展を見るに至れり。且又工部大學校卒業者中外國へ渡航する者漸を以て多きを加へ、建築學上愈々新智識を加へ得るに至れり。

斯くて建築學術の正則に我が國に傳はりしことは明治九年に胚胎すと言ふことを得べし。

(六) 獨國風

然るに霹靂一聲忽然として沈靜を破る事件突發せり。時是れ明治二十年、政府新に臨時建築局を置き、國會議事堂及び諸官衙を建築せしむるに當り、時の建築局總裁井上馨は、獨逸より建築技師エンデ及びビヨツクマンを招き、技術上の事は總て兩人に委ねたり。且又邦人の技師及び學術の素養ある高等職工を獨逸に留學せしめたり。是に於いて獨逸風の建築法大に流行するに至れり。

(七) 米國風

其の後明治末年に至り、米國風の鐵骨構造及び鐵筋コンクリート構造漸く散見するに至れり。然れども未だ大正年代の如く盛なるには至らざりき。

第二節　維新前後の主なる建築物

第一　概　説

(一)　建物の種類

維新前後に於いては、官衙等に於いても幕府時代の在來建物を利用せしもの多し。而して築造上焦眉の急なるものより漸を以て工を起したり。第一外國人の宿舍に充つべき旅館の如きは明かに當時最も急を要せしものなりしならん。其の他外國人官舍の如き亦然りとす。次に本邦未曾有の交通機關なる鐵道の布設に伴ひ、停車場建築の如きも亦急速の起工を要せしや疑なし。其の他教育の改新に從ひ學校及び附屬建物の新築を要し、軍制の新定に促れては兵營等の必要に迫られ、外國と互市を開きし結果は爲替座建築の急を訴へたり。

維新後國事多端の際に於いても、尙ほ此の如き焦眉の急なる工事は起さずして止むべきに非ず。是に於いて他の建物の上には勢ひ手を下すことを得ざりしなり。從つて明治末年の建築物の種類の多きに比すべくもあらざりしなり。

(二)　構造の種類

甲　煉　瓦　造

明治初年に於いては、本邦に於いて未だ煉瓦製造所の設置なかりしを以て、最初は之を海外に仰ぎたるが如し。而して其の輸送に錫鍍金の函を用ひたるが、英米の技師は其の函の內容を稱してブリキと唱へたるに對し、我國の職工は函自身の材料をブリキと誤解し、遂に錫被せ鐵葉を我が國にてはブリキと稱するに至れり。尙ほ後年に至り鐵力なる漢字を充つるに至れりと云ふ說あり。夫れ或は然らん。

虎之門內に於いて最古の煉瓦造なる工部大學校博物館の建築用煉瓦は、特にスコットランドより取寄せたるものなりといふ。之を大正年代よりして追想すれば實に隔世の感ありといふべし。されば一本の煉瓦も實に貴重なりしものなりしならん。

又大阪の造幣寮及び東京永樂町分析所の建築用煉瓦も亦ウォートルスの周旋により海外より輸入せしものなるべし。(本節第二の(一)の丙參照)

此の如くなるを以て煉瓦造の建築は當時極めて珍重すべきもの、從つて其例も頗る稀

少なりしなり。

乙　石張付木骨造

當時建築材料として煉瓦の僅少なりし結果、勢ひ之を石材に求めざる可からざりしなり。斯くて石材に依れば迫持其の他窓臺等西洋建築の要素を具備せしめ易き故なり。然れども石材のみを以て建築を爲すことは、石材築造法に就いて甚だ幼稚なりし時代に於いては、頗る危險を感ぜし所なるべし。是れ其の當時に於いて木骨石張附構造の大に流行せし所以なりとす。此構造法は內方に木骨を組み、外方に砂質凝灰岩を重疊し、各石を木骨に銹留となしたるなり。故に外部より見れば、全く石造構造に異らざるなり。新橋停車場たりし建物など其の例なり。

丙　木造塗家造及び海鼠壁造

木造塗家造も亦當時大に流行せし構造なり。又海鼠壁仕上の構造は、德川時代の海鼠壁を明治時代の新樣式に應用せしものなり。本構造に於いては隅角に石を疊み、窓周り等には迫持を用ひ得る等の便利ある故多く用ひられたり。

T　下見張仕上

木造にして下見張仕上となし、ペンキを塗りて西洋建築と爲せしものも大に流行せしなり。官舍等の如き比較的小なる建築は、何れも此の如き建築風のもの多かりき。

第二　建物の實例

(一)　煉瓦造

甲　龍之口勸工場

初め分析所として建築せしものにして、東京丸之內永樂町に在りしものなり。これ東京に於ける煉瓦造の魁にして建坪六十八坪五合二六の平家建煉瓦造なり。明治四年頃の建築にして英人ウオートルスの設計なりきと言ふ說あり。或は然らん。其昇降口は三坪四一六、事務所は五十三坪五合五勺、工業場は十一坪五六、窓は揚卸にして硝子障子を嵌め正面及び兩妻共煉瓦造の甍を附し、屋根は棧瓦葺なりき。

明治五年墺國博覽會閉鎖後、我が國出品物の賣殘及び將來品を出陳する爲め、政府は龍之口勸工場を特設したり。依つて本建築も亦其の一部と爲れり。故に勸工場を上野に移して博物館と爲したる後も、此煉瓦造は依然として存在し、獨り龍之口勸工場の名稱を

擅にするに至れり。然るに三菱の地所整理により、此の記念建物も竟に明治二十四年廢毀せらるゝに至れり。

此の勸工場は博物館の性質をも備へ居りしを以て、前記賣殘品及び將來品は勿論、尙ほ我が國固有の物品をも出陳しありたり。彼の名古屋城天守上に金色燦然たる金鯱も、一度は降下の運命に遭ひて墺國博覽會の構内に跳狀の姿を現はし、衆人の眼に觸れたる後再び渡航して歸國し、復た龍之口に出陳され、其の當時の觀覽者を驚かしたり。後竟に名古屋の舊栖に歸ることを得たるは、金鯱に取つては如何に喜ばしき事なりしならん。それのみならず建築家より見ても、殘酷なる取扱より脫れて再び順道の用務に就きたることを金鯱の爲めに賀し、且、一時缺如したりし天守臺の再び完全なる金甌となりしことを慶賀せんとするものなり。

乙　竹橋陣營

これ竹橋内なる兵營の舊稱にして、明治三年三月五日の起工なりし故煉瓦造建築として甚だ舊きものゝ一なり。同建築は三階建にして、明治七年四月二十八日の竣工なりきと云ふ。此の建築に關する記錄甚だ稀なるが本章第七節の第四にある土木寮の伺書は頗る面白く、當時の狀況を知るに甚だ興味あるものと信ず。

右によれば竹橋陣營建築の木材は、東京府下諸地より供給したるが如し。明治末年より此の記事を見れば實に隔世の感ありて甚だ興味ある記錄なり。交通不便なりし當時に於いて王子の旅泊も必要なりし事にして、四十五錢も亦頗る面白き事柄なり。

丙　大阪造幣寮銅貨幣鑄造場

造幣寮の最初の建築に就いては第一節第二の(二)に於いて之を記したり。卽ち明治元年に着手したる建築なる故建築上最も記憶すべきものなり。次に明治七年六月に落成せし銅貨幣鑄造場に關することを左に掲ぐ。尤も此建築は竣工が明治七年六月なりし故工部省の手に掛らざりしなり。

銅貨幣鑄造場新築入費

一金拾萬六千參百九拾八圓八拾六錢貳厘

内譯は次の通り

右者銅貨幣鑄造場新築費精算仕上ヶ書面之通相違無之候也

造幣權頭　遠藤謹助

明治七年六月

銅錢局其外新築仕樣御入費内譯帳

一金八萬八千參百九拾八圓五拾貳錢九厘

銅錢局　桁行四百六十七尺二寸　梁行四十八尺二寸　煉化石

此建坪六百二十五坪五分三厘

金庫四ヶ所

此建坪五十七坪九分九厘

内

熔銅所金庫　桁行二十五尺三寸　梁行十五尺三寸　煉化石積

此坪十坪六分二厘

熔銅所伸銅所金庫　桁行四十一尺四寸　梁行二十六尺四寸　四方側御影石積二ヶ所續キ

此坪三十坪三分六厘

極印所金庫　桁行二十三尺二寸　梁行二十六尺二寸　四方側御影石積

此坪十七坪一厘

外

熔銅所金庫　桁行二十一尺四寸　梁行二十六尺四寸　四方側御影石積一ヶ所

試驗所建家下タニ在之ニ付建坪ニ不關

地金局金庫　桁行三十七尺七寸　梁行十六尺七寸　煉化石積一ヶ所

地金局官員詰所下タニ在之ニ付建坪に不關

試驗所　桁行四十三尺三寸　梁行二十六尺四寸　煉化石積

此建坪三十一坪七分五厘

北燒生所　桁行二十三尺二寸　梁行二十六尺四寸　同

此建坪十七坪一厘

同　續キ　桁行十九尺五寸　梁行十六尺　同

此建坪八坪六分七厘

大釜所　桁行四十三尺二寸　梁行三十尺二寸　同

此建坪三十六坪二分四厘

南燒生所　桁行三十一尺一寸　梁行二十六尺七寸　同

此建坪二十二坪三分二厘

同　續キ　桁行四十四尺　梁行十六尺五寸　同

此建坪二十坪一分七厘

熔銅所下家石段建家　桁行十四尺　梁行五尺四寸　同

此建坪二坪一分

兩便所　六ヶ所

此建坪八坪三分六厘

出煙筒　八角造り　高九十尺　煉化石積　二ヶ所

菊鐵道門　青龍山石造り

所々瓦塀並水道

以上は仕樣書の前提なり。之に就いて感想を述ぶることは歴史上興味あることなり。

先づ明治末年に於いて煙突と稱するものを出煙筒と書きあるも面白く、これケムダシヅツと讀みしならんか。次に後年煉瓦と稱するものを煉化石と稱したり。是れ關東關西共に其の當時は斯く呼びしなり。又建坪を稱するに何坪何分何厘と記しあることも面白し、後人が梁間と呼ぶものを梁行と稱せしことは至當なる稱呼なるべし。次に此の時代に於て銅錢局の如き大建築を煉瓦造となし完全に仕上げたることは、當に稱讃すべきなり。次に仕樣書の一部を掲ぐ。

右仕樣銅鑄局軒高地形ヨリ三十六尺家根勾配五寸上屋根梁上端ヨリ軒高三尺五寸勾配二寸五分吾妻造リ地形西側南北折廻リ共堀割（巾八尺深五尺）砂リ土石屑灰糟石炭糟入厚一尺八寸築堅メ根石御影石（長五尺一尺角）荒石之儘ソロバンニ居一尺角石二本抱合地形上端長延ニシテ居堅メ（中略）合端漆喰入堅メ赤瓦厚二尺根石上ヨリ高七尺（下略）据の字を略して居となしあり

此の仕樣書を見て先づ基礎に石炭糟を混入せしことは注意すべきことなり。其の他モルタルのことを漆喰と稱し、普通煉瓦のことを赤瓦と呼びしも面白し。之に對して無論白煉瓦のことを白瓦と稱せしなり。蓋し當時軒附近其他胴蛇腹等に白と赤との兩種の煉瓦を混用せしことは、東京及び大阪に於いて流行せし方法なりき。次に煙突の仕樣書の一部は左の通り

一出煙筒　八角造リ　高九十尺　二ケ所

地礎（此字は活字になし特に作製したるものなり）十八尺四方在來地形深九尺五寸堀割石粉灰糟石炭糟入築堅メ根石一尺角石十四尺四方に居堅メ其上一尺角石筋違五厘ニ懸居合端漆喰ニテ堅メ英瓦敷詰高七尺赤瓦積煙道西南二ケ所積明ケ臺石差渡十一尺二寸青龍石一尺角石二重ネ八角成ニ敷伏合端鉄留（下略）

此の基礎に於いても亦前の如く石炭糟を用ひあり。而して何れも調合は記しあらず。又英瓦の語あれば普通の煉瓦を其の當時は英瓦と稱し、其の中赤色なるものを赤瓦と言ひ白色なるものを白瓦と稱したるなり。英人ウォートルスの感化を受けたる工事なりし故英吉利煉瓦を用ひたるならんか。當時石偏に基の字を新製したることも面白し。改良心のありたることは甚だ賞讃すべきことなり。

然るに又他部の仕樣書中に左の文句記されたり。

一熔銅所南北百尺五寸內四十七尺八寸五分ハ下家付床板石敷詰床下釜十四ケ所火口（高一尺九寸巾一尺二寸）上丸形積續テ床下迄積立上口丸鐵懸渡シ大釜（巾十三尺二寸長十四尺一寸）地形石粉石炭糟ニテ築堅メ根石居赤瓦高八尺ニ積立外廻リ砂ニテ埋立床上端板石ヨリ高五尺五寸英瓦ヲ以テ壺形ニ積立外廻リ神戸燒瓦四方側鐵板ニテ包ミ鐵柱（見付五寸見込三寸）長捻鐵ニテ堅メ云々（下略）

以上に依れば熔銅所大釜周圍の構造として、床上端より上の部分には英瓦を用ひ、外方には神戸燒瓦を用ひたり。依つて釜に接する部分には外國製の煉瓦を使用し、其の外方

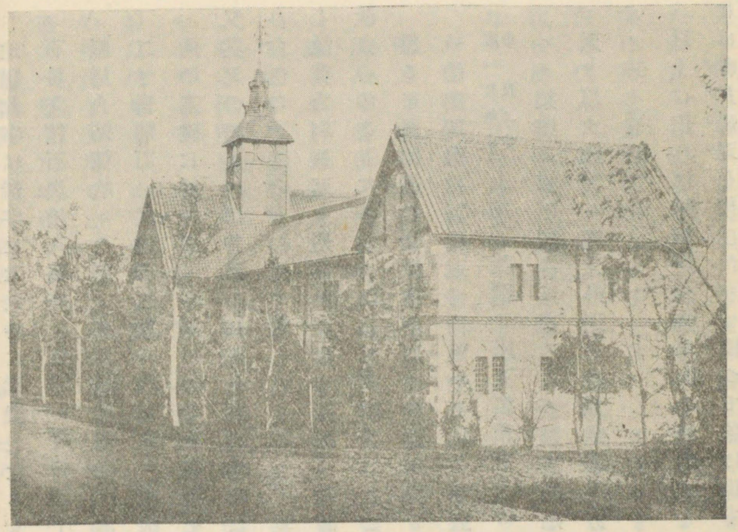

第一圖　工部大學校博物館

には神戸にて製したる煉瓦を使用したるが如し。然らば其の當時既に神戸にも煉瓦製造所がありたること明かなり。

丁　工部大學校博物館

初め工學寮博物館と稱したり、同館は堀脇に屹立せる二階建煉瓦造にして外國人マクビンの設計なりしと云ふ。最初中央に高き時計臺ありたり。後日堀に埋立てたれども、尙ほ石垣の上方に依然として雄姿を現はせり。唯屋上に時計臺無くして寂寞を感ずるのみ(本建築用煉瓦は英國製なりといふ。又本建物は明治五年頃のものなりと云ふ。)

戊　工部大學校生徒館

初め工學寮生徒館と稱したる同館は、

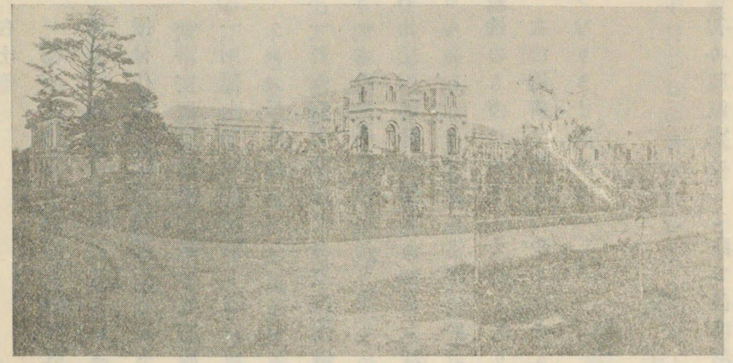

第二圖　工部大學校俯景

明治六年八月十日起工同七年九月三十日竣工にして、建坪六百七十一坪二合三勺の二階建なり。此の煉瓦造大建築の中央には二階ブチ抜の大講堂あり。又其の建築費は七萬四千〇四拾六圓九拾七錢四厘なりき。本建築は博物館と同樣なるゴシック風建築なるより推せば、二者同一人の設計なりしならんか。暫く疑を存し置く。

本館は曾つて東京女學館と稱する學校が永く借用して多數の卒業生を出し、明治末年に於いても尙ほ繼續借用し居りたり。されば本建物は最初多數の工學者を出し、後年に於いては多數の女子卒業生を出したる記念的建築物の一なり。此の如く歷史的價値あるものなる故、次に仕樣書の一部を抜萃す。

一金七萬四千〇四拾六圓九拾七錢四厘
建坪六百七十一坪二合三勺　明治六年八月十日起工 同七年九月三十日竣工
軒高二十九尺一寸

右仕様

一、側通仕切トモ地形丁堀割栗石及砂利入突堅メ同上コンクリート打堅メ算盤石居付側石相州堅石小擲三重ニシテ合口モルタル入据合空氣抜伐明鐵綱仕付入口階段同石据付仕切々床下煉化石側石上端マテ積立(下略)

一、浴室函風呂差立据付流石居付

一、厠薄土臺居柱建廻リ羽目取立床張合樋穴切明ケ下須箱引出シニ仕付掃除口ケンドンノ戸仕合

一、軒銅樋打立釣リ合堅樋鑄鐵繼合取建テ

一、木造之分惣体ペンキ塗

右仕様函風呂と稱しあれども實際は床全部を凹狀に造り、其の湯は蒸汽を送りて沸したるものなりき。故に當時に於いてはハイカラなる設備なりき。通稱の函風呂の如く可搬性のものに非ずして全く造り付けの構造なりしなり。

次に便所は館外に造りたるものにして、大便所は腰掛式なりき。故に何處迄もハイカラなりきと謂ひ得べし。

己　赤羽工作分局

初め製鐵寮として建て、後赤羽工作分局として多年用ひられ、工部省廢省後海軍省に移管されて兵器局となりたるものにて、佛人ルイ、フエリキス、フロラン監督の下に明治四年十月二日の着手に係るものなり。

(二)　石張附木骨造

甲　新橋及び横濱停車場

此の二停車場は全く同樣式の建築にして、英人フリブヂンスの設計なりといふ。新橋停車場は後世汐留停車場と改稱せしものにて、明治五年六月二十七日の竣工なり。何れも木骨石張附の二階建にして外見は恰も石造の如し。用石は砂岩質凝灰岩にして斑紋あり。雨露に耐ふること頗る强し。之を銘にて木部に取附けたる構造なり。

本建築工事は他の鐵道諸工事と同時に最初民部省より英人モレルに取調を命せしものにて、明治三年九月同人より大木民部大輔に提出したる報告書の拔萃を左に掲ぐ。

閣下ノ希望ニ由リ余爰ニ東京横濱兩地間鐵路建築入費ノ計算ヲ進呈ス乍併爰ニ地所買上ゲ代價ノ計算ヲ做サズ何者此ノ計算を做ス方法如何ヲ識ラザレバナリ其餘ハ總テ爰ニ包括セリトス　恐々拜具

千八百七十年第九月一日　　鐵路建築司長　イトモンド、モレル手記

大木民部大輔閣下

入費之計算

一レール　千四百四十トン　壹萬參千參百貳拾ポンド
（鐵道ニ敷ク鐵）一ヤルド五十ポンド　一トンニ付九ポンド五シルリング
一フイシプレート　八十トン　九百六拾ポンド
（鐵板ノ類）一ヤルド二十ポンド　一トンニ付拾貳ポンド
（中略）
一六鄕橋　參千ポンド
一金川橋　四百五拾ポンド
一品川橋　四百五拾ポンド
一其他ノ橋々　千ポンド
〃　四千八百五十ポンド
一東京ノ停車場　參千ポンド
一品川ノ停車場　七百五拾ポンド
（中略）
一横濱ノ停車場　參千ポンド
一事務局　五千ポンド

（中略）
一器械類　五千ポンド
〃
總計九萬六千七百四ポンド
四拾參萬百七拾弗
壹弗四シルリング七ペンス替

以上モレルの報告書の一端を示せるものなり。惜哉、實行後の決算を知ることを得ず。是れ復た止むを得ざるなり。

乙　芝の延遼館

此の建物は芝濱松町にありて、明治二年五月の落成なり。初め石室と稱されたる洋風建築にして海軍奉行の所管なりき。是れ卽ち當時の海軍所たりき。後外務官に移されて外賓を迎接する所となり、延遼館と稱せるゝに至れり。其の建坪は四百十八坪三合五勺五才にして附屬家は百十一坪一合七勺五才なりきといふ。

明治二年五月其處の地を割いて外國官に歸し、殘餘の地は同三年十月宮內省に屬して濱離宮と稱せられしが、延遼館所在地は無論除外されて依然として外務官の所管なりしなり。後宮內省の所管となりしが、明治二十二年十二月に至り取毀の伺出て竟に姿を沒

するに至れり。

されど其の表門のみは依然として明治後期に於いても存在し、濱離宮の表門と稱され、其裏門たりしものは濱離宮の通用門となれり。されば濱離宮表門は此の如き由緒あるものなり。

丙　木挽町の蓬萊社

汐留停車場を出で眞正面に歩み一丁ならずして右方に石造の蓬萊社ありたり。是亦實は木骨石造にして英人某の設計、明治六年の竣工なりき。後之を取毀ちて其の後に華族銀行が建てられたり。これ卽ち後の第十五國立銀行の前身なりき。

蓬萊社は二階建にして、窓上には圓形迫持ありき。而して用石は總て伊豆產斑石なりき。蓋し銘附けと爲すに便なるによりしならん。此の建物は旅館なりき。

丁　兜町の三井組爲換坐

これ第一國立銀行の前身にして、明治四年着手、同五年六月竣工せしものなり。清水喜助の設計施工せしものにして、一新機軸を出したる圓熟せる好設計なりき。而も獨特の手腕より成り、毫も外國人の手を借りたる事なかりき。

是より先大藏省に於いて外國人應接所を建設せんし其の設計施工を清水喜助に命じたり。喜助乃ち命を奉じ、誠意事に當りて能く之を完成せしめたり。時に三井家の主宰者三野村利左衞門之を見て其の好設計なるを歎稱したり。是に於いて新に兜町に建築せんとする三井組爲替座も亦同樣なる設計に依らんとし、直に意を決して喜助に設計施工を委囑し、遂に滿足なる良建築を建設し得たり。當時諸職工は洋風彫刻其の他に熟練せしもの皆無なりしを以て設計者の苦心は察するに餘りありしならん。

然るに明治三十年頃改築の運命に遭ひ、終に此の如き好記念建築も世の中より姿を隱すに至れることは是非も無きことなり。銀行の如く耐久の性質を必要とすべきものにありては、改築の必要に迫られたるは自然の勢なり。

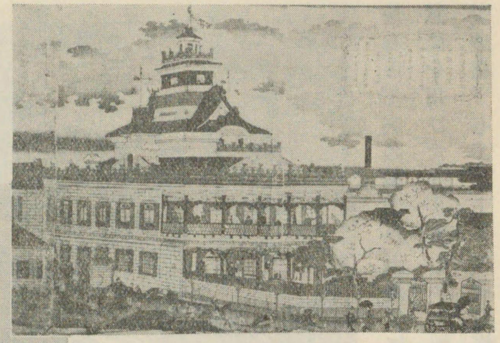

第三圖(其の一)　三井組爲換座

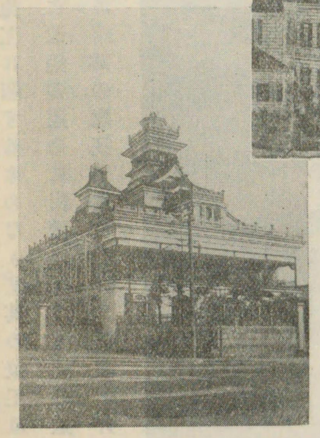

第三圖(其の二)　三井組爲換座

戊　駿河町の三井組

これ三井銀行の前身にして亦清

水喜助の設計施工に關するものなり。其の竣工は明治五年にして同二十八年頃迄存在したれども、終に改築の運命に出遭ひしなり。莊重なる此建築も亦明治の初期を飾りし珍寶たりしなり。其の建築樣式に於いて前記三井組爲換座と趣を異にし居ることは、實に喜助の才幹ありしことを頌するに足らん。

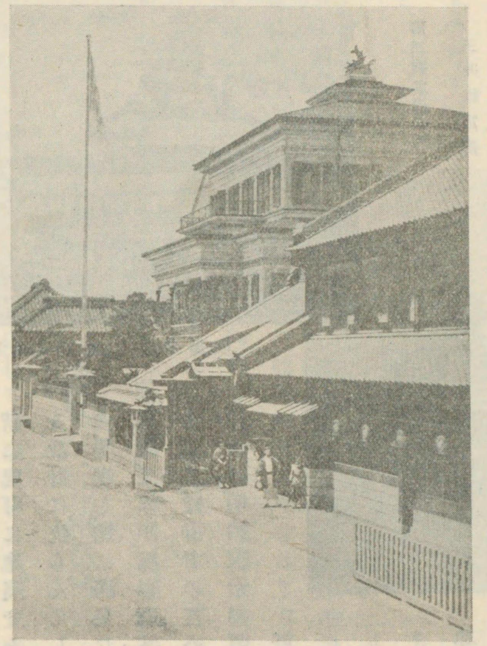

第四圖　駿河町の三井組

(三) 木造

木造下見張は勿論塗家の類も亦是項中に包含す。

甲 築地ホテル館

間口四十二間奥行四十間高塔上迄約九十四尺の大建築にして、主部は二層、塔は五層なり。其の構造は木造板瓦張となし、海鼠漆喰仕上となしたり。而して塔には特種の意匠を用ひたり。蓋しホテル館の位置は海に面し、品海を眺望し得る絶好の處なるを以て、望樓として屋上に特種の塔を置きたることは眞に望ましき意匠と謂ふべし。此の建

築の建坪は七百三坪にして、其の外平家建の分百二十八坪なりきと言へば、頗る大なる建物なりしなり。其の窓には硝子障子を用ひ、更に鎧戸を付したり。入口には唐戸を用ひ、柱・勾欄等の木部には綠色ペンキを施し、軒蛇腹は白漆喰なりしが如しと言ふ。而して室内壁附媛爐の前飾は黑漆塗とし、蒔繪を施し、窓には簡單なる緞帳を掛け、木材はペンキ塗となせり。

本建築は實に維新前設計に着手せしものにして、竣工は明治元年なりしが如し。嗚呼洋風建築の模範の毫も本邦に存在せざりし時代に於いて此の如き見事なる大建築に當りたる設計者は如何に苦心慘憺たりしか、今より追想して實に其勞苦の多大なりしを觀るべきなり。

然らば卽ち此の如き歴史的珍寶の設計は何人なりしか。そは先見の明ありて大工の業にも十分の素養ありし清水喜助なりしなり。

曩に築地居留地の創定せらるゝや、舊幕府は外國人旅館の建設の必要なることを豫想し、直に其の建設と之が經營とを併せて喜助に託したり。是に於いて喜助は奮つて設計施工の大任に當り、刻苦勉勵して能く其の大業を遂げたり。

時是れ當に維新となりしと雖も、政府も亦幕府との舊約を履行し、同人をして旅館の經營に當らしめたり。斯くて同人は其の任を實行し、大に外人出入の便益を圖れり。

後明治四年九月に至り、築地ホテル旅館なるものは廢止となり、其の後は旅居となれり

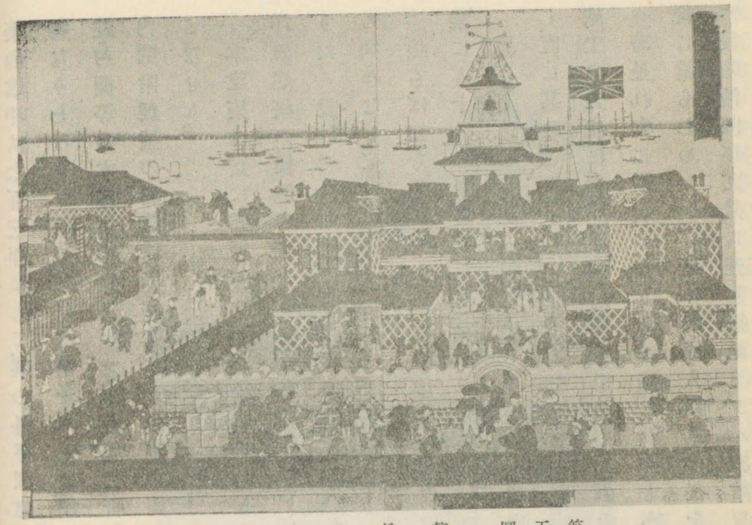

第五圖　築地ホテル館

と言ふ。蓋し初めは半官半民の經營なりしが、明治四年九月よりは全く民有旅居となりし意ならん。是に於いて喜助は更に個人として經營の任に當りたるならん。

然るに明治五年二月二十六日和田倉門内會津侯邸跡、卽ち當時兵部省添屋敷より出火したる大火災に於いて、銀座尾張町等も類燒し、此ホテルも亦可惜烏有に歸して再び見ることを得ざるに至れり。

築地ホテル館の前門は從來大名屋敷にありし長屋門にして、中門は石造アーチ形のものなりき。此の石造門の一部は後世大正時代の初に於いても尙ほ海軍省工廠構内に於いて大切に保存しありといふ。古蹟保存の主意よりして甚だ喜ぶべきことなり。

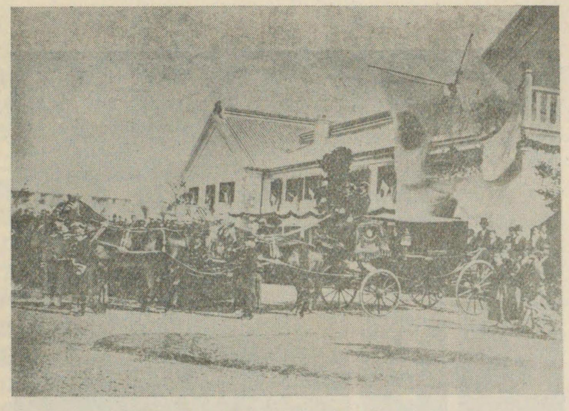

第六圖　東京開成學校へ主上臨幸

乙　品川臺五ケ國公使館

文久元年八月二十六日御本丸に於いて辻内近江は「五箇國之館御取建取扱仰付らる」とあり。其の五箇國とは英米佛及び阿蘭陀と他一國なるが、其の一國は何國なりしか不明なり。多分露國ならんか。

右は西洋造木製二階建屋根瓦葺なりしといふ。其の原圖の平面は外國人之を製圖し、外國掛の手を經て大棟梁辻内近江に渡されたり。而して辻内は外國人の說明を受けて設計監督に從事したるなり。然るに此の建物は引渡前に燒失したりといふ。甚だ惜むべきことなり。

丙　神田錦町の開成學校々舍

木造なる同舍は明治六年十月九日の竣工にして、其の開校式には行幸ありしといふ。當時政府の工事は未だ工部省の手に移らざりしなり。蓋

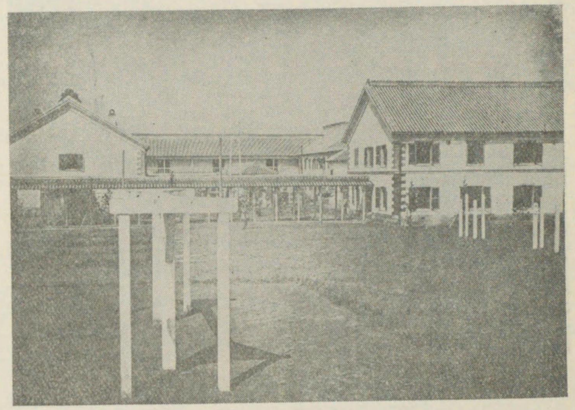

第七圖　東京開成學校後面

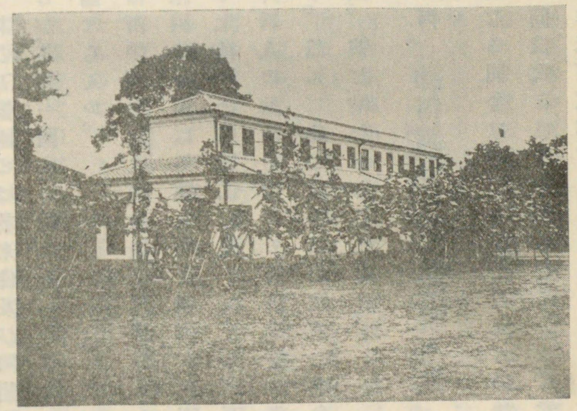

第八圖　東京開成學校製煉局

し大藏省土木寮にて之を建築せしならん。さて後日工部省技手となりし林忠恕は其の當時大藏省土木寮技手なりし故此の校舍は同人の設計に成りしが如し。

丁　官　舍

木挽町のウオートルス官舍は明治三年の竣工。

インジニール官舍と稱したる官舍は、芝汐留停留場構內にありたり。御雇技師の官舍にして明治四年の竣工なり。

戊　醫　學　校

神田和泉町にありたる醫學校は明治三年十二月竣工せしものなり。政府に於いて醫學を重んじたること明かなり。

己　京都府小學校

京都府に於ては明治二年和洋折衷の小學校舍流行せり。而して其の建築に必ず望樓を設置せしことは一つの特色なりき。明治五年に至りては二階建小學校の建築をも見るを得たり。

庚　神戸東稅關役所

洋風木造二階建なる此建築は、建坪百六十三坪四合にして明治六年三月二十六日起工、

同年十二月十五日竣工、精算高金壹萬六千九百拾圓八拾貳錢貳厘なりき。其の仕樣書に據れば

側通丁堀杭木打込同間夕栗石砂利入突堅メ同上コンクリート打算盤石据付間内荷持柱下根伐前同斷突堅メ堅石四本ツヽ棧取ニ組合セ側石御影石三重ニ据付空氣拔伐明ケ鐵網仕合間内柱石居付

（中略）

外側隅々張石額面彫手違錄ニテ取付胴蛇腹階上下窓台石軒蛇腹石トモ繪樣刻前同斷居付

内外壁下地木摺木舞打下付漆喰ヨリ上塗漆喰迄塗リ（以下略）

（四）雜

九段坂上の大燈籠は、多年燈明臺の用を務め、而も幾多の地震を經て大破無く好個の建造物といふべし。こは明治四年十一月十一日の竣工なり。

第三節　皇　城

明治元年四月十一日徳川氏江戸城を朝廷に致す。同十月十二日西丸を行宮と稱す。同十三日車駕西城に入る。十月十三日舊江戸城を東京城と稱し、御東臨の日　皇居と定め行宮の稱を止む。明治二年三月二十八日東京城を皇城と稱す。

同六年五月五日　皇城炎上　聖上　皇后宮火を吹上御苑瀧見茶屋に避けられ、尋いで赤坂離宮に遷幸し給ふ。

第一　吹上御苑瀧見茶屋

兩陛下の御避難遊ばされし吹上御苑の概略を記さんに、御苑の南方一大池あり。池中の東部に島あり。橋を架し之に傳ふ。島中東屋あり。藤棚を設け、石燈籠を配す。池畔北部に霜錦亭あり。其の東北に吹上御茶屋あり。其の後に觀瀑亭あり。これ卽ち吹上瀧見茶屋なり。亭前西方に瀑を望み、瀑水流れて池水となる。池中小島點在し、池の北西土地次第に高く、道に從ひ登れば駐春園に出づ。其の西方更に土地高く暫くにして梅林あり。林の附近に寒香亭あり。東方一段高く望岳台あり。近く霞關一帶を見下し、快晴の日遠く富士を望むべし。

第二　赤坂離宮

皇居炎上の爲め御遷幸あらせられたる赤坂離宮のことを次に述べん。

赤坂離宮の大半は、紀州和歌山藩主徳川茂承の所有たりしものにして、苑囿の名を西苑と稱し、尾張徳川家の戸山莊及び水戸徳川家の後樂園と共に、徳川三家の江戸に於ける三

大名園と稱せられしものなり。

西園の創刱落成の年月幷に其の規模等に就いて今確かなる徵證なしと雖も、明治維新前後に於ける大體の規模は江戸赤坂庭園全圖に示す所のものと大差なかるべし。之れに依る時は舊名を存するものは御茶屋に洗心亭あるも舊時の位置にあらず。

第四節　廢藩置縣前後の建築物の整理

第一　宮華族邸修繕

明治四年七月廢藩置縣の大變革ありたる前に於いて、建築に關する事項を述ぶることは、住時を偲ぶの所緣ともなり、些細のことなれども甚だ興味あることなり。次の往復文書の如きは頗る面白きものゝ一たり。

宮華族邸構門練塀等官自費規則云々先般飛鳥井家申立書添伺置候處未タ御沙汰無之然ルニ猶又別紙之通諸家ヨリ修營願立有之右者舊慣ニ寄リ御一新之後官費修繕相成居候處當節御入費多端之折柄且近年ニ至リ家々增祿モ有之無程世祿モ相極リ可申哉ニ付旁以後右樣之箇所既往ノ例ニ不拘更始自費可然ト存候併未タ世祿之御沙汰モ無之ニ付追テ御取置相成候迄ハ官費修繕可被仰付哉兩條之內御決定被下度尙又此段相伺候也

庚午十月

宮華族邸構門練塀申立覺

一近衞正二位邸築地廻リ　十月三日申立
一五辻從二位邸同斷　八月十七日申立
一五條陸軍少將邸同斷　八月二十二日申立
一飛鳥井正三位邸同斷　九月十五日申立
一橋本家邸同斷　六月二十三日申立
一閑院家同斷　七月四日申立
一前同斷　九月二十日申立
一廣橋家同斷　九月二十四日申立
一日野家同斷　六月二十五日申立

〃　九家より申立

以上は卽ち明治三庚午十月大藏省大阪出張所より本省へ伺出でたるものなり。之に對して大藏省が辨官宛にて交涉せしこと左の如し。卽ち明治四年の日附なり。

西京宮華族邸構門練塀等是迄舊慣により官費修繕相成居候へ共今後斷然自費を以て營繕可致樣夫々御沙汰相成可然哉に存候右者大阪出張所より申越候趣も有之候間此

段申進候也

辛未正月二十二日　　大藏省

辨官　御中

照會文は右の通りなり。之を明治中葉の言葉を以て表はせば、大藏省は內閣書記官又は局長宛に照會せしなり。

斯くて辨官は大藏省より前記交渉を受けしを以て、上官の命を受けて左の如く回答せしなり。其の回答者には職名を記し、隨つて宛名も人名を用ひたり。以て回答の責任を明かにしたり。卽ち左の通り

書面之通り京都府へ御沙汰相成候事

井上大丞　　營繕佑印

坂本少丞　　監督正印　監督佑印

出納正印　出納佑印

斯くて井上大藏大丞と坂本大藏少丞とは、其の當時の內閣側責任者より「御意見通り京都府へ指令がありたり」と言へる回答を受取りしなり。大丞は後の大書記官位に相當し、出納正は出納局長又は出納課長、又出納佑は出納次長ともいふべき役なり。是に於いて宮華族の修繕は何れも自費支辨と決定したるなり。

第二　府廳舍の創立費及び修繕

次に府廳舍の創立費と修繕費とに關しては、明治六年八月左の如き御達に依り、國庫支出と地方費支出との別を明かにしたり。

東京府
京都府
大阪府

府廳創立修繕費等從前悉皆官給候處向後各縣同樣創立ハ三分ノ一ヲ官給シ殘三分ノ二幷修繕費ハ民費ヲ以テ可取計此旨相達候也

但民費賦課ノ方法取調早々大藏省へ可伺出事

明治六年八月二日　　太政大臣　三條實美

是に於て從前は新設修繕の別なく悉皆國庫支出なりしを、今般より新築に於いてのみ國庫より三分の一を支出し、餘は地方費支出となしたるなり。勿論當時に於いては地方費なる言葉は無かりしならん。

第三　縣廳建坪規則

明治四年廢藩置縣の大改革あるや、各縣に於いて縣廳建坪の區々たる狀況なるに鑑み、大藏省土木寮營繕課に於いては明治四辛未年十一月縣廳建物規則案を作成し、夫々手續を經て伺濟となれるもの次の如し。先づ伺書より記す。

正院へ御進達（伺濟）

縣廳營繕之儀於各縣取調方區々ニ而不都合之廉不少ニ付爾後建坪御規則相立候樣致度則三十萬石高縣廳建坪別紙圖面之通取調候尤三府幷開港場有之縣々ハ應接場其外右定限之坪數ニ而ハ差間候向モ可有之儀ニ付先制外ニ差置伺出候節之模樣ニ寄リ取極申度自今營繕申立之縣々者御規則之通相心得候樣當省ヨリ相達度此段相伺候也

縣廳建家坪

高三十萬石以下

一建坪百二十二坪五合

但三十萬石以上ハ五萬石ニ付十坪增且在來之建家其儘相用候節ハ當分之內任適宜追々本文之坪數ニ照準シ可引直尤改造都合に寄リ五坪以下增減ハ不苦候事

（圖面略）

以上は決定濟にして、卽ち此の如く布達して實行したるなり。當時廢藩置縣後間も無かりし故自然石高を以て計算の標準と爲したり。さて此の如く決定せし前の經緯を知る爲め最初の案をも次に記し、以て有司の勞苦を偲ばん。卽ち左の如し。

縣廳幷官宅營繕之儀各縣より伺出當省へ御廻相成取調來候處建家坪間仕切等其縣々におゐて取調方區々に而不都合之廉不少候に付爾後建坪御規則相立候樣仕度則十萬石高縣廳幷官員居宅建坪圖面とも別紙之通取調候間右に而可然候はゞ自今御規則之通相心得候樣御達し相成度依而各縣へ御布令案共相添此段相伺申候也

辛未五月　　民部省
辨官　御中　　大藏省

（各縣へ御布令案）

縣廳幷官員居宅とも建家坪區々に候處自今別紙之通御規則被相立候間爲心得相達候事

辛未五月

されば十一月の決定規則にては三十萬石を最少限と爲したるが、原案は十萬石なりしなり。又五月原案を伺出でたる、省は民部省と大藏省と連名なるが、其の當時は民部大藏兩省が一省なりしなり。次に原案に於いては縣廳舍のみならず、知事以下の官舍の坪數

をも規定するの案なりき。卽ち知事、大參事、少參事、大屬、少屬、史生と廳掌、使部以下の建坪を規定するの案なりしが、其の中知事及び大屬のを掲げん。

官員居宅建坪

一知事
　建坪　八十坪
　畳數　八十畳ヨリ百畳迄
　長屋　三軒　一住居分十坪
（中略）
一大屬
　建坪　二十五坪
　畳數　二十五畳ヨリ三十畳迄
（中略）

但少參事以下長屋建之事

これ明治四辛未六月付の原案なりき。然れども官舍の制限は遂に實行するに至らず。縣廳舍のみを制限せしこと前記十一月附決定規則の如し。

第四　官營家屋調査の件

明治五年に至り、政府は官有建物の臺帳作成の必要を感じ、各府縣をして雛形に準據して提出せしめ、以て土地建物の臺帳の基礎を作ることゝしたり。今其の年四月三日大藏省土木寮營繕課起案にして伺濟なる規則及び伺書を次に掲ぐ

縣廳官舍牢檻其他官營ニ關スル家屋取調可差出件幷ニ雛形

縣廳官舍倉庫牢檻其他官營ニ關スル社寺屋宇工作所等素ヨリ土木寮統知スベキハ勿論之儀ニ候處去夏立縣已來彼ヲ採リ此ニ用ヒ無用ヲ毀テ有用之場所ニ建築スル等統而其適宜ニ隨ヒ施行致候ヨリ位置自ラ沿革ヲナシ候ニ付而ハ其備具スル所ヨリ詳明ニ致シ同寮ニ留置修營共申請之度ニ比較照準處置仕度依而官營家作繪圖地名幷建築之歳月ヲ詳記シ差出候樣府縣へ之御達案添此段伺候也

御達案

縣廳官舍倉庫牢檻其他社寺工作場等官營ニ關スル家作繪圖幷創立之年月地名坪數共早々取調別紙雛形之通相認可差出候此段相達候也

月　日　　大　輔

府　縣

當時は置縣後間も無き事なれば、建物の改廢等頗る煩雜を極め、坪數の增減等甚だ混亂を致せしならん。是に於いて當局者は臺帳の急速作成に氣附きしことは至當のことなり。次に雛形卽ち明治末葉の語にて書式と稱するものを左に掲ぐ。

記

地名　何年創立

一縣廳　建坪

地坪

但繪圖相添

同　一倉庫　同

同　同

同　一官宅　同

同　同

同

餘效之

右之通御座候也

干支月日

何府縣

以上は卽ち書式なり。此の書式を玩味するに、明治五年には尙ほ干支を用ふることが習慣なりしなり。卽ち明治五年と唱ふるよりは壬申五年と稱する方當時の人々には諒解し易かりしならん。明治六年に至りては干支を公文に用ひしこと甚だ少きが如し。

第五　官舍拂下規則及び第舍貸渡規則

土地建物の敷理に從ひ、建物の狀態によりては官有となして、取締上錯雜を生ずるよりは、寧ろ之を拂下げて煩勞を輕減することは、貸主及び借主の双方に於いて便利なるべし。乃ち差支無き建物に限り拂下ぐることゝ爲せしは、至當の政策なりと言ふべし。今其の公文書を次に掲ぐ。

諸省府縣共官宅之儀省內廳內長屋建等ノ外從來所轄ノ官宅拂下ゲ可申ニ付建家坪數等詳細取調繪圖面相添早々大藏省ヘ可申立候事

但兵員及學校生徒寄宿舍等ノ分ハ可爲從前之通且橫濱神戶其他縣々ノ內土地柄ニ因リ拂下候テハ事實差支候場所幷長屋建等ノ分ハ別紙規則ニ照シ宿代取立可貸渡ニ付其次第取調大藏省ヘ可申出事

一先般新置縣ノ中土地ノ便宜ニ寄宿驛等ヘ建廳候向ハ家作買得ハ勿論借宅旅寓ニモ差閊候儀ニ付別段ノ僉議ヲ以官員ノ數ニ不關現場入用丈ケノ分第舍新營別紙規則之通宿代取立貸渡候條凡左ノ坪當ヲ以仕樣目論見帳添大藏省ヘ可伺出事

壬申五月　　太政官

官舍拂下規則

第一章

一在官ノ者從來ノ官宅居住望ノ者御拂下ゲ願出候ハヽ入札直段ヲ以拂下ゲ可申代價上納ノ儀ハ拂下聞屆候月ヨリ向十五ケ月ヲ際リ月賦ヲ以月々取立可申事

第二章

一右拂下ゲ相願代金皆納不相成內當人都合ヲ以他人ヘ讓與ヘ候節ハ未納ノ分一時上納可爲致事

第三章

一城郭幷廢縣廳又ハ官宅ヲ以當時枝廳等ニ相用候分ヲ除キ舊役所或ハ役屋敷ノ明家其餘不用ノ分ハ總テ其處入札ヲ以拂下可取計事

第四章

一舊藩藩費を以家作建營貫屬ノ者共ヘ從來貸渡有之分ハ其廳見込ヲ以低價ニ拂下代價一時上納可爲致事

第五章

一家作拂下相成候地所ノ儀ハ低價ヲ以拂下ゲ爾後相當ノ地稅取立方可伺出事

第六章

一從來ノ官舍官民出費ニテ造營致シ有之分ハ拂代金悉皆上納ノ上最初ノ割合ニ準シ其高ヲ區別シ民費ノ分ハ可差返事

第舍貸渡規則

第一章

一新置縣ニテ更ニ第舍建營ノ分ハ等級ニ應シ左ノ坪數ニ相定候事

令權令		建坪	三十六坪
參事權參事		同	同前
判任	自典事至權少屬	同	二十五坪
史生及縣掌		同	二十一坪
等外		同	十八坪

但從前建家ノ令ハ非此限最修繕模樣替等致シ候節ハ本文等級坪數ニ照準可取計候事

第二章

一第舍貸渡候上ハ當時在職ハ不及申爾來新任ノ官員タリトモ隨意ニ外宅居住不相成自然勝手ヲ以別宅致候者ハ其者ハ可貸渡家屋ノ宿料規則通取立可申候

但公私ノ都合ニ寄二人或三人第舍中ヘ合居不苦候ヘ共其者ヘ可貸渡第舍ヲ閣キ合居ハ不相成候事

第三章

一修繕料定額ノ儀ハ左之通新古ノ區別ヲ以積高總計ヲ元ニ立建家一軒別ニ定額相定メ元金ノ多寡幷等位ニ應シ歩合ヲ以年々月割ニテ取立置年末ニ至リ右ノ内七分五厘ハ元金爲支消當省ヘ上納殘二分五厘ハ其廳ニ備置修繕ノ費用充可申事

元金立方仕法

一新營之分　建築入費總計ヲ以元金トス

一右家作之分　當時建築ノ儘拂直段ヲ以元金トス尤最初貸渡ノ節修繕差加候ハヽ其費ヲモ可加事

一右家買上之分　買上直段幷前同斷ノ節ハ修繕費ヲ合シ元金トス

但新古共非常幷年々修繕ハ元金ニ不加候事

元金支消幷修復料取立方仕法

一勅奏任

元金之一割二分

内七歩五厘　上納
二歩五厘　修繕料

但譬ハ元造營諸入費總括金千兩ナレバ此一割二分一ヶ年分百二十兩内九十兩上納三十兩修繕料ニ充以下倣之

一判任

元金之八歩

内同前

一等外

元金之五歩

内同前

第四章

一宿代取立方ノ儀拜借ノ月十五日前後ヲ以テ一ヶ月半ヶ月區別相立可申事

第五章

一第舍拜借人ノ勝手ニ寄間取模樣替等致シ度願出ノ節ハ實地檢査ノ上差支無之分ハ自費ヲ以修繕可差許事

但御規則ノ坪數減少致シ候儀ハ不相成候事

第六章

一地方官員ノ内其縣廳下在籍ノ者ヘハ第舍拜借不許候事

但縣廳ヘ通勤難相成距離ノ地ヘ住居ノ者ヘハ願ニ寄拜借被差許候事

第七章

一貸渡候家屋外廻り雨漏又ハ臨時大破ノ外ハ修繕悉皆自費ヲ以辨給セシムベキ事

第八章

一元金支消ニ可供七分五厘ヲ引殘二分五厘ノ修復料ハ家屋外廻リ又ハ家根其他ノ修繕費ニ充候儀ニ付年末ニ至リ遣拂精算帳差出殘金有之候得ハ唯其旨ヲ申立候迄ニテ翌年ノ費用ニ充置可申事

第九章

一第舍新營諸費ノ儀ハ悉皆官費ニ候事

第十章

一從來官民分課出費ニテ造營ノ家作ハ有形ノ儘至當ノ拂直段ヲ以買上ニ取計右代價ノ内最前ノ割合通リ民費ノ分ハ一時ニ下渡可申尤家作貸渡ノ儀ハ第三章一照準取計可申事

右之通相定候事

壬申五月　　大藏省

以上によれば在來の官舍は入札を以て賣却し、全く民有と爲すの方針を取りたると同時に、若し新設縣廳の所在地が差當り便利を缺き、買取るべき住家も無く、又は貸家も無く、片田舍とも稱すべき處なる場合には、後日は確に繁榮の土地と爲るならんが、眼前の不便迫れるよりして、此の如き特別の縣廳に限つて、第舍貸下規則が生じたるなり。卽ち新縣廳創立の際土地によりては有り勝の事なり。何れも實際の必要より起れる規則なりき。

第五節　市區改正の準備

第一　市區改正の着眼

東京横濱間の鐵道將に成らんとして、東都の玄關今や正に空前の姿を出現せんとするに先立ち、時の政府は先づ其の玄關に接する市街を改正し、洋風家屋を建設し、尙ほ都下主要なる街路を漸々改良せんとする企圖を懷きたり。

是に於て早くも明治三年には新橋を改架し、舊來に例無かりし鑄鐵手摺附の橋と爲したるが如きは、眞に着眼宜しきを得たりと謂ふべし。後明治六年に萬代橋同七年に淺草橋を改架し、我國未曾有の大石橋となしたる如きは、何れも同一方針に出でたるなるべし。其の萬代橋の如きは二連の半圓迫持を有し、水に映ずる影と併せて二連圓形を爲せるを以て、眼鏡橋と俗稱せられ、永く東都の一名所たりしなり。是れ卽ち明治末葉に於ける神田昇平橋の附近にありたるものにして、大正年代の萬世橋所在點より北方に在りき。

因に筋違の眼鏡橋は最初萬代橋と稱し後萬世橋と書するに至れり。明治七年四月十四日の公文書には府下筋違萬代橋際大藏省租稅寮出張所とあり。而して其の後間も無く發せられたる公文書には筋違萬世橋際とあり。されば萬世橋と記するに至りしは明治七年頃なりしか。

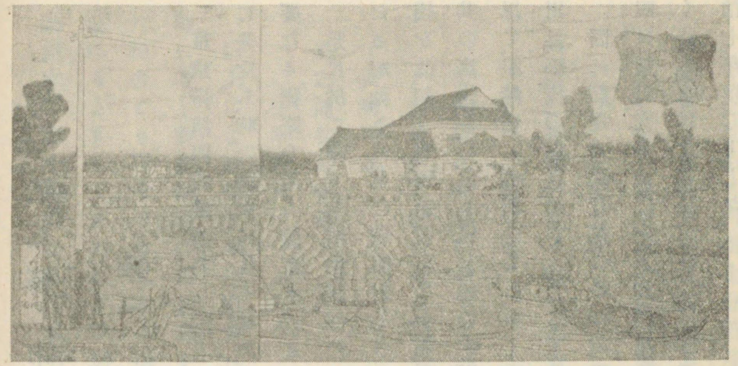

第九圖　萬代橋の圖

改築の比較的容易なる橋梁の如きは、既に斯の如く着々改造の氣運に向へり。然れども家屋の如きは之と異なりて、多數人の利害に大關係あるものなれば、政府は容易に決行すること能はざりしなり。況や當時庶民は商店住家の別無く舊習に慣れ、碧眼紅毛者流の住居方法の如きを快とせざるに於てをや。これ明治初葉に於ける市區改正に横はれる大障碍物たりき。當時爲政者の苦心察するに餘りありと謂ひつべし。

第二　明治五年二月大火の影響

(一)　工部省の類燒

明治五年二月二十六日午後和田倉門內會津侯邸跡當時兵部省添屋敷より出火し、折柄の大風にて遂に大火となり、新橋京橋間は勿論其の他木挽町に傳播し、終に築地海岸に至りて熄みたり。此の如く猛威を逞しうしたる祝融氏は風伯氏と力を合せて築地本願寺及び築地ホテル館等の大建築をも烏有に歸せしめたり。尚ほ類燒町數は二十四箇町なりきと。其の時工部省も亦類燒の厄に罹りぬ。當時の工部省は虎の門內に在りしこと次の公文書により之を知ることを得べし。

虎御門內延岡藩邸其省へ相渡候條東京府ヨリ受取可申事

辛未七月　　工部省

此の如く工部省は廿六日夕刻遂に類燒せしを以て、差向の同省勸工寮が虎の御門外に在りしを幸に、早速同寮內に本省を設くることに爲したり。之に關する公文書左の如し。

本省燒失御屆

太政官

昨廿六日午後和田倉御門內邊ヨリ出火忽延蔓本省へ差逼候ニ付精々及消防候得共烈風之儀ニ付何分行屆兼遂ニ夕六字三十分致類燒候尤本省御用書類一切燒失不仕候得共土藏一ケ所燒失に付寮司御用書類等モ未タ取調兼候間尚追而可及御屆先不取敢此段及御屆候也

壬申二月廿七日

正院　御中

これ卽ち燒失屆なり。之に對し正院の史官よりの受取は

工部省

燒失御屆

右正落手候也

申二年廿七日　　工部省　御中

右の如く燒失屆は工部省よりして屆出でたるが、移轉先に付いては山尾少輔より屆出でたること次の如し。

本省及類燒候ニ就而ハ差向虎ノ御門外勸工寮中へ當分本省取設申候依之此段御屆申候也

壬申十二月廿七日　　工部少輔　山尾庸三

正院　御中

是に於いて工部省としては、今後新築せざる可からざるに付、其の費用に考を及ぼすべきこと勿論なり。依つて早速次の如き文書を大藏省に發し定額外の支出を要求したり。

當省去月廿六日火災之節類燒ニ及候以來移轉之諸入費並ニ此後造營之諸費ハ全非常之天災ニ候間未ダ諸調書等出來不致候へ共臨時之儀ニ付總テ定額外ニ御取計有之度此段前以テ申進置候也

壬申三月十三日　　佐野工部大丞

井上大藏大輔殿

然るに大藏省も然る者、早速快諾せりとは回答せず。甚だ婉曲なる文句を弄し、工部省を苦めたるが如し。尙ほ回答中の文句を察するに某の地に諸官廳を一纏めに建築するの考案も既に政府部内にありたるやに察せらるゝ節なきに非ざるなり。二年の後卽ち明治七年には皇城内本丸に諸官廳を纏めるとの公文書ありし程故に、明治五年にも一纏め案を抱きし者政府部内にありたるならんか。兎に角大藏省側よりの公文書は次の如し。

御省去月廿六日御類燒ニ付移轉造營等之諸費ハ定額外ニ取計候樣御掛合之趣致承知候右ハ先頃井上大輔ヨリ山尾少輔殿へ御打合申候次第モ有之向後御省新建之義ハ將來之御都合ヲ御審案之上御處置可相成義ニテ追々御打合モ仕度就テハ卽今之定額外ト而已差定候義ニモ相成間敷哉ニ被存候邊モ有之候間此段御了承有之度右御答如此ニ御座候也

壬申三月廿四日　　澁澤從五位

佐野工部大丞殿

(二)　市區改正の促進

東京の市街改正に關して政府は明治五年左の如き通知を發したり。こは實に明治五年二月の大火災の結果なり。是れ所謂禍を轉じて幸と爲すの類か。從來蟠れる妨礙も

大火の爲めに忽然一掃され、改築實行を容易ならしむることを得るに至れり。されば改良進歩の爲めに天は常に災害を下すならんか。吉凶禍福は眞に糾へる繩の如しと謂ひつべし。

府下家屋建築ノ儀ニ付別紙之通東京府ヘ御沙汰ニ相成候條此旨相達候事

壬申二月卅日　　大藏省

又同時に東京府に對して左の如き通達ありたり。　　太政官

府下家屋建築之儀ハ火災ヲ可免之爲メ追々一般煉化石等ヲ以テ取建候樣可致御評決ニ相成候其方法見込相立大藏省ト可打合事

壬申二月卅日　　太政官

此の通知を受けしは大火ありてより五日目なりき。而して通知の主意は府下全般に渉る事にして、單に京橋以南のみの改築に關するに非ざることは勿論なり。唯此の好機を失せざるやう急速に通達せしなり。是に於いて東京府知事も亦何をか猶豫すべき。敏速に萬事を處置し、翌三年十三日左の如き布達を發し、各町民の向ふ所を明かに示指したり。

今般府下家屋建築ノ儀ニ付被仰出候御趣意ニ基キ差向キ此程類燒之町々ハ總テ石並ニ煉化石ヲ以テ取建可申ニ付テハ其築造能ク方法ニ合シ堅固萬全ノ家作ニ不相成候半テハ改正ノ詮モ無之ニ付大藏省御雇入英國人ウオルトルス氏ヘ精細取調別紙ノ通方法相示候間何レモ兼テ相心得居可申不日道幅御定メノ上ハ早速家作目論見モ可致儀ニ付其節ハ自費ヲ以テ取建ノモノタリトモ右方法ニ照準シ繪圖面相添ヘ建築掛ヘ伺出候樣可致尚又夫々檢査相加ヘ可申候條此旨相達候事

但石室建築ノ方法ハ追テ相達可申

壬申三月十三日　　東京府

煉化石建築方法

第一

煉化石ノ適宜ニ燒キタルモノハ能ク氷霜烈火ニ堪ヘ又善良ナル灰坭ヲ用ヒ方法ニ依テ建築スレハ最堅固ナル家屋ヲナス今東京製造ノ煉化石ハ色濃赤ノモノヲ用ユベシ水ヲ滴シテ軟ラキ若シクハ色ヲ變スルモノハ宜シカラス

第二

煉化石建築ニ用フル灰坭ハ最緊要ナルモノニシテ其ノ新製石灰一分ニ粗ナル河沙三分ヨリ成レリ又石灰ハ水濕ヲウケサル前ニ重目ヲ計ルヲ要ス否サレハ石灰ノ性水濕ニ逢フ時ハ大ニ容量ヲ增加シ以テ正量ヲ得ル事難ケレバナリ

第三

沙及ヒ石灰ハ悉ク能ク混和シテ直ニ用ユベシ

第四

石灰ハ水ヲ以テ濕スニ熱セサルモノヲ用ユベカラズ

第五

海沙ハ鹽氣ヲ含有スル故ニ灰坭ニ用ユベカラズ

第六

壁墻ノ建築ハ次ニ載スル圖ノ如ク厚兩三種ノ別アリ第一圖ハ煉化石一片ノ壁墻及ビ其墻脚ヲ示シ第二圖ハ一片半第三圖ハ二片ノ壁墻ト脚トヲ示ス第四圖ハ壁墻ノ前面及其積立方ヲ示スモノナリ(圖面省略)

第七

煉化石ノ組立ハイイイノ如ク互ニ合口正シカルベシ且其正シキヲ得ン爲ニ煉化石ノ小片ヲロロロノ如ク隅角ニ用ユルヲ要ス

第八

積立ノ合口ニ用ユル灰坭ノ厚サハ四歩ヲ越ユルヘカラズ成丈薄キヲ以テ宜トス

第九

煉化石ハ積立ル時ニ當テ水ヲ以テ濕シ灰坭ノ粘着ノ便ヲ要ス

家屋建築方法

家屋ノ建築方ハ四等ノ別アリ其第一等ノ建築方ハ家屋ノ側面高サ三丈迄ノ壁墻ヲ造

リ家屋ハ三丈ヨリ四丈迄ノ高サニ建築スベシ

第二等ハ高サ二丈五尺ニ過ザル壁墻ヲ置キ二丈ヨリ三丈迄ノ高サニ家屋ヲ造ルベシ

第三等ハ二丈ヨリ高カラザル壁墻ヲ造リ高サ一丈二尺ヨリ二丈マデノ家屋ヲ建築スベシ

第四等ハ高サ一丈五尺ヲ越エザル壁墻ヲ築キ高サ一丈二尺以内ノ家屋ヲ建ルナリ

右之如ク家屋建築ニ區別アルニ因リ壁墻ノ厚サモ亦從テ次第アリ之ヲ左ニ記ス

(壁厚の表は省略す)

屋内ノ間仕切壁ハ煉化石一片厚サ七寸五分ヨリ薄カラザルベシ

又家ト家トノ間ノ壁ハ屋根ヲ越スコト一尺五寸程高ク築クベシ

家屋ノ窓上都テ箍鐵六片宛ヲ煉化石ノ間ニ入ルヽコトヲ要ス

夾ミ梁ハ第五圖ノ如ク小口差渡シ六分長サ六尺ヨリ短カラザル延鐵ヲ以テ取付ベシ。

床板ハ厚六分ヨリ薄カラザルモノ筋違ニ置クベシ

根太掛ハ墻中二尺間毎ニ入レタル箍ヲ堅固ニ釘ヲ以テ打付クベシ

第五圖ハ家屋軒先ヲ防ク爲ニ設ケタル欄圍家根瓦及ビ雨溝ニ鉛板或ハ鐵葉(ブリキ)ヲ覆ヒタル等ノ狀ヲ示ス

(圖は省略す)

以上は大火災より僅に一ケ月の後に發せられたる布達なり。當局者の鋭意事に當り、

迅速改築の道を拓きしことは、後世の好龜鑑たり。さて右布達を玩味するに壁厚煉瓦一枚厚一枚半厚及び二板厚を圖示し、孰れもフレミッシ、ボンドとなせり。而して第七項に述べたる、イイイとはブレーキ、ジョイントを示して、其のロロロは羊羹を示せり。

最後の條項に於いて軒先の構造を述ぶるに當り、當時の飜譯者がバラペット、ウォールを欄圍と譯したるは大に感服すべき事なり。又其の當時既に鐵葉をブリキと言ひたり。次にモルタルとは石灰モルタルのことにして、其の調合は第二項に一と三の割合と規定しあり。

第三　京橋以南改築の管掌官廳

京橋以南改築事業に關しては、大藏省と東京府とに於いて分擔して、實施の任に當れり。然れども實施後、分擔は甚だ不便を感せしか、職掌分限定則を明治五年六月に定めて僅に一ケ月に滿たざるに、翌七月には早くも建築工事は大藏省の管掌に移されたり。

府下煉化石家屋建築工事之儀其府ニ於テ取扱候處自今大藏省ヘ引受ニ被仰付候條此旨相心得府下人民ヘモ可及布達候事

壬申七月九日　　東京府

右之通被仰付候間區々無洩觸知者也

太政官

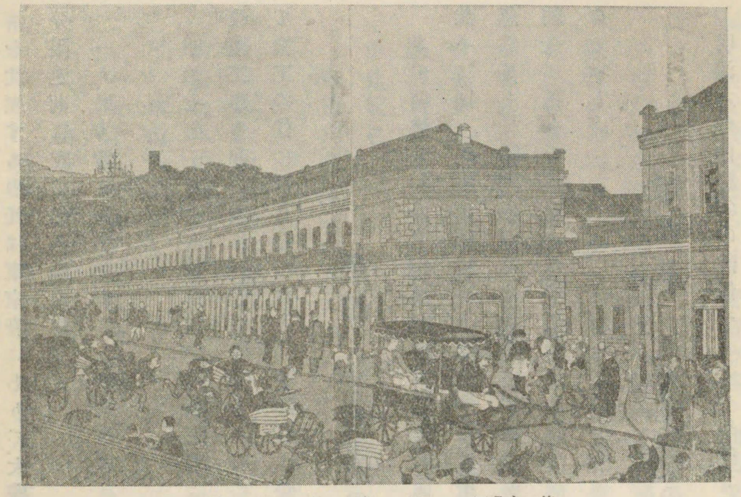

第十圖　銀座通の圖

壬申七月九日　　東京府

斯くて建築工事は、總て大藏省土木寮建築局に於いて施工の任に當りたり。是に於いて建築局にては着々工を進め、終に翌明治六年十月を以て京橋以南大通り筋の建築を落成せしめたり。依つて當局者の豫期通り京橋新橋間の大街路は我が國未曾有の新式市街となり、歩道車道整然として區畫し、飾るに並木を以てし、左右を望めば何れも煉瓦造にして柱廊を前面に設け、端然たる屋宇の櫛比するを見得るに至れり。

然れども中通及び横道に至りては、改築の道程甚だ遲々たりしなり。蓋し庶民は煉瓦家屋を建つることを好まず、苦情百出して大に當局者を腦ましたり。而して苦

情を沈歴するの任は東京府にありて、大藏省は工事と經濟を司りたるのみなりき。職掌分限定則に左の如き條あり。

一、人民苦情ヲ唱フルアリトモ東京府ニ於テ改正ノ趣意家屋ノ有益ヲ巨細説明承服セシムベシ

明治七年一月より諸官省の建築工事は、總て工部省の營掌に歸したる結果、京橋以南の改築工事も亦同省に於いて擔當する所となり、同省は木挽町に出張所を設け建築局をして施工の任に當らしめたり。後同局は營繕局となりたり。

第四　改築事業の困難

さて前述の如く京橋以南の大道路に面する建築及び道路の改通は順調に竣工したり。然るに同一建築方法により順を追うて中通及び横道に及ばんとしたるに、工事進捗前に忽然として障礙の横はるを見るに至れり。卽ち一般住民が煉瓦造を喜ばざると貧民が納金に苦しむに至りたる等のことなり。其の事項に就いては第二章に於いて述ぶる所あるべし。

第六節　内務省建築の經緯

明治六年内務省の設置せらるゝや、忽ち廳舍新築の必要迫りたり。依つて大久保内務卿大隈大藏卿連名にて新築の儀を願出で、同年十二月許可の指令ありたり。伺書左の如し

今般内務省設置候處同省章程等未タ被仰出無之候得共自然事務上大藏省ト隔地相成候而ハ不都合ノ件ニモ可有之樣被存候付同省近接之地へ設立致度存候然處幸同省中ニテ相應之空地有之且在來之大藏省建物之儀モ甚狹隘殊ニ兩省中各寮交互位置更定之都合モ有之旁致審按協議兩本省之儀ハ一棟ニ建築平素通議談判之便利相成候樣致度依テ右費用土木寮ニ於テ爲見積候處別紙概算之通相成申候猶詳細圖面等之儀ハ至急取調上達可仕候得共不取敢右積書ヲ以相伺候速ニ御許可有之候樣致度存候此段上申仕候也

明治六年十二月二日

大藏卿　大隈　重信
内務卿　大久保利道

右大臣岩倉具視殿

別紙は次の通り

甲　木造入費高

一凡金貳萬貳千七百七拾圓

總坪四百十四坪

但平均一坪ニ付　凡金五拾五圓

乙　石造入費高

一凡金四萬五千五百四拾圓

總坪四百十四坪

但平均一坪ニ付　凡金百拾圓

右伺に對して岩倉右大臣よりの指令は次の通り

內務省之儀其省中空地へ建築兩本省一棟ニ相成候積經費概算凡金貳萬貳千七百圓餘ノ目的ヲ以テ取掛之儀許可候條此旨相達候事

明治六年十二月四日　　右大臣　岩倉　具視

是に於いて大藏卿は同省土木寮へ左の通り通達したり。

今般內務省當省地內ニ被建設候ニ付租稅寮其他取除相成其近傍ニ有之候考課狀編纂掛モ取除相成候ニ就テハ右編纂掛可然場所取極營繕可致候條諸般諸務局へ打合至急可取計候此旨相達候事

斯くて明治六年十二月に、該建築工事は內務大藏兩省にて建築を施工する事となり、着々工事を進行せしめたり。さて茲に注意すべきは、明治七年一月以來諸官廳の工事は工部省の管掌となれるに、內務大藏兩卿は無論此廟議に與りて能く之を知り居りしにも拘はらず、僅に一ヶ月未滿前に於いて急速內務省建築の手續を濟ませ、且自ら建築し、工部省は竟に干與せざるに至りたることとなり。斯くて內務省は其竣工、卽ち明治十年一月迄自ら建築事務に當り、一月十七日に工事施工權を工部省に讓りたり。明治八年時代の工部卿は伊藤博文にして、明治十年一月の內務の主腦は大久保利通、工部の主腦は伊藤博文なりき。

第七節　建言其の他の公文書

第一　皇城炎上後の建言

(一)　土木頭小野修一郎の建言

明治六年五月五日　皇上炎上後御再營に關して建言せしもの少からず。其の中一二を次に掲げ臣民の御造建に關する熱誠の一端を示さんとす。卽ち小野土木頭の建言左の如し

今般皇城災上ニ付赤坂離宮へ御遷座被爲在候段誠以恐懼ノ至不堪候就テハ皇宮御造營ノ儀不日可被仰出旨奉恐察候得共方今百般御更正ノ折柄建築ノ仕樣經畫筋等特殊ノ御詮儀モ可被爲在詰リ全備落成マデハ多少ノ歲月ヲ不費ヲ得夫迄離宮御遷座被爲在候テハ人心ノ動靜ニモ關係致シ臣子ノ情一日モ難安儀ニ候間舊本城趾ナリ西城

趾ナリ速ニ御決議ノ上假　皇居御造營有之度右御用材之儀ハ當寮所藏ノ分不少候間其經費ハ格別ノ巨額ニモ至リ申間敷尤落成期限ノ儀ハ凡百日ノ外ニ不出見込ニ有之候間位置廣狹及經費ノ總額等ハ御下問次第迅速取調可申上候謹言

これ明治六年の建言なり。卽ち本丸若くは西丸等御指定の場所に、取敢えず假　皇居を建築し參らせんとの事なり。次に細川潤次郎の建言を揭ぐ

(二)　正院四等出仕細川潤次郎建言

皇城炎上に付御再建ノ御見込ミモ可有之候得共愚見ノマヽ、左ニ記述仕候

第一條官廳ト　皇居トヲ分ツ可キカノ儀

從前ノ例ニ據レハ　皇居ハ卽チ宮內省ト正院右院左院ヲ合セタルモノナリ　皇居ノ宮內省ヲ兼ヌルハ固ヨリ適當トスベシト雖モ所謂太政官廳ニ至リテハ外國ノ所謂ミニエストルデター或ハステートデパルトメントノ類ニシテ我陛下ノ外朝ニ過キス或ハ之ヲ　皇居ト分ツモ亦不可ナルコト無キニ似タリ且近日諸官廳ヲ一所ニ併合スルノ說アルヲ以テ之ヲ見レハ或ハ太政官廳ヲ　皇居ト別ツベキノ說ヲ立タルモ亦止ムコトヲ得サル所ナリ然ルニ此分合ノ兩說ハ國體ト君權トニ於テ關係スル所甚タ重シ深ク其利弊ヲ察セザル可ラズ立憲ノ政體ニシテ有限ノ君權ナレバ其君長ヲ保護スルコト必過嚴ニシテ至煩ナルヲ要セズ何トナレバ其國人ノ望ヲ屬スルコト稍輕ケレバナリ共和政治ノ體裁ニ至テハ尤甚シ猶僧侶ノ輪住ノ寺ニ於ケルガ如シ過慮ヲ須スシテ可ナリ而シテ其政體未ダ眞ノ立憲トセズ君權亦及ブ所廣クシテ君主特裁ノ風ニ近キ國ナルトキハ其君長ヲ保護スルノ道亦簡便ニ過ク可カラズ何トナレバ其國人ノ望ヲ屬スルコト太ダ重クシテ憂慮ノ方モ亦具ハラサル可ラス此ノ如キ場合ニ方ツテハ須ラク行政官廳ヲシテ君主ノ居ト接近セシメ其相通ノ路ヲ隔絕スルコト無クシテ君權ト行政ノ權トヲシテ二途ニ出シムルコトナカルベシ

第二　諸官廳ヲ合併スルノ便不便ノ議

第一條中ヘ略論スルガ如ク諸官廳ヲ一處ニ合併スルノ說ハ古昔大內裏ノ制ニ基キテ既ニ其圖ヲ製セシコトモアリシナリ愚見ニモ嘗テ以テ善トセリ然レドモ此度ノ火災ノ如キ適例モアリ且從前ノ事ヲ以テ考フルニ棟宇ノ連接シテ裏面ノ區域ナキハ甚火災ヲ防グニ不便ナル可シ舊制ノ建造物ノ如キハ尤モ甚シ試ニ是迄ノ火災ヲ擧グルニ大抵全建造物ヲ失ヒテ少シモ殘ルコトアルコトナシ其烟焰亦一時ニ蔓延シテ其危害殆ンド云フ可ラザル者アラントス今後ハ從前ノ木造ヲ廢シテ或ハ磚造トシ或ハ石造トシ又或ハ鐵造トスベシト雖モ苟モ其內部相接セハ決シテ此害ヲ免ガル、コト能ハズ臣曩キニ米國ノチカゴニ在テ大火ニ遭遇シ一火ノ爲メニ全街衢三分一ヲ失フヲ目擊セリ其地頗ル殷賑ニシテ堅牢ナル建造物居多ナレドモ烈焰ノ延ク所悉ク爛セザルナシ此ヲ以テ之ヲ見レバ其製ノ堅牢ナルモ亦以テ深ク恃ムニ足ラズ且各國ノ制ヲ參

看スルニ古昔大内裏ノ如ク連接セル者殆ンド稀ナリ此止ムコトヲ得ザルニ出ヅルト雖ドモ亦見ル所ナシトセズ故ニ諸官廳ハ各其便利ヲ計リテ之ヲ置クヲ便ナリトス然ラバ則チ我太政官廳ハ舊ニ依テ他ノ官廳ト併合セズシテ可ナルベシ

第三　何レノ地ヲ以テ　皇居トス可キカノ説

既ニ諸官廳ヲ合併セシテ又太政官廳ト　皇居トヲ接合セントスルノ論定マルトキハ　皇居ト太政官廳トヲ置ク可キノ地モ亦同一ナルベキナレドモ其間少ク異ナル所アリ議セルヘラズ何トナレバ第一條ニ論ズルガ如ク　皇居ハ宜シク保護ノ道ヲ嚴ニスベキヲ以テ必高キニ居テ卑ニ臨ムノ地ヲ擇ミ較一隅ニ據リ蔽スルニ岡陵林木ヲ以テシ繞ラスニ川谷堤堰ヲ以テ其觀ヲ壯ニシ且ツ以テ覬覦ノ念ヲ消ス可シ且如此スレバ　聖體ニ於テモ常ニ新鮮ニシテ清潔ナル大氣ニ浴シ玉モ平居臨眺ノ美アリテ以テ上覽ヲ快クシ臣子ノ欣幸トスル所ナリ如此ナレバ　皇居ハ舊本丸ナリトモ　皇居趾ナリトモ何レ高燥ニシテ要害ナル地ヲ擇バザル可カラズ然ルニ太政官廳ノ如キニ至テハ專ラ上一人ノ爲メニ設クル所ニアラズ中ハ諸官ニ便ニシ下ハ諸民ニ便ニシテ其擇ム所便利ニアリ必シモ高燥ノ地ヲ要セズ又必要害ノ地ヲ要セズ之レヲ　皇居ヲ擇ムノ地ニ比スレバ自ラ異ナル所ナリ故ニ愚見ニ據レバ須ラク之ヲ　皇居ノ下平坦ノ地ニ置キ其他ハ和田倉馬場先櫻田三門ノ内ニ在テ外ニ臨テハ保護ノ方ヲ設ク可ク内ニ在テハ　皇居ト相接シテ聖上臨御聽斷ノ便ヲ失セズ非常ノ時ハ直チニ一體トナリテ相離レザル樣ニス可シ如此スレバ　皇居ハ　皇居ノ便アリテ官廳ハ官廳ノ便ヲ有シ離ル、ニ似テ離ル、ニアラズ合フニ似テ合フニアラズ第一條ノ説ト相矛盾スルニ以テ其實ハ並行シテ相悖ラザル者アラン

第四　皇居ノ制ヲ更革スルノ議

皇居ノ制固ヨリ宸斷ニ出ヅ可シト雖ドモ爰ニ只民間ノ説ヲ折衷シテ參照ノ萬一ニ供セントス其制若シ只舊慣ニ仍テ少シク之ヲ潤飾セハ固ヨリ一内匠司ノ事ニシテ喋々ヲ待タズト雖ドモ我國家一新ノ後只心川氏ノ鵲巢ニ因テ別ニ構造スル所有ルニ非ラズ且其所謂鵲巢モ亦只德川氏世子ノ居ル所ニシテ矮陋素樸復天下ノ人心ヲ掛クルニ足ラズ内國人ハ猶可ナリ萬國ノ交際ニ於テ恐ラクハ觀スルニ足ラザラン且時態ノ變遷風俗ノ轉移等ニ因テ舊慣ノ仍ル可カラザルハ太タ多シ於是乎大ニ之ヲ更革シテ宏大ナル規模ヲ立テザルコトヲ得ズ此ニ於テ臣ノ一説アリ各國中君主ノ宮殿ヲ營ム如キハ頗ル大事トシテ肯テ輕卒ニ手ヲ下スベキ者ニアラズ其規模ノ加キモ亦宜シク各國ノ制ヲ斟酌シテ其大成ヲ集ム可シ妄ニ舊習ニ安スル匠師ニ謀ルコト勿レ又妄ニ外國建築家ニ托スルコト勿レ忘ル、コト勿レ又之ヲ急ニスルコト勿レ其良制ヲ講ズルノ法ハ須ラク重臣一人ヲ擇テ其事ヲ司サドラシメ我匠師ノ良ナル者ト外國建築家ノ頗ル其事ニ熟シテ廉正ナルモノモ擇シテ之レヲ助ケ各國ヲ歷遊シテ其宮殿官廳等ノ制ヲ考索シ金ヲ出シテ有名ノ建築家ヲ雇フテ我構造セント欲スル所ノ圖ヲ作ラシメ

數箇ノ圖稿ヲ輯メ歸リ其利害得失ヲ深ク講究シ諸大臣ノ議ヲ經タル上宸斷ヲ取テ始メテ其事ニ從フ可シ

此項ニ至テハ須ラク知ル可キ件太タ多シ專門ノ者ニアラザレバ悉スコト能ハズ

第五　皇居再建ノ費舊慣ニ仍テモ亦少小ニ非ズ況ンヤ大ニ之レヲ更革シテ其規模ヲ宏大ニセバ其費能ク常備ノ官帑ノ支給スル所ニ非ラズ封建ノ世ニ方ツテハ如此ノ際每ニ諸藩ニ命ジテ金ヲ出サシム諸藩又之ヲ其民ニ令シテ索取スルヲ常トス此固ヨリ豪族政治ノ惡習ニシテ　聖朝ノ宜シク則ル可キニ非ズ或ハ云宜シク大ニ民ニ募リテ金ヲ獻セシム可シ且官員ヨリシテ其倡率ヲナサシム可シト此未タ國家經濟ノ大道ヲ解セザル者ノ說ナリ愚見ニ據レバ此ノ如ク非常ノ費ヲ生セシムルコト實ニ易々タルコトニシテ具ニ成例アリ別ニ紛紜講說スルコトヲ須タス其方ハ則國債法ナリ蓋如此ノ非常ノ災ハ猶國家ノ戰爭ヲナスト同ジクシテ決シテ常備ノ支フル所ニ非ザルヲ知ル可シ我國家又嘗テ多ク民ニ派シテ過額ノ金額ヲ出サシメザルハ之ヲ「ナショナルデット」ト ナスヨリ外アル可ラス「ナショナルデット」ト爲スニハ「ボンド」ヲ發行スベシ既ニ「ボンド」ヲ發行シ十分ナル金額ヲ得テ其利分ヲ民ニ與フベシ又其元金ヲ返スニハ所謂「インテルネルレフエター」ヲ以テス可シ如此スレバ上政府ノ信ヲ失セズ下人民ノ力ヲ損セズシテ上下相悅ビ之ヲ中外ニ示シテ孰レモ啄ヲ容ルヽコトナカラントス但此諸法ハ皆經濟一課ノ任ニシテ詳細講明シテ其方ヲ誤ルコト勿ラシム可シ

第二　一廉金五百圓以內ニ關スル起案

明治中葉以後に於いて官廳建築及び物品賣買の際、一廉金五百圓內外の差により取扱を異にしたり。而して其五百圓なる數字の起原に就ては、明治七年に遡り左記の文書に胚胎するが如し。

府縣官舍營繕費之儀ニ付伺

國費制限之儀先般御達ニ付勘考仕候處府縣官舍倉庫牢獄等之新營ハ費額ノ多少ニ不論一切上裁ヲ仰グベキ趣ニ候得共元來營繕之儀ハ堤防橋梁之如キ管係大ナルモノトモ譯違ヒ譬ヘハ一ケ之庇廂ヲ增營シ或ハ數尺之堵墻ヲ衍築スル類之如キ其事僅少費額モ亦多カラズ然ルモ新營之名アルヲ以每件上陳ヲ經候テハ事務之遲緩ハ兎ニ角極テ御煩冗之儀トモ被存候就テハ新タニ土地ヲト定シ更ニ一郭ヲ經始スルモノヽ外在來家屋之形容ヲ變換スルカ又ハ此地之家屋ヲ撤却シ其木石ヲ以テ彼ノ地ニ建設スル如キハ勿論假令新築ト雖モ其事業大ナラズシテ一廉官費金千圓以內之モノハ今後不經伺當省限リ取計候樣致度此段相伺候也

明治七年六月五日

內務卿　大久保利通

太政大臣　三條實美殿

此伺に對して左の指令ありたり。

伺之趣府縣官舍營繕之儀歳費確算相立候上ハ定額可被相立候御當分之内一廉五百圓以下其省限り可致處分事

明治七年八月廿二日

第三　横濱公園造營に關する文書

本邦に於いて新に設置されたる公園中、横濱公園は最初のものなるべし。今其の設置前に於ける往復公文書を掲げ、以て其當時の經緯を知るに便せん。

横濱港新埋立地内彼我公園造營之儀ニ付伺

横濱港埋立地内彼我公園造營之儀ニ付去壬申八月中神奈川縣伺出之趣も有之種々詮議致シ外務省數回往復之末今般可成費用を節略シ施設之方法モ可有之見込ヲ以テ以前同縣ヨリ差出置有之候右造營入費凡積計算書之外更ニ費項ヲ省減シ造營ノ方法精細調査可申立旨同縣へ相達候處入費凡積計算書幷圖面相添委細別紙之通申出候就テハ右神奈川縣申立書面ニ照準シ公園造營爲致可然存候依之同縣へ之指令案幷ニ別紙書類圖面相添此段相伺候也

大藏省事務總裁

明治六年九月四日

太政大臣　三條實美殿

之に對する指令は左の如し。

伺之趣猶各國公使へ談判之上仕樣減省凡金壹萬貳千五百圓余ニテ落成候見込之趣外務省申出候ニ付別紙之通内務省へ相達候條右金額神奈川縣へ渡方可執計事

明治七年四月七日

別紙は次の通り

内務省

横濱公園之儀別紙外務省上申之通凡金壹萬貳千五百圓余ヲ目的トシ可成丈經費不相增樣相心得早々經營可取掛旨神奈川縣へ可相達依テ仕樣書繪圖面共相添此旨相達候事

明治七年四月七日

太政大臣　三條實美

神奈川縣へ指令

書面公園造營之儀委細伺出之趣聞屆候條別紙圖面幷ニ入費書ニ照準シ此上冗費無之候樣精々致注意工役取掛リ可申候入費金之儀ハ追テ明細勘定仕譯書ヲ以テ別途請取方可申出候事

以上の經緯によりて公園造營に着手することに至りたり。然れども落成迄の事に就

參議　大隈　重信

いて文書なきは遺憾なり。

第四　陸軍省陣營建築に關する文書

左記の文書も亦往時の狀況を偲ぶに甚だ興味あることなり。交通不便なる時代の眞情言外に溢れたりと言ふべし。又竹橋陣營の木材は、東京府下のものを伐出して使用せしこと明かにして、建築材料の歴史より見ても非常に面白し。これは大藏省土木寮より本省への伺にして、壬申三月十八日の日附なり。

清水田安舊邸へ陸軍省陣營建築ニ付音羽護國寺王子、稻荷社等ニ於テ多數之伐木至急取掛リ候ニ付官員出張旅泊爲致候間今般東京府下爲測量當寮官員社寺幷市中へ出張旅泊致シ候類例通リ出張中一日一人ニ付四拾五錢ヅヽ被成下候樣仕度此段相伺候也

さて年表によれば、竹橋陣營は明治三年着手、同四年竣工せしが如し。然るに右公文書は明治五年の日附なり。依つて四年竣工とあるは一部の竣工にして、他に增築ありたるものと解釋すべきか。公文書の信ずべき者なる事勿論なればなり。

第八節　維新前後の建築年表

外國人向の建築及住宅

明治元年　築地ホテル館成る。建坪八百三十一坪餘にして清水喜助の設計。

同　二年　延遼館の前身なる木骨石造の大西洋館成る。最初海軍所として使用し、通俗石室と唱へたり。後外國官に移され延遼館と改名。

同　三年　木挽町のウオートルス官舍成る。

同　四年　横濱外國人應接所成る。清水喜助の設計。同年芝汐留の停留場内インジニール官舍成る。同年赤坂黑田邸木造洋館起工。

同　五年　英國公使館成る。英人ウオートルスの設計。

同　六年　木挽町の蓬萊社成る。英人某の設計。

同　七年　露國公使館成る。設計者はスメドレー。

交通關係の建築

明治三年　鐵路建築司長イトモンド、モレル東京横濱間の鐵路及び停留場建築等の豫算を大木民部大輔に提出東京及び横濱の各停留場建築費を參千ポンドと見積りたり。

同　五年　東京及び横濱の停留場成る。同年横濱稅關建築の起工。

同　六年　木造二階建なる神戸東稅關役所成る。其建坪百六十三坪四合。

敎育關係の建築

明治二年　京都府に於いて和洋折衷の平家建小學校流行。

同　三年　十二月神田和泉町に醫學校建つ。

同　四年　永樂町の分析所はこの頃落成したりとの說あり。後、勸工場となる。同年煉

瓦造なる赤羽工作分局起工。此の建築は佛人ルイ、フエリキス、プロランの監督せしものにして、竣工後工部大學校學生は實地研究に使用したり。

同　五年　工部大學校博物館成る。マクビル設計す。同年京都府にて二階建和洋折衷の小學校流行す。

同　六年　工部大學校生徒館起工、同年神田錦町の開成學校々舍成る十月行幸

同　七年　工部大學校作工場成る。同年生徒館成る。

官公衙

明治元年　八月大阪に於いて煉瓦造なる造幣局建築の起工あり。英人ウオートルスの設計にして後工事中燒失。

同　三年　竹橋内の陣營起工。

同　四年　大阪の造幣寮成る。同年三階建煉瓦造なる竹橋陣營成る。

同　五年　二階建石造の兵部省廳舍成る。同年霞關の陸軍省兵衞成る。ウオートルスの設計。

同　六年　内務省本館起工、林忠恕の設計。

同　七年　煉瓦造なる造幣寮銅貨鑄造場成る。大阪にあること無論なり。

社寺

明治二年　九段招魂社假殿成る。

同　四年　全國神社の社格を定む。

同　五年　九段坂上招魂社正殿改築成る。

商店

明治四年　兜町の三井組爲換坐起工、清水喜助の設計なり。

同　五年　駿河町の三井組建築成る。これ清水喜助の設計。

同　六年　兜町の三井組爲換坐成る。

雜件

明治元年　佛人ヴエルニー横須賀製鐵所工場ニ來着。

同　三年　閏十月工部省新設、同年七月十日民部大藏分離して兩省となる。同年九月藩制を定め、十五萬石以上を大藩、五萬石以上を中藩、其の以下を小藩と定む。この年新橋成る。鑄鐵製の欄干を設く。

同　四年　墺國博覽會開設、我國參加、この年廢藩置縣。この年府下市區改正の計畫あり。この年横須賀製鐵所へ行幸あり。九段坂上大燈籠成る。各縣廳建家坪數を規定す。

同　五年　東京横濱停留場竣工、設計者はフリブヂンス。この年二月廿六日工部省類燒、東京府下家屋改正に付き太政官より東京府へ通達あり。京橋以南の大道路の幅を十五間と定め並樹を植うるの制を設く。四月三日官營家屋取調規則を定む。

同　六年　五月皇城炎上、萬代橋成る。眼鏡橋の俗稱あり。この年横須賀製鐵所へ再び

行幸。横濱港新埋立地内彼我公園造營。

同　七年　淺草橋成る。

第二章　工部省時代の建築及び關係事件

第一節　工部省關係の建築事項

第一　營繕局成立前の出來事

(一)　宮殿の避雷針

往時科學の未だ普及せざる時代に在りては、百般の事項に就いて先輩の勞苦は實に察するに餘りあり。今宮殿建築の雷害に對する方案に就いて當時の當局者は如何に焦慮したるか。左に往復公文書を掲げ、以て當事者の用意周到なりし事の一班を公示せんとす。先づ宮内省より工部省宛の文書は左の如し。

御所向雷除相設度候間其課之者一人速に出頭有之候樣致度依而及御掛合候也

壬申七月十八日　　宮　内　省

之に對して工部省にては、電信當事者に向け次の如き通知を發し、宮内省へ相當の技術家一名派遣の儀を命じたり。

別紙之通宮內省より申來候間其筋相心得候者一人同省へ罷出打合の上見込可被申出候此段相達候也

壬申七月十九日

代理　左野從五位

石丸電信頭殿

然るに茲に手續上多少紛紜ありしが如く見受けらる。先づ宮內省より直接工部省へ掛合來れるは、正當の手續に非ざりしが如し。依つて宮內省は更に出直し、先づ正院へ伺出でたり。是に於いて正院は工部省に左記命令を發したり。時に八月なりき。

皇居御屋上御庭向等へ避雷針御取建相成度宮內省より伺出し趣も有之に付、右避雷針取建之利弊詳細取調可申出候也

壬申八月三日

正院

工部省

是に於いて工部省は、當時の電信官吏豐島、中埜の兩人と御雇外國人ストヲンとを宮中へ差遣はすことに爲し、左の書面を正院へ進達したり。

皇居御屋上御庭向等へ避雷針御取建相成度旨宮內省より伺出相成候に付、右利弊詳細御取調可申出旨御達有之則右利弊取調之義御雇外國人ストヲンへ相達候處、現御場所拜見不致候半而は何分差分り兼候段申出候に付、明後七日第九字比より官員竝ストヲン差出候間、差支無之樣兼て其筋へ御達有之度、此段申進候也。

壬申八月五日

工部少輔山尾庸三代理　佐野從五位

正院　御中

宮內省より工部省へ直接送附したる書面には雷除とあり。而して工部省より正院へ進達せし書面には避雷針とあり。又當時午前七時のことを朝第七字と唱へしことも注意すべき事柄なり。正院は工部省より右書面を受取り、卽時宮內省に御都合を聞合せたる後、工部省へ差支無き旨を回答したり。

是に於いてストオンは、實地調査の後千八百七十二年第九月十三日の日附にて、石丸電信頭に報告書を差出したり。依つて電信部より山尾少輔に之を提出し同少輔より正院に進達したり。其の書面左の如し。

此度宮中へ避雷針御設置の儀に付、電信寮官員竝同寮御雇外國人ストオン差遣し、山上より形勢位置爲取調候處、連崗宮殿を擁し樹木蓊鬱致し居候得ば、電氣は右連崗又は樹木へ搬移致し、自然落雷の憂無之、別に避雷針相設候には及不申。乍去尙爲念相設候儀に候得は、高二十尺以上銅之尖條を屋上に相立亘り半寸位之銅條を夫より地中へ引可申尤屋上悉皆銅板に候得ば、電氣右銅に感し屋上に滯り候哉も難計候間、軒端より小線を引き本條へ接合爲致可申、尤彌御設置相成候儀に候はゞ先以宮殿屋上を測量致し必

要之物材をも取調候樣可仕旨申出候。就而は右測量致し候節は官員を始外國人共屋上に上下仕候儀も有之候間、其段も前以て申進置候也。

壬申八月　　工部少輔　山尾庸三

正　院　御中

右に對し工部省へ左の如き通知ありたり。

宮殿屋上へ避雷針御取設之儀御省見込も有之候に付、先御見合相成候旨宮内省より屆出候間、此段申入候也。

壬申八月三十日　　史　官

工　部　省　御中

(二)　虎之門と工部省

明治三年工部省新設されし以來、工部省は何處に在りしか不明なりと雖も、工部省及び工部大學校に最も緣故深き虎之門が同省の所有となりしことは、明治四年七月たりしなり。卽ち左の如し。

虎御門内延岡藩邸其省へ相渡候條、東京府より受取可申事。

辛未七日　　太政官　　工部省

斯くて工部省は明治四年七月より虎の門内に在りしなり。然るに翌年二月二十六日夕六字三十分、卽ち午後六時半に類燒して、虎の門外の勸工寮内へ一先づ同省を設けたるなり。

第二　工部省營繕局

明治三年閏十月新たに工部省を置かるゝや、省内に勸工、鑛山、製鐵、燈臺、鐵道、電信の諸寮を設けられたり。故に營繕事務は尙ほ依然として大藏省土木寮にて管掌したるなり、然るに明治七年一月より營繕事務は總て工部省の管轄となり製作頭平岡通義の手中に歸したり。是に於いて實際營繕の局に當りしは製作寮中の建築局なりしが、明治八年六月に至り營繕局となり、同年十一月三十日獨立して營繕寮となりたり。以後官制の改正に伴ひ、營繕局となり、最後に營繕課となりたるなり。

此の如く諸官省の營繕事務は、工部省の管掌となりしが、唯、内務省の建築工事のみは、變則ながら内務省自ら決行したり。後明治十年に至り是も亦工部省の管轄となれり。之に關する公文書左の如し。

是迄内務省管掌事務の内工事に係る事件は總て其省へ被付候條、此旨相達候事。

但別紙の通内務省へ相達候事　　工　部　省

（別紙略）

是に於いて工部省營繕局は、完然に諸官廳の建築工事を擔當する事となりたり。蓋し明治七年三月以來內務省の手にて建築中なりし同省本廳舍は、明治九年十二月十四日竣工せしを以て、此の期に於いて工事一切を工部省に引渡したり。

第三　宮殿及び諸官廳建築の初案

明治六年五月五日皇城炎上せしを以て、翌七年十二月に至り、宮殿再營の令を發せられ、同時に舊本城に諸官省建築を仰出だされたり。卽ち最初廟議の決する所によれば、諸官省を一纏めに舊本丸に建築するの豫定なりしを見るべし。今大藏工部兩省への御達を左に掲ぐ。工部省へのは

皇城へ
宮殿御再營竝舊本城に諸官省建築被仰出候に付ては場所實測之上諸建物位置結構等御取調可伺出、此旨相達候事。
明治七年十二月二十三日　　太政大臣　三條實美

次に大藏省へのは

宮殿御再營諸官省建築之儀被仰出候に付別紙の通工部省へ相達候條爲心得此旨相達候事。
明治七年十二月二十三日　　太政大臣　三條實美

斯の如く決定したるに拘はらず、種々の事情により卽時設計に着手すること能はざりき。唯諸官省建築と引離して　皇居御造營に就いては明治九年に至り設計着手に關し、次の如く通達ありたり。

皇居御造營の儀昨八年七月其省伺之通先づ金百萬圓の目途を以て來る十年より五ケ年間に落成の見込にて本年より建築師雇入れ繪圖面仕樣牒等精細取調可伺出且木石其他入用品等は時期を見計らひ本年より致着手候へは、費額其時々伺出許可の上可致施行儀と可心得、此旨相達候事。
明治九年五月八日　　太政大臣　三條實美

然るに御都合によりて、明治十年一月に至り　皇居御造營の儀は延期の旨仰出だされたり。

第四　宮殿建築の再發令及び建築方法に關する論議

西南の亂も既に平定し、世は泰平となれるを以て、明治十二年九月十二日再び　皇居御造營仰出され、且、其の工事の分擔を左の如く定められたり。時に同年十月二日なりき。

表調見所竝西洋造建物造營方建築用木石類一切購求方を

、工部省

賢所竝奥宮殿及日本造建物造營方奥向御庭作方を

宮内省

是より先工部省よりは、九月十三日卽ち御造營發布の翌日太政宮へ次の如き伺書を提出せられたり。

皇居御造營の儀遊仰出候に付諸般御取調可伺出御達の趣致承知候右御場所の儀は何處に御確定相成候哉御取調方も有之候に付御達相成候樣致度此段相伺候也

再伸　當時赤阪假　皇居建築相成居候調見所の儀は追て本文御造營御場所へ御引移可相成儀に有之候哉此段も副て相伺候也

工部省に於いては久しく　皇居の御造營を鶴首し居たるを以て、時を移さず右の如き伺を立てたるなり。又赤阪假　皇居構内に於いて建築中止中の調見所に就いても伺に及びたるなり。蓋し同調見所建築は基礎工事の不完全よりして壁に龜裂を生せし故、建築中止となりたるなり。さて此の伺に對して次の如き指令ありたり。

伺ノ趣　皇居御造營御場所ノ儀ハ去ル二十六日相達候通可心得調見所ノ儀ハ伺ノ通これ十月一日附の指令なり。此の指令に依れば調見所建築は　皇居建築地へ移轉せらるゝ豫定なりしなり。是に於いて後日多數の加工石材が西丸へ運搬されたるが、都合により其の建築の引移は中止となりたり。蓋し新築調見所は木造と決定されし故なり。次に二十六日附にて太政官より工部省への通達は左の如し

皇居御造營ノ儀先般相達置候處御場所ノ儀ハ舊西丸跡ト御決定相成候條此旨相達候事

明治十二年九月二十六日　太政官

斯の如く部署既に定まりしを以て、宮内工部の兩省に於いては捲土重來の勢を以て着々調査に從事せしならんも、元來宮殿建築は最も愼重に經營すべきものなること勿論なれば、其の當時當局者に於いて頭腦を惱ましたり。それは煉瓦造石造若くは木造の中何れに依るべきかに在りたり。就中工部省の分擔たる表向宮殿の建築樣式に就いては、甲論乙駁容易に決する所あらざりき。且、又當時我が國に於ける洋風建築の學術は頗る幼稚なりしのみならず、參考物も亦甚だ乏しかりしを以て、明治末葉に於ける者の考ふるが如き容易の業にはあらずして、非常なる難問題なりしなり。當事者の苦心は實に推察するに餘りありと謂はざるべからず。

是に於いて工部省營繕局長平岡通義は、和洋兩建築の利害得失に就いて廣く意見を求めたり。先に言へる赤阪假　皇居内の謁見所は石及び煉瓦にて建築する事とし、外國人某をして設計監督せしめたり。然るに工半ばにして壁中所々に罅裂を生じ、竟に工事を中止する等の事もありたればなり。

併してこの謁見所工事の失敗は、和風建築論者の堅固なる一大據城たりしなり。明治十二年四月八日附なる記立川知方の上申書にも亦此の事柄に論及せるを見るべし。

工部省四等技手立川知方上申

假　皇居内ニ御新築相成候謁見所其外共外部石造内部煉化側腰化粧石積立惣體二階造ニテ後來御保存上堅固如何見込ヲ御尋問ニ付聊カ不憚忌諱私存附ノ儘左ニ奉上申候

右御新築謁見所ノ義ハ御國ニテ是迄見聞ニモ及ハサル石屋ニ有之候得共、御雇入教師ノ製圖ニ基キ、築造ノ處、豈圖ランヤ此程ニ至リ床下煉化石積合ノ内ニ十餘ケ所ノ罅裂生セシヨリ、若シ地形等ニ狂ヒノ出來候ヤノ御懸念被爲在候餘リ、右堅否如何トノ御下問ニモ相成御痛心ノ段深ク奉恐察候。然ルニ右厦屋石造ノ義ハ素ヨリ確乎タル御見込ノ被爲在候テ御着手相成候事トハ奉存候得共、愚案ニハ甚以テ然ル可カラサル義ト奉存候。抑モ御國ニ木製家屋築法ノ相開ケ候ヨリ茲ニ千三百有餘年堂塔加藍ノ大造營モ幾許ニシテ其數ヲ知ラス。隨テ築造ノ精工ナル金碧ノ壯嚴ナル決シテ歐洲製ノ

宮樓殿堂ニモ豈讓ランヤ、又永年ニ保存シ得ベク、西京ノ東寺東福寺奈良ノ東大寺ハ千百年ノ今日ニ現存致候事第一ノ確證ニ有之誠ニ震災ノ一事ニ至リ候テハ、最以テ木製ノ家屋ナラデハ其禍ニ堪ヘ難キ義ト愚考ス。既ニ歐米ノ如キハ大地震ト申程ノ震災ニ無之テモ度々家屋人畜ノ損傷有之趣キ、若シ我カ安政度ノ如キ大震災ニ遭遇セバ全國皆空野ト可相成モ測リ難キ事ニ有之候。然ルニ彼ノ折リ都下ニテ皆潰ニ相成候ハ下等ノ家屋舗ノミニテ苟モ矩術家ノ規矩ニ成リ候堂塔社殿樓閣茲ニ中等以上ノ住居向等ハ一宇一戸モ甚シキ損害ヲ受ケズ。是則明證スベキコトナリ知方義モ聊カ倭樣匠家矩術立川流六世相當ヲ受繼キ未熟ニハ候得共、是迄宮殿社堂等ノ大造營モ數度之ニ與リ、横須賀製鐵所竝ニ府下連屋ヨリ近クハ印刷局ヲ始メ洋風ノ建築ニ實際從事仕リ既ニ十四ケ年ニ及ビ歐洲建築ノ大概ハ覺悟仕候得共、元來石造厦屋ハ緊要ノ場所ハ鐵鉛ノ力ニテ支フルノミ外部ノ石ハ誠ノ裝飾ナリ。爲メニ全體ノ堅牢ナラザルハ論ヲ待タズ、震災ニハ輙チ崩落シ火災ニハ裂解ス可キ眼前ノ義ニテ強テ申候ハヾ、吾人トモ片時モ安居難仕モノト可申、況ンヤ畏クモ至尊ノ　玉體ヲ安座シ奉ルベキハ實ニ深ク恐縮ニ奉存候。右ハ地形等ニ聊カモ懸念無之十二分ニ築立候石屋ニテモ前條危難ハ免カレ難キ處ニ有之、然ルヲ況ヤ今般ノ如キ床下煉化積合ノ場所ニ胼割レ、等相見ヘ、既ニ危殆ノ兆候ヲ現ハシ候ニ於テヲヤ。誠ニ以テ累卵ノ危キカト奉存候。然ルニ御雇教師ハ全ク落着キ全體ノ釣合ノ爲ニ右ノ

屏割レヲ生シ候杯ト申繕候ハ如何ノ心得ニ候哉。實ニ其底意ハ測リ難キ義ニ有之加之彼ノ教師ノ技術ノ熟否ハ確ト御見留ノ上御雇入ニ相成候義トハ奉存候得共、何分殘念ニ不堪ナリ。元來倭樣矩術家ニテ宮殿社堂等新築ノ砌ハ着手以前ニ地形建圖小屋堅メ等ニ至ル迄重立候極メ方ノ者精細ニ取調彌確定ノ上ニテ始メテ斧ヲ下シ候事故、何程細密紛雜ノ指合組方ニ候トモ最初極ノ如ク必ズ竣切ス可ク、然ルニ其順序ハ相違セリ。就中建築ニハ彼此ノ釣合ト申モノ有之甲ノ場所ノ模樣ヲ知リテ乙ノ場所ヲ知ラザレバ必工作上ニ不都合ノ廉少カラズ、其左右翼廓下外部飾石積ノ如キハ何ノ釣合ヲ以テ固メ候積リニ候哉、尤モ石垣同樣トノ見込モ可有之候得共、石垣類ハ高サニ寄リ乘リニ釣合有之、且何品ニテモ直立ニ積上候テハ落チ安ク、危キ義ニ有之候。元來其國ニ相應タル天産物ハ則チ其地ノ人民生計ヲ營ムニ便リヲナス事古人ノ論ノ如シ。御國ニテハ西洋各國ニテ欣羨致候檜槻等ノ良材數多有之是自カラ之ヲ以テ此生ヲ養フ家屋ヲ營ムベキ爲メノ世ニ謂フ天賦ノ品ニ可有之、左モ無之候ハヾ古來ヨリ煉瓦コソナケレ、石類ハ澤山ニテ候間石屋ノ方果シテ便利ニ候ハヾ必ズ木屋ヲ廢スベキニ、今ニ其義無之ニ依テ考フレバ蓋シ東北ニハ富士淺間磐城立山又西南ニハ海門震島溫泉杯其外ノ火山數多有之候處ヨリ震災ヲ氣遣ヒ候テ、家屋ハ木製ニ限リ候樣ノ習慣ニ相成候ト奉存候。既ニ前條安政度震災ノ節モ社地ニ有之候華表石造ノ分多クハ中間ヨリ震ヒ折レ或ハ笠石ノ缺落チ候得共、腐朽候共木製ノ分何レモ無難ニ候抔ガ古昔ノ實驗說ニ相成候義トモ被存候。兎ニ角御國ニテ震災其餘ニモ堅牢トノ確證無之、高大ノ石屋ヲ造ラセラレ、其製作ヲ書物ノミ引當ニ致シ候。外國教師ニ御任セニ相成、至尊無二ノ　玉體ヲ奉座候ハ、何共恐多キ御事ニ奉存候。就テハ知方儀モ當御建築半途ヨリ掛リ、御用ヲ被命地磐ノ築立方等ノ手數ハ不仕候得共、唯直量ノ石屋ヲ載セ候ニハ不充分ノ事ト存候ノミ然ルニ今般ノ不都合差起候次第サレドモ是迄御築造ニモ運ビ候故今更木製ニ御改造モ不容易ノ儀ニ付、胴蛇腹上ヨリ堅牢ニ木製ニ改造セラレ候ハヾ震災ノ節下部ノ積石ニハ些少ノ損害出來候共崩落等ノ儀有之間敷ト被存候。知方矩術修業仕候ハ僅々七、八年ノ間ニテ奥義ヲ極メ候事ハ難相成多年經驗老年ニ及ビ初メテ聊自得ノ域ニ至リ候儀ニ有之候。右御下問ニ付木製竝石造ノ兩厦屋ノ利害得失忌諱ヲ憚カラズ。誠惶謹言

以上立川知方の上申は頗る冗長なれども、要するに石造煉瓦は耐震性に缺くる事大なれども、木造は頗る堅牢なる故、御造營は宜しく木造と爲すべく、又赤坂に建築中の謁見所も二階を木造に變更すべしとの說なり。

斯の如く震災の見知よりして、木造の長所を採り木造論を主張する者少からざりしが、同時に他方に於ては火災防禦の立場よりして、木造の短所を絕叫する者亦甚だ多かりき。斯の如く保守黨とも急進黨とも稱し得べし兩派相讓らざりしを以て、隨つて廟議も亦容易に決せず、調査に調査を重ね容易に起工の曙光を見ること能はざりき。斯くて十分に

調査を重ねたる後、明治十三年十月十九日に至り宮内省より太政官へ左の如き上申書を提出するの運びとなりたり。

舊西丸へ　皇居御造營被　仰出候ニ付赤阪假　皇居内ニ建築取掛相成居候石造謁見所ノ儀も舊西丸へ移引の筈にて既に工部省に於て地質等檢査候處按外地質不良の趣にて先般工部卿より五ヶ條の見込を具し申出有之内第四條の見込卽今適當と認定候に付　思召も相伺御内決の上地質點檢の儀工部卿へ及回答其旨六月四日付を以て及内陳置候末工部省に於て右地質檢査を遂候上謁見所及　皇居等建築に係る基礎組立方經費別冊の通甲乙二樣に取調差出候

甲號工部省傭外國人ジェイ、ダイアックの概算高は金百四萬千參百貳拾四圓九拾貳錢又乙號營繕局概算高は金貳百八拾六萬六千九圓六拾錢參厘甲乙の概算金額如此き差等あるは積立方仕樣の區別あるに由る

依て熟考致候處基礎のみに巨額の金高を要し諸工事悉皆竣功迄には幾百萬の金額を費し幾許年の星霜を經候も難計卽今國計の困迫の際到底至難の事業と存候且　皇居建築の爲め莫大の金額を消耗候ハ兼々　御沙汰被爲在候勤儉の　聖旨にも不相稱儀に付謁見所竝に西洋物諸建物の儀は斷然御止相成度候尤も永年當今の儘假　皇居に被爲在候ては御體裁にも相關し且去る六年　皇居炎上の際各地人民より御建築費の内へ献金等も致候程の儀に付空しく歲月を經過候は臣子の情分に於ても甚不安儀に付舊西丸へ日本形木造の皇居御建築の事に更に御治定の上京都宮殿の製作に據り時體に相稱候樣適宜折衷し御建築相成候得ハ金額も大に減省し數年を期し竣工に可至と存候而して前條石造謁見所の儀は右舊西丸　皇居竣功赤坂假　皇居内太政官其他諸建物取拂の後右御構内に於て恰好の場所御撰定御建築相成候て可然と存候就ては右建築用の石材其外物品は總て工部省に於て收藏保存相成度左候得ハ是迄右謁見所建築に屬する消費金も全く虛費に屬せず建築上の順序に於ても其宜きを得時世適當の御處分と存候條前陳の趣早急御詮議相成度右御裁定の上は木造建築の方法等は工部卿へ協議を遂げ追て取調進達可致候此段上申候也

斯の如く基礎工事のみにても百萬圓乃至貳百何拾萬圓を要する事よりして、當局者は竟に木造說に傾きたり。經濟問題を論據とせしを以て、其の說は頗る强かりしが如し。

右上申に對し太政官は同年十一月二十九日附を以て

上申の趣聞屆候事

と指令したり。此の指令に先立ち同年十一月十七日に工部卿山尾庸三、宮内卿德大寺實則、工部少輔吉井友實、宮内少輔土方久元、營繕局長平岡通義、内匠課長櫻井純造等宮内省に會し、御車寄以下宮内省に至る迄表宮殿の分は工部省之を擔當し、奥常御殿始め女官部居に至る迄宮内省之を擔當し、總て日本造の計畫を以て繪圖面調製を議せり。依つて此の日工部少輔吉井友實京都御所の　宮殿結構を參照の爲め取調の命を受け、宮内一等屬白

川勝文、工部三等技手立川知方を率ひ京都に出發したりといふ。豫め指令の樣子を知りたる結果なるべし。

右の如く表向宮殿の建築は工部省營繕局にて引受け、奥向宮殿等は宮内省内匠寮引受くる事とゝせり。是に於いて一段落付きたりと謂ふべし。依つて兩省當局者は各分擔に應じ着々取調の運びに向ひたり。

然れども兩省分立は經濟上其の他の點に於いて不便尠からざりし故にや、明治十五年五月に至り特に一局を設けられ、宮内省の外局として御造營の工事を總轄する事となれり。これ御造營工事の上に於ける一進歩といふべし。

第二節　皇居御造營事務局

第一　同局の成立及び局員組織

明治十五年五月二十七日　皇居造營事務局を置かれたり、後幾何も無くして　皇居御造營事務局と改稱されたり。最初は規模頗る大にして實に堂々たる狀態なりき。統ぶるに總裁及び副總裁を以てし其の下に局長を置きて專ら局務に當らしめ、尙ほ監事二名を置きて局長を輔けしめ、一は表向、一は奥向を分擔せり。隨つて建築課長及び庶務課長も最初は二名ありたり。而して其の他局員も亦性質上二派に分れたるを以て、工部及び宮内兩省より轉任若くは兼任せしもの甚だ多かりき。而して最初の總裁等は左の如し。

總　裁　三條實美
副總裁　榎本武揚
局　長　杉孫七郎
監　事　平岡通義　櫻井純造
建築課長　白川勝文　森山武光
御用掛　麻見義修
庶務課長　大野利新　穗波某
主計課長　中溝則武

等實に整齊堂々たりしなり。而して建築專門家には御雇教師英國人ジェー、コンドルありて、建築設計用務を擔當せり。コンドルは事務局勤務中は熱心設計等諸般の用務に從事し、設計等に於いて實に用意周到なりき。當時和洋建築の優劣論喧しかりし故、煉瓦壁體内に鐵棒を縱横に挿入することの案を立て、其の模形を造り、以て地震に對する抵抗を增進することの策を立てたり。其の他化學專門家を聘して建築材料を調査せしむる等毫も遺漏無きことを期したり。尙ほ地質檢査を行ふに當り、我が國未曾有の水壓試驗を施し、地質の耐壓力を確めたり。豐明殿附近等の地質檢査は卽ちコンドルの指導により局員の行ひたるものなり。以て此の如き大建築物の基礎の安全を確保することを得た

るなり。

當時進歩思想を有せし榎本武揚が副總裁の椅子に就きしことは、洋風建築の一部復活の氣運に轉せしが如き觀無きにしもあらざりき。後宮内省廳舍の煉瓦造と確定せし如きは、毫も此の事に關聯せざるものとは言ひ得ざるべし。

然るに榎本武揚は永く副總裁の椅子に居ること能はず、就任後久しからずして外國に對する國家的重大用務の爲め他職に轉じたり。依つて副總裁たりしは一時的なりき。

是に於いて宍戸璣副總裁の椅子に據ることゝなりたり。此の如く組織の頗る堂々たりしに拘らず、明治十五年開局以來永く豫備調査を進むるのみにて實地起工の運びに至らざりき。これ一は和洋兩式の孰れが優れるかの論再燃したる等に因り、建築上の大方針に動搖を來し終に荏苒、豫備調査を繰返すのみなりき。

然るに明治十七年に至り初めて大體の方針決定し、其の年の四月十四日　皇居御造營の繩張及び圖面の天覽ありて　勅裁を經て終に事定まれり。是に於いて同月十七日地鎮祭を行ひ、各員分擔の任務に鋭意邁進することゝなれり。

斯の如く工事實行の途に就きし際には、既に事務局の組織頗る縮少されし後にして、御雇教師コンドルも既に去り總裁、副總裁の椅子も廢せられ、課長の椅子も一座となり、最初の組織の尨大なりしに比しては頗る縮少されたるなり。其の時

局　長　杉　孫七郎　　監　事　平岡　通義

庶務課長　大野　利新　　建築課長　白川　勝文

主計課長　中溝　則武

等なりき。唯、時代により職名に變遷あり、又人にも異動ありし故、之を具に擧ぐることは却つて煩にして益なき事なれば省略せり。其の中監事平岡通義は最初より最後迄局務に鞅掌し、工務を一身に引受けて專心誠意事に當り、終に能く大工事を遂行し得たり。大野利新白川勝文も亦終始工務と事務との任に當り熱心鞅掌したり。

斯くて工事竣功に近づくに及び明治二十年十二月二十四日　皇居御造營事務局は廢され、殘業は宮内省内殘業掛に於いて取扱ひ其掛長は

皇居御造營殘業掛長　内匠頭堤正誼

にてありき。亞いで明治廿一年十月十日全く竣工したり。

第二　同局工事實行上の組織、

皇居御造營事務局は、明治十五年開局より同二十年廢局までの間に於いて組織上多少の變遷はありしが、先づ主なる時代に於いては工事關係者を四部に分類したり。卽ち第一部奥向宮殿第二部表宮殿第三部煉瓦造宮内省廳舍第四部土木工事等是なり。

尙ほ建築材料の如き共通のものにありては監材掛あり、其の他煖房掛及裝飾掛等あり

立川知方及び中村一正は第三部の工事に關係せしが、其の中中村は工事の初に於いて逝きたり。木子清敬は第一二兩部の衝に當り樋口正峻中村茂雄は監材掛として奮鬪したり。田中林太郎は終始煖房工事に從事したり。而して第三部に關係せしは新家孝正、河合浩藏、中村達太郎、高山幸治郎等にして、又久米民之助は第四部に在りて橋梁其の他土木工事を擔當せり。

又裝飾意匠に就いては山高信離主として之に任し、掛員を率ゐて意匠慘憺たりき。天井欄間等の意匠の如きは全く山高其の他掛員の苦心の結晶なりといふべし。

辰野金吾は初期に於いて裝飾取調の任を負ひしが、後に日本銀行建築の用務を帶びて洋行せしを以て、實行の際には携らざりしなり。

片山東熊は末期より關係する事となり、專ら家具其の他裝飾物類の監督を擔當し、其の爲め獨逸に特派されたり。蓋し家具類は總て刺賀商會を經て獨逸の商人カール、ローデに註文せし故なり。尙ほ御造營廢局後宮內省大匠師となりて殘業掛の一人となれり。

中村達太郎は第三部の建築に關係せしのみならず、監事平岡通義の手足となり、相談相手となり、外國との電報往復及び其の他專門的對話交渉に就いて參與せり。隨つて勢ひ諸方面に關係せしなり。在獨逸國の片山東熊より電報にて宮殿表向の窓硝子をスティンドグラスに爲したしとの上申ありし際、室內照明缺乏を增すとの理由にて平岡は中村の言を納れ、不承諾との返電を爲したる如きは、後世技術上より考へて、功罪孰れなりしか後人の判斷に任すべし。

第三節　宮殿建築構造の概要

第一　奥向宮殿

奥向宮殿は純和式の木造建築なり。竣工當時に於いては何れも疊式にして大理石前節付の煖爐ありき。

御造營當時の名稱を竣工後改稱せしものあり。次に掲ぐ

改稱名	御造營當時の名稱
奥御座所	常御殿
皇后宮御座所	皇后宮御殿

次に賢所には三殿あり、何れも南面して建てられ、其の東方なるを神殿、中央なるを賢所、西方なるを皇靈殿と稱す。總て壯嚴神靈を極め、更に西方に神嘉殿あり、又賢所の西南部に假賢所ありて、北部には馬場あり。而して其の西に濾地あり、これ宮殿給水の濾地にして御造營の當時設置せしものなり。

第二　表向宮殿

皇居御造營當局者に於いて意匠慘憺たりしは、實に表向宮殿の設計に在りしなり。特に正殿及び豐明殿の大建築に於いては、斯かる建物として舊來に例の無き折衷式を以て建築せんとせしを以て、當局者の苦心は實に非常なりしなるべし。

正殿　これ卽ち御造營當時に於いて謁見所と唱へたる宮殿なり。曩に赤坂に建造中なりし石造のものとは全く別のものにして、木造銅屋根の大建築なり。其の建坪二百二十三坪九合一勺三才、軒坪五十三坪九合一勺三才、造營費拾四萬八百五拾九圓八拾九錢にして、明治廿一年五月二十三日の竣工なり。

豐明殿　御造營當時は饗宴所と稱せし宮殿にして、建坪二百六十五坪三合四勺六才、軒坪六十四坪九合、造營費拾六萬貳千四百九拾圓貳拾五錢七厘、竣工は明治二十年十一月三十日なりき。

以上二大建築御屋根は高く聳え、馬場先等より仰げば向つて右なるは豐明殿にして、左なるは正殿なり。御屋根の銅色特に優雅にして森嚴なり。

千種之間　御造營中後席之間と唱へしものにて、豐明殿の西南に隣りし、建坪二百五十五坪八合四勺一才、軒坪三十坪五合三勺九才、造營費拾五萬七千貳百五拾四圓四拾七錢參厘、竣工は明治二十年十一月三十日なり。

西溜之間　建坪二百十七坪二合六勺八才、軒坪六十五坪二合六勺、造營費拾萬參百九拾貳圓九拾錢貳厘、竣工は明治二十年十一月三日なりき。

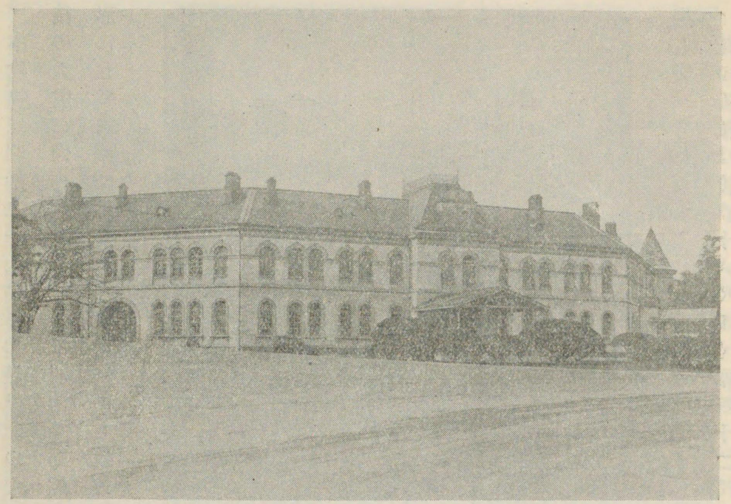

第十一圖　宮內省廳舍

東溜之間　こは西溜之間と同大なり。表御座所　御造營中は御學問所と稱せし御間にして、宮中唯一の二階建木造なり。蓋し奥と表との間に介在する故高低の差あるより、自然二階建の必要起りしのみならず、當事者は巧に地勢を利用したりと謂ふべし。

以上の外奥及び表の御室は甚だ多けれども、主なるものゝみを記し他は省略することゝす。

第三　宮內省廳舍

煉瓦造二階建にして內外漆喰塗なり。建坪千五百四十一坪九合九勺九才、軒高地盤より蛇腹上ば迄四十尺七寸、而して建築費は三拾七萬千五百參拾貳圓參拾壹錢七厘。

本建物は明治二十七年の震災後、念のため内側に木材を縦横に施して補強を爲し、以て後の大震に備へたり。斯くて明治年間能く使用に堪へたり。本建物は全部松の杭打地形にして、前面は比較的柔軟なれども、後方崖に接せる部分は地質頗る堅く杭の入込み頗る困難なりき。

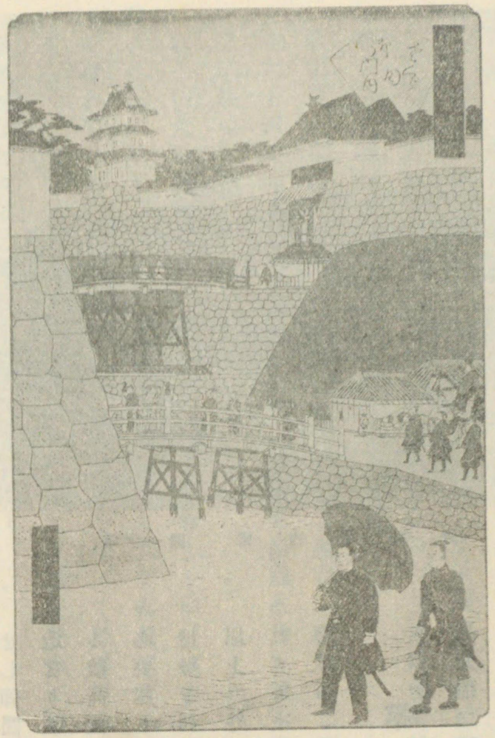

第十二圖　舊二重橋を明治から現はしたる圖

第四　橋梁

(一)　正門前の石橋

(舊大手橋のありし所)

宮城門前の橋は俗に二重橋と稱せらるゝものなれども、其の實二重橋は奥にある高き橋を言ひしなり。木造二重なりし其の橋は鐵橋に架し變へられたること次項の如し。

此の石橋は渡百十六尺四寸、幅四十二尺二寸、工費五萬九千貳百拾六圓五拾六錢五厘に

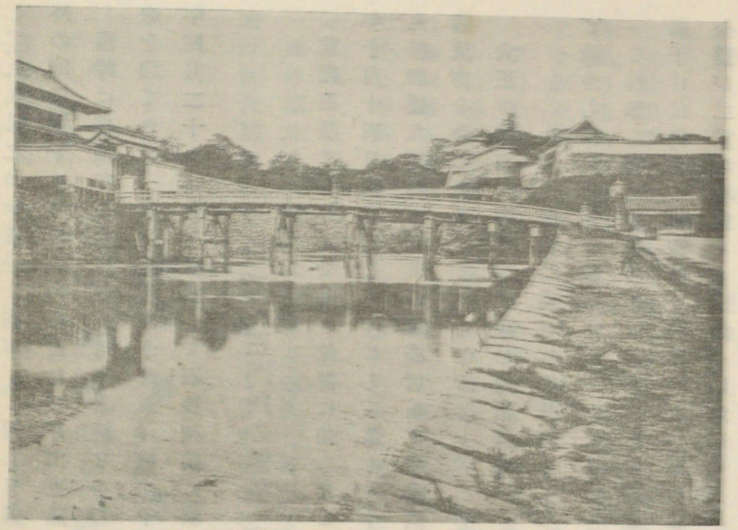

第十三圖　舊大手橋及び二重橋

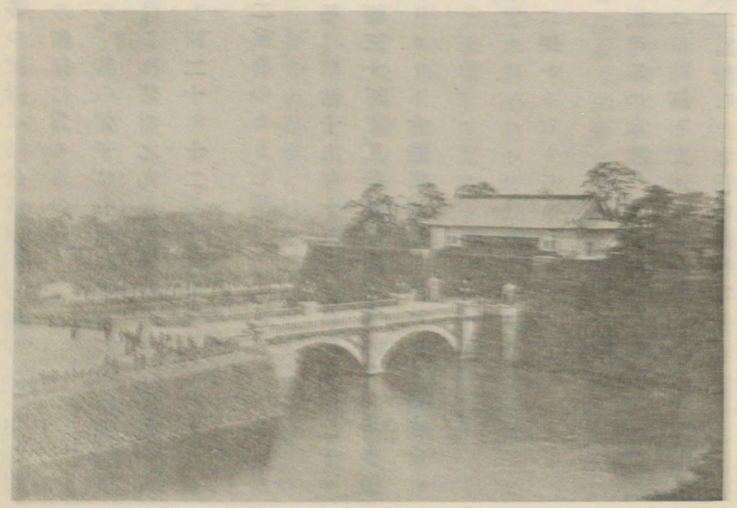

第十四圖　宮城正門前石橋

して、久米民之助の設計に基づく。而して欄干等の設計は河合浩藏の考案なり。但、橋以外の堀岸、欄干は後の時代に屬して、片山東熊等の指揮に爲るものなり。

舊時は緩穩なる古代の反弓形木橋なりしなり。其の欄干は各所に飾るに青銅製擬寶珠を以てせり。其の長百四十尺五寸、幅二十五尺、これ舊西之丸大手橋なりき。明治十九年四月二十九日之を撤去して石橋架設に着手し、同二十年十二月十六日竣工したり。

(二) 正門内の鐵橋（舊二重橋のありし所）

前記石橋と平行して高き位置に架したる鐵橋は、明治十九年十月三十日起工、同二十一年十月十四日竣工せしものにして、渡り八十尺幅三十五尺、工費金四萬七千六百九拾壹圓九拾四錢九厘なり。其の鐵橋材料は獨逸國ハーコート會社支店なる東京伊理斯商會に購買方を命じたり。

大正年間東宮御慶事の際に岡山高蔭が

大内の御堀に高き二重橋天よりつちに掛かるなりけり

と詠せしは此の高き橋なり。

これ卽ち舊二重橋のありし處にして、舊橋は反弓形の木橋にて長九十六尺、幅二十二尺、欄干には青銅の擬寶珠を裝飾せり。其の橋下には柱脚を支承する爲めの臺ありて、恰も全體が二重の橋梁なるが如く見えたり。これ二重橋なる名稱の起原なり。

(三) 吹上と山里間の釣橋

御造營着手前に既に架しありたる釣橋は何人の設計に成りしか不明なれども、恐くは外國の土木技師なりしならん。深き溪谷の上に高く長姿を現はし、幽邃の裡に忽然として奇觀を呈し、えも言はれぬ風情なりしなり。

明治十四年十月十八日御造營宮殿の位置撰定の商議ありたる際、此の道灌濠に架設したる釣橋を石橋に改築せんか、將濠の其の部分を埋塡して道路と爲さんか、議論二派に分れ論駁頻りなりしなり。蓋し釣橋は動搖して渡行者に危險を感せしめし故に、其の撤廢は已むを得ざりしなり。後明治十七年一月十一日宮内卿より通達ありて塡立と治定されたり。

此の塡立には地方の篤志者蝟集し、許可を得て勞力に從事したり。而して男女の勞力者は紋付羽織にて土の運搬をなすと言ふ奇觀を呈したりき。

第五　雜　件

(一) 宮城の名稱

宮殿建築既に竣功を告げたれば、明治二十一年十月二十七日皇城を宮城と稱すること

となれり。

宮内省告示第六號

皇居御造營落成ニ付自今宮城ト稱セラル

明治二十一年十月廿七日　宮内大臣

(二) 宮殿の名稱

明治二十一年十月十七日宮殿名に就いて其の向より當局へ伺出たる意見書次の如し。

皇居御造營竣工宮殿名之儀御沙汰之次第モ有之に付審案候處、從前大内裏ニ於テハ御門名ヲ初メ殿堂院舍等總テ唐朝ノ制ヲ模セラレ候處、右ハ其ノ構造樣式ノ差別ニ依リ或ハ殿ト稱セラレ候儀ニ可有之、然ルニ當今ニ至リテハ其構造モ昔日ノ御體裁ト異リ居候ニ就テハ、諸御建物ヘ悉ク殿名ヲ附セラルヽ事實ニ於テ穩當ナラザルベク、又從前太極殿ハ外朝ノ公堂紫宸殿ハ官禁ノ正廳に有之、然ルヲ今回宮城ノ殿名ニ御轉用相成候モ如何有之哉、旁以テ左ノ通取調仰高裁候也。

正殿　謁見所
鳳凰間　内謁見所
豐明殿　饗燕之間

豐明殿ハ其儀蓋シ君臣ノ歡醉を形容スルニ出テ、遂ニ朝廷一大節會ノ定名トモ相成候次第ニ付、饗燕ノ御場所ニ此名ヲ附セラレ候ハ可然義ト存候。

右之外

御座所　御學問所
奥御座所　常御殿
皇后宮御座所　皇后宮御殿

右之如ク其實ヲ稱シ別ニ名稱ヲ附セラレサル方可然ト存候。

右大體相伺候間　御允裁之上ハ夫々詳細ニ取調可奉伺候也。

但、後席ノ間竝ニ其餘ノ御小間御廊下等ハ譬ヘバ豐明殿西ノ間正殿東ノ間又ハ正殿南廊下豐明殿東廊下ト唱ヘ、又正殿豐明殿ニ屬セザル溜ノ間等ハ張付粧飾花卉又ハ禽鳥ノ名ニシテ稱呼ニ宜シキモノヲ撰ビテ定メラレ可然ト存候。

斯くて宮殿主要部分の名稱は原案差出濟なりしが、尚ほ他の部分の名稱に就いて明治二十一年十二月十日次の如く伺出でたり。

宮殿御殿名之義正殿鳳凰間豐明殿御座所皇后宮御座所等ハ過日伺定尚後席ノ間其他各室名稱之義ハ追テ可相伺筈ニ相成候ニ付、即チ別紙ノ通取調仰高裁候也。

之に對する指令は次の通り但十二月十七日附なり。

（別紙は省略す）

御造營中ヨリノ名稱ニ可據置旨御沙汰相成候事。

是に於いて十二月二十七日確定名稱を正式に宮内省より其の向々へ布達相成りたり。

即ち次の通り。

宮城謁見所以下殿名左記ノ通御定メ相成候條此段相達候也

御造營中唱ヘシモノ

殿名	
正殿	謁見所
鳳凰間	内謁見所
豐明殿	饗燕ノ間
御座所	御學問所
奥御座所	常御殿
皇后宮御座所	皇后宮御殿
藤ノ間	皇太后宮御休所
胡蝶ノ間	同御次

明治二十一年十二月二十七日　本省

省中職寮局課掛所院校

其の他翌二十二年一月十九日附にて左記の通り追加相成りたり。

竹ノ間	小食所
牡丹ノ間	婦人ノ間

(三) 萬民の誠忠

御造營につき金員献納者は十六萬三千六百九十八人にして、金額は金參拾參萬貳千七百六拾圓

物品献納者は六十八人

勞力獻納者は九千七百二十九人

次に御造營に關する和歌を掲げん

明治八年　勅題　宮内省十等出仕渡忠秋

都鄙迎年

大縣小縣もみな大宮を造らんとしそ立ちわたるらん

しの字は休め言葉なるべし。

明治十三年　勅題　正八位　渡　忠秋

庭上鶴馴

あしたつも大宮つくり思ふらん雲居のにはを踏みならしつゝ

明治十五年　勅題　宮内省四等出仕從五位　高崎正風

河水久澄

大宮のうちにひかれて玉川の水はいよいよ澄みわたるらん

第四節　工部省關係の諸建築

第一　便宜上一時他官廳にて實行せし建築

從來建築工事は大藏省土木寮の管掌なりしが、明治七年一月より工部省の管轄に歸し、其の省内製作寮建築局に於いて取扱ひたり。後營繕寮新設されて總ての工事は其の管掌に歸せり。後更に官制の改正ありて營繕局となり、最後に營繕課となり、時代に應じて事務も亦大に浮沈ありたり。

明治七年頃、工部省に於いて營繕事業は草創の際なりし故にや、當時の大工事なりし内務大藏兩省の建築は工部省に於いて着手せずして、右兩省に於いて自身實行するに至れり。

(一)　筋違萬代橋際租税寮出張所

此の建築は工部省の手により實施すべき筈の處、便宜上大藏省に於いて施工したるなり。今之に關する往復文書を次に掲げ、以て其の當時の建築關係手續の狀況其の他を窺知し得ることは、頗る吾人の興味を感ずる所なり。

先づ大藏省土木寮用度課營繕懸より左記の通りの伺書を差出したり。これ明治七年四月五日附にして、其の附箋に明治六年十二月御勘定に相立候事とあり。即ち後世の語にて言へば豫算に編入濟となりたるなり。既に豫算に編入したるを以て、用度課營繕掛にては成るべく至急着手したき意にて、次の如き着手伺とも言ふべきものを差出したるなり。

筋違萬代橋際租税寮出張所新築御入用別紙仕樣書ヲ以テ、圖面之通念入口々積立候處、金八千參百拾五圓餘ニ相成申候。尤御許可之上者、尚一層實事夫々入札之上增減高可申上候。依而此段相伺申候也。

右の如き伺書が土木寮より出でたるに順序として檢査寮へ廻送されたる時、同寮にては之を見て手續上の缺陷を發見して用度課へ抗議申込みたること次の如し。

書面租税寮出張所之儀、既に御決濟ニ者候得共、新營之儀ニ付正院へ御上申相成候方可然ト存候。尚御賢考有之度候也。

斯くて用度課は一本參りたる體なり。さて以上の經緯に於いて、吾人は其の當時に於いても新營は時の内閣なる正院へ手續を爲すべき筈なりし事を知り得るなり。但、其の手續に就いては明治六年既に規程ありしか、又は規程なかりしか、唯、檢査寮よりの注意に止りしか、孰れなりしか不明なり。若し規程樣のものありとすれば、萬事草創の際にして用度課吏員も未だ之に慣れざりし故、正院へ上申するの手續に氣附かざりしなるべし。

以上は明治六年十二月の出來事なり。然るに翌明治七年一月よりは諸官廳の建築工事は、總て工部省の管掌となり。是に於いて大藏省に於いては次の如き伺書を太政大臣に提出したり。

先般當省租稅寮出張所府下筋違萬代橋際へ致設立度、右地所之義ハ官廳地に於て御取極相成可然旨ハ既ニ伺濟に有之、其節右出張所建築之儀、追而可相伺候段、口頭ヲ以テ申上置候處、今般別紙圖面之通圖略實地取調概算凡ソ金八千參百拾五圓餘ニ相成リ候。然ルニ右出張事務取扱之儀從來三井組地内等借受罷在候得共、目今立退之儀同組ヨリ頻ニ催促申出候ニ付、右御許可之上至急營築爲取掛候都合ニ候間、急速何分之御指揮有之候樣致度、且右新築之儀者素ヨリ定額外ニ付、工部省ニ於テ建築事務取扱可相成義之處、卽今差急萬端手繰モ有之候ニ付、當省ニ於テ營築致シ追而竣功之上精算勘定仕上取計候樣致度、此段相伺候也。

明治七年四月十三日　　大藏卿大隈重信代理
　　大藏少輔　吉田　清成

太政大臣　三條實美殿

追テ別紙圖面御指揮之節御返却有之候樣致度候也

右の如く大藏省より左院へ伺出でたる處、卽座には許可なく、先づ翌十四日の日附を以て次の如く、左院より大藏省へ宛てゝ申出でたり。

租稅寮出張所新築之儀御伺出相成右者入費高積書至急御廻し有之度候也

明治七年四月十四日　　左院財務課長

大藏大少丞御中

猶以本文建築之儀ハ定額外新築之廉ニ付工部省へ御達之手順ニ可相成此段爲御心得申添候也

此の要求及び申出に對して、大藏省よりは卽日左院へ左記の如く回答し、尙ほ工部省へ御達には不及と追記し、頗る强硬の態度を示したり。卽ち次の如し。

租稅寮出張所新築入費高積書御廻し可申旨承知則別紙積り書差出申候追而御指揮之節圖面同樣御返却有之度此段及御回答候也

七年四月十四日　　左院財務課長　熊谷大藏大丞

追而本文建築之儀ハ素ヨリ定額以外ニ候得共、卽今差急キ萬端手繰モ有之候ニ付、當省ニ於テ營築致シ候積リニ有之、尤竣功之上精算勘定仕上申上候積リ、依テ工部省へ御達ニハ及不申候。此段モ及御回答候也。

是に於いて左院は大藏省の强硬なる態度を見て、然らば其の理由を詳細承知したしとの事を照會したること次の如し。

租稅寮出張所新築之儀云々、及御懸合候處右新築之儀ハ素ヨリ定額外ニ候得共、卽今差

急萬端手繰モ有之候ニ付、御省ニ於テ營築御取計之積御回答之旨承知。右ハ先般營繕事務御達之通リ工部省ニ於テ可取扱筈ニ候得共、便宜ニ依リ御省ニ於テ御取計相成度義ニ候ハバ、其事故詳細御伺書ニ御陳述有之度、此旨及御掛合候也。

明治七年四月十五日　　左院財務課長

大藏大少丞御中

是に於いて大藏省は、更に伺書を別に作りて改めて之を提出し、且、前伺書は之を取戻すことにしたり。次の如し。

租税寮出張所新築之儀ニ付、本月十三日伺書上達致候處猶取調之義有之、更に別紙上達致候間、最前之伺書御下戻相成度候樣致度、此段及御懸合候也。

七年四月十八日　　大藏大少丞

史官　御中

追而最前之伺書ニ附屬之書類者今般上達之伺書ニ御差添相成度及御依頼候也。

これと同時に次の如き正式の書類を送附したり卽ち前文中にある別紙とは此の事なり。

先般當省租税寮出張所府下筋違萬代橋際へ致設立度、右地所ノ義者官廳地ニ御取極相成可然旨ハ既ニ伺濟ニ有之、其節右出張所建築之儀、追而可相伺候段、口頭ヲ以申上置候處、今般別紙圖面ノ通リ實地取調概算凡ソ金八千參百拾五圓餘ニ相成候。然ルニ右出張事務取扱之義、從來三井組地内等借受罷在候得共、目今立退ノ儀同組ヨリ頻ニ催促申出候ニ付、右御許可之上至急營築爲取掛候都合ニ候間、急速何分ノ御指揮有之候樣致度、且、右新築之儀者素ヨリ定額外ニ付、工部省ニ於テ建築事務取扱可相成義ノ處、卽今差急萬端手繰モ有之候ニ付、當省ニ於テ營築致シ、追而竣功之上精算勘定仕上取計候樣致度、此段相伺候也。

明治七年四月十八日　　大藏少輔　吉田　清成

太政大臣　三條實美殿

此の十八日附の伺書は前記十三日附のものと全く同文なり。然るに十三日附の伺書を初めて提出ありたる以來、往復數回にして頗る煩雜を極めたれども、十八日附の伺書に對しては萬事交渉濟の事とて、四月廿五日附にて「伺之通」といへる指令ありたり。此の如く幾多の曲折を經て終に其の工事を大藏省自ら實行し得るの許可に接したり。是に於いて同省は用度課に對し、次の如く令達したり。

今般租税寮出張所府下筋違萬代橋際へ設立致シ候ニ付右建築工部省ニ於テ取扱候筈之處至急ノ義ニテ事務之手繰モ有之候條其課ニ於テ營業事務取扱追テ落成之上精算勘定仕上可差出候事。

但、本文之義ハ委細租税寮へ打合可取計候事。

是に於いて大藏省は、工部省に依頼せずして直接工事を施行し得る事となれり。是よ

り先、内務省廳舍の建築に就いては、明治六年十二月に於いて内務省自ら工事實行の許可を得しを以て、既得權により明治七年後も内務省自ら工事を擔當せり。次に租税寮出張所建築に就いては、其の手續が明治七年一月以後なりしを以て、接衝頗る面倒なりしならん。

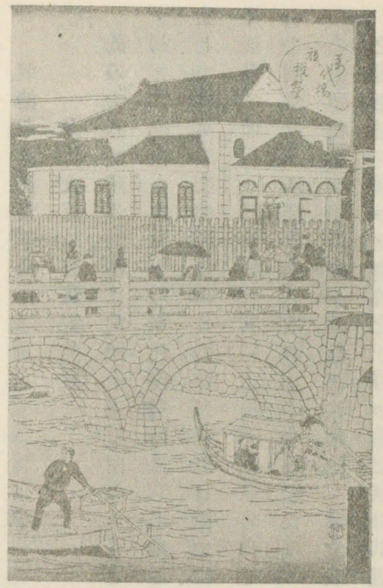

第十五圖　萬代橋租税寮出張所

さて租税寮出張所の建築は次の通り。（仕様書より抜萃）

一　桁行七十二尺　梁間三十尺
軒高腰石上端より桁峠迄
二十五尺
西洋兩妻脇屋根正面切
妻迄本家二階建腰卷石
伊豆スサキ青石石四側
積家根棧瓦葺角々ツヅラ石中村青石組揚ヶ外廻リ惣體茶色漆喰塗化粧臺輪竝
軒蛇腹共白漆喰内廻り惣體張付
一　二十四尺　玄關前同斷
此建坪八坪
合　六十八坪

右の外表門は西洋門にして玉子色ペンキ塗、又門番所は外廻り西洋造にして桁行三間梁間二間なり。其の他平家建の建物四棟ありて、各棟は桁行二十四尺、梁間十二尺、軒高十三尺五寸、屋根は片小棟造なり。四棟合計六十四坪、依つて總計百三十二坪なり。次に角柵に付いては左の如し。

一　長延テ百〇六間六分　外通　土臺建角柵
高土臺上バヨリ九尺　但裏板打
但板打八尺　送り五立
附　小猿扣
五十五組
土臺は檜にして押五寸角又柵子は杉押三寸五分角

（二）租税寮出張所構内倉庫

以上は明治七年の出來事なり。然るに明治八年に至り更に倉庫新築の必要を感じ、又々工部省の手を經ずして大藏省自ら施工し度き希望を以て、次の如く伺出でたり。但、茲に一の注意すべき事あり。

明治七年の書類中には　萬代橋
明治八年以後には　萬世橋

而して以前はヨロヅヨバシと言ひたるに、大正年代に至つてはマンセイバシと唱へ居

ることも面白き變遷なり。

府下第四大區一小區萬世橋際租稅寮出張所構內倉庫一棟新築之儀昨年七月相伺候處御許可相成候ニ付、目今建築中ニ有之候。然ルニ追々印稅發行生絲印紙ヲ始メ諸鑑札類竝證劵界紙等何レモ數億萬之巨額ニ而圍置候場所差支候得共、從來當省構內ニ於テ堅牢之倉庫一棟有之前文萬世橋新築之倉庫ト併セテ二棟是ヲ以テ不足無之見込ニ有之候處、右堅牢之倉庫ハ內務省設立以來構內ヲ中分シ、右倉庫同省之區域ニ屬シ候折柄、同省ヨリ請求之趣モ有之終ニ引讓可申運ビニ相成、目下出張所構內へ建築之倉庫一棟ニ而ハ到底引足不申候ニ付、他尋常之倉庫ヲ可借受意構ニ候得共、危險之處ハ勿論運搬不便隨テ冗費モ相嵩候ニ付、此度省議相盡シ右出張所構內へ今一棟增築可致旨ヲ以テ經費取調候處、別紙圖面仕樣書之通ニ候間、凡積リ金五千貳百貳拾五圓四拾錢此際別途御下渡增築之儀御許可相成度、尤一棟增築致候共、右圍場引足候義ニハ更ニ無之候得共、出張所構內へ建築候得ハ、水陸之便ヲ得府縣へ渡方並ニ出納之際運搬之便萬端都合モ宜シク、素ヨリ費途多端之時節柄廉々致節略、目下ノ急ヲ相凌候迄ニ有之候。就テハ工部省工役取扱可致筋ニ候得共、先般伺濟之倉庫建築未タ落成ニ不至、當省ニ於テ董役罷在候央ニ付、引續今般相伺候。倉庫モ建築取掛候得ハ、諸般手繰之都合モ有之候ニ付、是亦於當省右工役取扱致シ、可然存候。出張所並兩倉庫建築入費ノ儀ハ一般落成之上精算勘定可致候間、至急何分之御裁可有之候樣致シ度因テ別紙書類相添此段相伺候也。

明治八年一月廿二日　　大藏卿　大隈　重信

太政大臣　三條實美殿

之に對して次の如き指令ありたり。

伺之趣聞屆經費金五千貳百貳拾五圓四拾錢別途相渡候落成之上精算帳ヲ以テ過不足可申出事。

明治七年二月八日

右倉庫は外部石張にして、其の內側はアゼリ羽目に爲し、之に砂を詰めたる構造なりしことは次の如し。

石藏一棟（仕樣書より拔萃）

一桁行四十二尺　梁間十八尺

軒高腰卷上端ヨリ桁峠迄十九尺、

但六歩高配

此坪二十一坪

二階家造石藏屋根小棟造兩面磨キ棧瓦葺腰卷石伊豆惠比須崎青石三側積同上水切石一ト通岩岐石据付角々葛籠石伊豆惠比須崎軒蛇腹石同斷壁石同州斑石內廻リ惣體南蠻漆喰塗上ケ干砂詰メアゼリ羽目屋根惣漆漆喰三篇仕上

以上租稅寮出張所と石藏とは同構內に在りしを以て、序を以て大藏省にて施工監督せ

しことは、理由なきに非ざるなり。然るに其の後場所の全く異なりたる、丸之内大手町なる大藏省構内に國債檢査兩寮並雜具庫を新築するに當りても、大藏省は又々工部省の手を煩はす事なく、大藏省自ら建築實行の任に當らんとして、次の如き伺書を提出したり。

從來諸建築は總て同省の管掌なりしを以て、工部省に委ぬる事は頗る名殘惜しき故にや。

(三)　國債檢査兩寮並に雜具庫

當省各寮課之儀、過ル六年中内務省被置候ニ付、兩省事務隔絶不致平素通議談判等都合ノ爲メ兩省一棟ニ致建築、右新築之半部分ハ當省本局分課ニ相用各寮之分ハ在來家屋之方へ部局ヲ設ケ罷在候處、素ヨリ舊姫路藩邸之儘相用候儀ニ付、屋宇狹隘隨テ物置下部屋長屋向迄夫是補理建繼等致シ、漸次事務相辨居候得共、今日ニ至リ候テハ最早補理建繼之場所モ相逼リ候折柄、國債檢査兩寮ノ如キ逐次成規ノ更張ニ隨ヒ、各般之事務日一日ヨリ致增加、兩寮之各部頗ル狹少ニ立至リ、是カ爲メ事務取扱上實際差支候儀ニ有之、且、省中用度之諸品雜具等豫テ可入置場所無之是又實況差支候ニ付、是トモ今般省議相盡シ、別紙甲號圖面之通國債檢査兩寮一棟宛乙號圖面之通雜具庫一ケ所何レモ當省構内へ新築致度見込ヲ以精々節略ヲ加へ、經費取調候處右兩寮概算金壹萬五千五百五拾圓雜具庫同金千百四拾貳圓五拾錢合金壹萬六千六百九拾貳圓五拾錢ニ相成候間、定規外ニテ別途御下渡右建築御許可相成候樣致度、尤工役之義工部省ニ於テ取扱可相成筋ニ候得共、即今差急百端手繰之都合モ有之候間、當省ニ於テ右營築工業取扱致シ、竣功之上精算勘定具陳可致候間、至急何分之御裁下有之候樣致度、依テ別紙圖面甲乙號並仕樣帳兩冊相添此段相伺候也。

明治八年二月十日　　大藏卿　大隈重信

太政大臣　三條實美殿

是に對して左の指令ありたり。即ち聞屆けはするも建築費は大藏省の定額内にて支辨し、別途よりは支出せずとの指令なり。然れども工部省の手を經ずして可なりとの事なり。是に於いて大藏省自ら施工することの目的は充分達せしなり。

伺之趣建築ノ儀ハ聞屆候條其省定額金之内ヲ以取計事

明治八年二月廿二日

是に於いてか大藏卿は用度課へ次の如く達したり。

國債檢査兩寮並雜具庫新築之儀曩日稟申有之候仕樣書之通經費合金壹萬六千六百九拾貳圓五拾錢ヲ目途トシ、麁造無之樣精々吟味ヲ遂ゲ、迅速工業ニ取掛リ可申此旨相達候事。

但經費金額ハ悉皆當省本年定額内ヨリ仕拂可致候事

斯くて國債寮檢査寮及び物置の建築は、遂に大藏省に於いて實施することゝなり、同省は本望を達せしなり。而して以上建物の構造の概要は次の如し。